

南越前町地域防災計画

〈資料編〉

南越前町防災会議

平成 19 年 3 月作成

平成 25 年 5 月修正

平成 27 年 3 月修正

平成 31 年 2 月修正

令和 7 年 3 月修正

資料編 目次

条例・規則・要綱等.....	1
1. 南越前町防災会議条例.....	1
2. 南越前町災害対策本部条例.....	3
3. 南越前町防災会議委員名簿.....	4
4. 災害弔慰金の支給等に関する条例.....	5
5. 南越前町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	9
協定関係.....	13
6. 協定書一覧.....	13
防災関係組織・体制等.....	93
7. 南越前町災害対策本部組織.....	93
8. 南越前町の行政組織.....	94
9. 南越消防組合組織.....	96
10. 南越消防組合の消防力.....	97
11. 災害時優先電話.....	100
12. CATV 電話告知放送グループ番号一覧.....	101
13. 無線局設置状況.....	102
避難所・輸送・備蓄等.....	103
14. 南越前町避難施設一覧（原子力災害除く）.....	103
15. 防災ヘリ離着陸場所.....	108
16. 水防資器材備蓄.....	109
17. 防災資機材等の備蓄.....	110
18. 町保有車両一覧.....	111
公共施設等の現況.....	112
19. 下水道の現況.....	112
危険箇所・区域、危険物施設等.....	113
20. 過去の災害.....	113
21. 土砂災害警戒区域指定状況.....	121
22. 地すべり防止区域.....	123
23. 急傾斜地崩壊危険区域.....	124
24. 雪崩危険箇所.....	125
25. 山腹崩壊危険地区.....	128
26. 崩壊土砂流出危険地区.....	133
27. 砂防指定地.....	140
28. 危険物施設一覧（危険物、火薬、毒物劇物）.....	145

医療・福祉・教育施設等	147
29. 医療施設.....	147
30. 社会福祉施設.....	148
31. 教育施設（学校・こども園等）.....	149
32. 社会教育施設.....	150
33. 保健体育施設.....	151
34. その他の公共施設.....	152
35. 要配慮者利用施設及び連絡体制.....	153
36. 福祉避難所.....	154
基準等	155
37. 被害程度の認定基準.....	155
38. 災害救助法適用基準.....	159
39. 災害救助法による救助の程度、方法および期間.....	160
40. 警報の種別および発表基準.....	165
41. 警報・注意報や天気予報の発表区域図.....	169
42. 気象庁震度階級関連解説表.....	170
様式等	175
43. 被害状況報告様式.....	175
44. 災害弔慰金関係様式.....	181
45. 医療協定に関する様式.....	200
46. 非常通信用連絡用紙.....	210
47. 緊急通行車両関係様式.....	211

条例・規則・要綱等

1. 南越前町防災会議条例

平成 17 年 1 月 1 日

条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、南越前町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南越前町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて南越前町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福井県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福井県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 南越消防組合南消防署長及び南越消防組合南越前消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公共的
事業を営む法人の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、30 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、福井県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 南越前町災害対策本部条例

平成 17 年 1 月 1 日
南越前町条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、南越前町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）に、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）および現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

3. 南越前町防災会議委員名簿

委員別	所 属	住 所	電 話
会 長	南越前町長	南条郡南越前町東大道 29-1	0778-47-3000
1 号委員	第八管区海上保安本部敦賀海上保安部長	敦賀市港町 7-15 敦賀港湾合同庁舎	0770-22-0191
2 号委員	丹南土木事務所長	越前市上太田町 42-1-1	0778-23-4966
	丹南農林総合事務所長	越前市上太田町 41-5	0778-23-4530
	丹南健康福祉センター所長	鯖江市水落町 1 丁目 2-25	0778-51-0034
3 号委員	越前警察署長	越前市日野美 2 丁目 33	0778-24-0110
4 号委員	南越前町副町長	南条郡南越前町東大道 29-1	0778-47-3000
	〃 総務課長	〃	〃
	〃 観光まちづくり課長	〃	〃
	〃 町民税務課長	〃	〃
	〃 保健福祉課長	〃	〃
	〃 農林水産課長	〃	〃
	〃 建設整備課長	〃	〃
	〃 議会事務局長	〃	〃
	〃 教育委員会事務局長	南条郡南越前町東大道 32-5	0778-47-8005
5 号委員	南越前町教育委員会教育長	南条郡南越前町東大道 32-5	0778-47-8005
6 号委員	南越消防組合南消防署長	南条郡南越前町湯尾 14-4-2	0778-45-0119
	南越前消防団長	南条郡南越前町湯尾 14-4-2	0778-45-0119
7 号委員	南越前町区長会連合会長		
	南条郡森林組合代表理事組合長	南条郡南越前町今庄 2-18-1	0778-45-0019
	河野村漁業協同組合代表理事組合長	南条郡南越前町甲楽城 7-33-1	0778-48-2002
	越前たけふ農業協同組合南条支店長	南条郡南越前町東大道 28-4-6	0778-47-3030
	西日本電信電話（株）福井支店長	福井市日之出 2 丁目 12-5	0776-20-9811
	北陸電力（株）丹南支店長	越前市新町 10 字東野末 1-6	0778-23-1215
	南越前町赤十字奉仕団長	南条郡南越前町脇本 17-38-1	0778-47-3601
8 号委員	学識経験者または自主防災組織を構成する者		

4. 災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 1 月 1 日
南越前町条例第 15 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章	災害弔慰金（第 3 条―第 8 条）
第 3 章	災害障害見舞金の支給（第 9 条―第 11 条）
第 4 章	災害援護資金の貸付け（第 12 条―第 15 条）
第 5 章	補則（第 16 条）
附則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1)「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2)「町民」とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)前号の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)とする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めること

ができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250万円以内とし、その他の場合にあっては125万円以内とする。

(準用規定)

第11条 第7条および第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、そ

の住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年）とする。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 前項に規定する保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は令第 9 条の違約金を包含するものとする。

- 3 貸付けの利率は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

（償還等）

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章 補則

（委任）

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の南条町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 50 年南条町条例第 8 号）、今庄町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年今庄町条例第 18 号）又は河野村災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 7 年河野村条例第 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 4 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 14 条及び第 15 条の規定は、令和 4 年 8 月 4 日以後の災害援護資金の貸付けについて適用する。

5. 南越前町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 1 月 1 日
南越前町条例第 18 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）
第 2 章 災害弔慰金の支給（第 2 条・第 3 条）
第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 4 条・第 5 条）
第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 6 条―第 18 条）
附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、南越前町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年南越前町条例第 15 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条 町長は、本町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況

- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
 - (4) 支給の制限に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- (必要書類の提出)

第5条 町長は、本町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込書の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第 4 号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（様式第 5 条。保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書をいう。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第 10 条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第 11 条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第 6 号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第 8 号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第 9 号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
- (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- (督促)
- 第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。
- (氏名又は住所の変更届等)
- 第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。
- 第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

協定関係

6. 協定書一覧

番号	協定名称	協定締結先	締結年度	更新年度
(1)	岐阜県揖斐郡消防組合との消防相互応援協定	揖斐郡消防組合	H4	
(2)	福井県市町村災害時相互応援協定	福井県、福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、永平寺町、あわら市、坂井市、池田町、越前町、若狭町、美浜町、おおい町、高浜町	H8	H28
(3)	福井県市町村防犯隊相互応援協定書	福井県、福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、永平寺町、あわら市、坂井市、池田町、越前町、若狭町、美浜町、おおい町、高浜町	H9	
(4)	福井県防災ヘリコプター応援協定	福井県	H9	
(5)	災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人 武生医師会	R17	R3
(6)	福井県市町村消防相互応援協定書 (福井県広域消防相互応援協定)	敦賀美方消防組合、南越消防組合、若狭消防組合、鯖江・丹生消防組合、嶺北消防組合	H18	
(7)	滋賀県伊香郡消防組合との消防相互応援協定 (滋賀県湖北地域消防組合との消防相互応援協定)	伊香郡消防組合	H18	
(8)	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人 コメリ災害対策センター	H18	
(9)	災害時におけるエルピーガスの供給に関する協定	社団法人 福井県エルピーガス協会	H19	
(10)	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	財団法人北陸電気保安協会	H20	
(11)	災害時における相互援助協定	岐阜県羽島市	H23	R3
(12)	災害時における応急対策業務等に関する協定書	南越前町建設業会	H23	H27
(13)	「災害時等の応援に関する申し合わせ」	国土交通省近畿地方整備局	H24	
(14)	危機発生時等の支援活動に関する協定	南越前町商工会	H25	
(15)	災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	福井県民生活協同組合	H26	

番号	協定名称	協定締結先	締結年度	更新年度
(16)	原子力災害時における南越前町民の広域避難に関する協定書	永平寺町	H27	
(17)	災害時相互応援協定	永平寺町	H28	
(18)	臨時災害放送局の開設に関する協定	特定非営利活動法人たんなん夢レディオ	H29	
(19)	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R2	
(20)	災害時における建築物等の解体撤去に関する協定	福井県建物解体業協会	R3	
(21)	包括的地域連携に関する協定書	北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	R3	
(22)	南越前町と南越前町内の郵便局との協力に関する協定書	南越前町内の郵便局	R3	
(23)	包括的地域連携に関する協定書	南越前町内の郵便局	R3	
(24)	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社	R4	
(25)	防災減災パートナーシップに関する協定書	福井放送株式会社	R5	
(26)	災害福祉活動に関する相互連携協定書	社会福祉法人南越前町社会福祉協議会、武生ライオンズクラブ、今立ライオンズクラブ、武生セントラルライオンズクラブ	R5	

(1) 岐阜県揖斐郡消防組合との消防相互応援協定

(平成 4 年 10 月 22 日)

南越消防組合（以下「甲」という。）と揖斐郡消防組合（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害等の発生に際し、これの鎮圧および被害の軽減を図るため、甲と乙間における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域）

第 2 条 この協定の実施区域は、甲と乙が管轄する地域（以下「協定区域」という。）とする。

（災害等）

第 3 条 この協定において「災害等」とは、大規模災害、爆発その他の特殊な災害であって、消防相互応援協定に係る運用細目（以下「運用細目」という。）で定めるもの並びに協定区域相互の境界付近に発生した火災または行方不明者捜索（以下「近隣火災等」という。）をいう。

（応援）

第 4 条 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地の消防機関の管理者（以下「管理者」という。）は、他の管理者に応援消防隊の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた管理者は、その管轄する区域の消防の任に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 管理者が近隣火災等を覚知し、消防隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。

4 応援の要請および派遣の方法は、運用細目で定める。

第 5 条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 原則として受援地の消防機関の長が指揮すること。

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

第 6 条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

(1) 人件費、消費燃料等の経常的経費および公務災害補償費は、応援した管理者の負担とする。

(2) 前号以外の消火薬剤および食糧費等の経費は、応援を要請した管理者の負担とする。

(3) その他多額の経費を要する場合は、関係管理者が協議のうえ定める。

（改廃等）

第 7 条 この協定を改正し、または廃止する場合は、関係管理者が協議のうえ定める。

（運用）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、運用細目で定める。
(施行日)

第9条 この協定は、平成4年11月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印して、各自1通を保有する。

平成4年10月22日

(甲) 福井県武生市中央1丁目9番1号

南越消防組合

管理者 小泉 剛康

(乙) 岐阜県揖斐郡大野町中之元824番地

揖斐郡消防組合

管理者 鳥本 安治

(2) 福井県市町村災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第67条および68条の規定の趣旨に基づき、県内において災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できないときに、県および県内市町村が協力して支援を実施するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 県および市町村は、災害が発生した場合に、速やかに必要な情報を相互に伝達するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、連絡体制をとるものとする。

(県および隣接市町村における情報収集・伝達)

第3条 災害が発生した場合、県および隣接市町村は、被災市町村における被災状況等の情報収集に積極的に努めるものとする。

2 隣接市町村は、収集した情報を県に速やかに報告するものとする。

3 収集した被災状況、応急活動等の情報を速やかに他の市町村に伝達するものとする。

(県の役割)

第4条 県は、被災市町村から応援要請があった場合は、速やかに連絡調整を行うとともに応急措置を講じ、または他の市町村に対し応援を求めるものとする。

2 県は、災害の規模、場所または被災市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに防災機関または他県に応援を求めるものとする。

(応援の内容)

第5条 応援の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水および生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供および斡旋
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供および斡旋
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供および斡旋
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第6条 応援を受けようとする市町村は、県および市町村に対して次の事項を明らかにし

て無線または電話で応援要請し、後に速やかに別に定める様式により提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名および数量等

(3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種および人員

(4) 応援場所および応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 被災市町村から直接応援要請を受けた市町村は、速やかに応援内容を県に対して報告するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を要請した市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を要請した市町村から申し出があった場合は、応援を要請された市町村は、一時繰替支弁するものとする。

(自主応援の実施)

第8条 災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合において、応援を行おうとする市町村が必要と認めたときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができる。

2 応援を行おうとする市町村は、応援内容を県に対して報告するものとする。

3 前項に基づく応援については、第6条に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 応援を行おうとする市町村は、職員等を派遣する場合には、自ら消費または使用する物資等を携行させるように努めるものとする。

(日頃の災害に対する備え)

第10条 県および市町村は、日頃の防災意識の高揚を図るとともに、防災施設および資機材の整備および防災に関する組織の育成に努めるものとする。

(訓練の実施)

第11条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、市町村防災訓練を実施するとともに、毎年実施している県防災総合訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(市町村消防防災連絡会議の開催)

第12条 県と市町村は、この協定が円滑に行われるよう、毎年および必要に応じ市町村消防防災連絡会議を開催して、防災に関する必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、県および市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成8年2月23日から適用する。

この協定の成立を証するため、県および各市町村記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年2月23日

福井県知事

福井市長

敦賀市長

武生市長

小浜市長

大野市長

勝山市長

鯖江市長

美山町長

松岡町長

永平寺町長

上志比村長

和泉村長

三国町長

芦原町長

金津町長

丸岡町長

春江町長

坂井町長

今立町長

池田町長

南条町長

今庄町長

河野村長

朝日町長

宮崎村長

越前町長

越廼村長

織田町長

清水町長

三方町長

美浜町長

上中町長

名田庄村長

高浜町長

大飯町長

(3) 福井県市町村防犯隊相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、福井県内の市町村が相互に協力して防犯隊の応援派遣を行うために必要な事項を定めるものとする。

(応援派遣の要請)

第2条 各市町村の長は、次に掲げる場合に置いて、当該市町村防犯隊のみでは十分な急措置または警戒活動が行えないときには、他の市町村の長に対し、防犯隊の応援派遣を要請することができる。

- (1) 災害、事件、事故が発生した場合
- (2) 多数の者の集結が予想される大規模な催事、試合等が開催される場合

2 各市町村の長は、前項の規定に基づく要請を受けたときは、要請を行った市町村(以下「要請市町村」という。)へ防犯隊を応援派遣することができる。

(要請の手続き)

第3条 要請市町村の長は、要請先の市町村の長に対し、別に定める様式により次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

ただし、急を要する場合は無線または電話等で要請し、後に速やかに前記様式を提出するものとする。

- (1) 要請する理由
- (2) 派遣を要請する人員
- (3) 必要な服装および資機材
- (4) 集結場所および集結場所への経路
- (5) 応援期間

(派遣隊の指揮)

第4条 応援派遣された防犯隊は、要請市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援派遣に要した経費は、要請市町村の負担とする。

2 要請市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ要請市町村から申し出があった場合は、応援派遣を要請された市町村は、一次繰替支弁するものとする。

(派遣隊員の公務災害補償)

第6条 応援派遣された隊員は、福井県市町村非常勤務職員公務災害補償等条例(昭和42年福非公災条例第3号)の規程に基づき、公務遂行中の災害により死亡または負傷したも

のと認められたとき、補償を受けることができる。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、関係市町村の長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成10年1月1日から適用する。
- 2 この協定の成立を証するため、本書35通を作成し、各関係市町村の長は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成9年12月9日

福井市長	酒井	哲夫	今立町長	若泉	征三
敦賀市長	河瀬	一治	池田町長	杉本	博文
武生市長	三木	勅男	南条町長	坂川	彦太
小浜市長	辻	與太夫	今庄町長	赤星	亮一
大野市長	天谷	半治	河野村長	清水	金二
勝山市長	今井	三右衛門	朝日町長	細川	邦雄
鯖江市長	西沢	省三	宮崎村長	木村	橋次郎
美山町長	藤田	海三	越前町長	京谷	宗雄
松岡町長	砂村	義隆	越廼村長	刀禰	麒一
永平寺町長	川崎	不二雄	織田町長	武田	直登
上志比村長	今沢	英二	清水町長	大坂	春松
和泉村長	池尾	長久	三方町長	千田	千代和
三国町長	半澤	政二	美浜町長	綿田	光雄
芦原町長	奈須田	和彦	上中町長	霜中	衛
金津町長	川瀬	宏	名田庄村長	下中	昭治
丸岡町長	高倉	忠	高浜町長	今井	理一
春江町長	坪田	儉治	大飯町長	古池	和廣
坂井町長	高橋	耕二			

(4) 福井県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、福井県下の市町村および消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、福井県の所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第 2 条 この協定区域は前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第 3 条 この協定において、災害とは、消防組織(昭和 22 年法律第 226 号)第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第 4 条 この協定も基づく応援要請は、災害が発生した市町村等(以下「発令市町村等」という。)の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、福井県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発令市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第 5 条 応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所および被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名および連絡方法
- (5) 飛行場離着陸場の所在地および地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目および数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 6 条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、福井県市町村消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 応援のために生じる隊員の手当、燃料費等の運航経費および事故により生じた経費は、福井県の負担とする。火災防御活動に使用した消火剤については、発災市町村等の負担とする。
- (2) 前号以外の経費については福井県と関係市町村等が、その都度協議のうえ決定する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、福井県および市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年4月1日から適用する。

福井県防災ヘリコプター使用要領

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、福井県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、防災ヘリコプターの使用手続きに関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 防災ヘリコプターの使用手続きに関しては、要綱および福井県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2章 緊急運航

(緊急運航の要請)

第3 要綱第18条第1項の緊急運航の要請は、協定に基づき、災害等が発生した市町村および消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が運航管理責任者に行う。

2 前項の要請は、運航管理責任者に対して速報後、防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第4 要綱第19条第1項の緊急運航の決定は、運航管理責任者が防災ヘリコプター緊急運航決定書（様式第2号）により行うものとする。

(緊急運航の報告)

第5 運航指揮者は、緊急運航を終了した場合には、緊急運航速報（様式第3号）により、速やかに活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請をした市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式任意）により、その旨を運航管理責任者に報告するものとする。

3 運航管理責任者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第4号）を作成し、速やかに、運航監督者に報告しなければならない。

(緊急運航の受け入れ体制)

第6 緊急運航を要請した市町村等の長は、防災航空隊と密接な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保および安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所および病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

第3章 災害予防活動

(災害予防活動の使用申請)

第7 要綱第15条第1項第6号に定める災害予防活動を予定する者は、運航管理責任者に2月末日までに翌年度の使用予定について防災ヘリコプター災害予防活動使用年間予定表(様式第5号)を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに、防災ヘリコプター災害予防活動使用申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

(災害予防活動の使用承認)

第8 運航管理責任者は、第7の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 運航管理責任者は、前項により承認した場合は、防災ヘリコプター災害予防活動使用承認書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

第4章 防災訓練等参加

(防災訓練等への参加基準)

第9 防災ヘリコプターの防災訓練への参加は、市町村等が主催する防災訓練および消防訓練(以下「防災訓練等」という。)とする。

2 防災ヘリコプターによる訓練は、救急活動訓練のみまたは救助活動訓練、災害応急対策活動訓練もしくは火災防御訓練のうち2種目以内とする。

(防災訓練等への参加依頼)

第10 防災訓練等に防災ヘリコプターの参加を希望する市町村等の長は、訓練月の前々月の末日までに、防災ヘリコプター防災訓練等参加依頼書(様式第8号)に防災訓練等の計画書を添えて運航管理責任者に提出しなければならない。

(防災訓練等への参加決定)

第11 運航管理責任者は、第10の依頼があったときは、訓練場所の飛行条件の調査を行ったうえ、適当と認めるときは、その参加を決定するものとする。

2 運航管理責任者は、前項により決定した場合は、防災ヘリコプター防災訓練等参加通知書(様式第9号)を市町村等の長に交付するものとする。

3 運航管理責任者は、前項の参加通知に必要な条件を付けることができるものとする。

(防災訓練等への参加の中止)

第12 運航管理責任者は、当日の気象条件が防災ヘリコプターの運航に適さない場合には、防災ヘリコプターを使用する訓練の一部または全部を中止するものとする。

(防災訓練等への参加時の市町村等の措置)

第 13 市町村等の長は、第 11 の参加通知があった場合、次の措置を行わなければならない。

- (1) 防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、航空法施行規則第 172 条の 2 に規定する飛行、場外離着陸許可申請に係る場外離着陸場の位置図、周辺詳細図、土地使用承諾書を作成のうえ、訓練日の 1 ヶ月前までに運航管理責任者に提出する。
- (2) 離着陸地帯には所定の標識を設け、散水等必要な措置を講ずる。
- (3) 防災ヘリコプターの離着陸に際しては、人員を配置して離着陸地帯およびその周辺への立入を禁止する。
- (4) 防災ヘリコプターの離着陸に伴う騒音、砂塵等について、事前に離着陸場周辺住民に理解を得る。なお、万一これらの苦情等が発生した場合には、市町村等の責任で処理する。
- (5) 場外離着陸場の確認のため、航空隊が行う事前調査、訓練等に際し、(2)～(4)の措置を講ずる。
- (6) 訓練に必要な資機材の借用、陸上輸送等が必要な場合には、所要の協力を行う。

(附則)

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 3 関係)

防災ヘリコプター緊急運航要請書

要 請 団 体	発 信 者
災 害 種 別	1:救急 2:救助 3:災害応急 4:火災防御 5:広域応援
要 請 内 容	1:救急 2:救助 3:物資等輸送 4:火災消化 5:広報 6:調査
発 生 場 所 ・ 目 標	(市・町・村) 丁目 番地 ・ 目標
発 生 日 時	
災 害 (事 故) 概 要	
気 象	天 候 風 速 風 速 m/s 気 温 ℃ 視 程 m 雲 高 m 警 報・注 意 報
出場先臨時離着陸場	場 所 (市・町・村) 丁 目 番 地 目 標 要請側病院名
搬送先臨時離着陸場	場 所 (市・町・村) 丁 目 番 地 目 標 搬送先病院名
傷 病 者 等	傷病者氏名 生年月日 年 月 日 歳 傷 病 名 程 度(重・中・軽) 男・女
地 上 指 揮 者 コ ー ル サ イ ン	指揮者名 コールサイン 無線種別(全国波・県波・市町村波)
他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無)機 関 名 機 数 機
要 請 日 時	平成 年 月 日 (曜日)午前・午後 時 分

様式第 2 号(第 4 関係)

防災ヘリコプター緊急運航決定書

受 信 日 時	
受 信 者	
出 動 の 有 無	有・無
航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 コールサイン 無線種別(全国波・県波・市町村波)
到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日)午前・午後 時 分
活動予定時間	時間 分
必 要 資 機 材	
その他特記事項	

(5) 災害時の医療救護活動に関する協定書

南越前町（以下「甲」という。）と一般社団法人武生医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時における医療救護活動に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南越前町地域防災計画又は南越前町国民保護計画に基づき、甲が乙に実施を要請する医療救護活動に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護班（以下「救護班」という。）の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害救護計画を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の計画の内容を変更したときは、速やかに当該計画を甲に提出するものとする。

3 救護班は、2班を事前に編成するものとし、災害が発生したときは、その規模に応じ、甲の要請により、追加で編成するものとする。この場合において、事前の編成は、医師が所属する医療機関を定めることで編成したものとみなす。

4 救護班の構成は、1班あたり原則として次のとおりとする。

（1）医 師 1人（乙が指名する医師）

（2）看護師 2人（指名された医師が所属する医療機関の看護師（保健師及び助産師を含む。以下同じ。））

5 乙は、前項第2号の看護師が確保できないときは、その旨を甲に通知するものとし、甲は、当該通知があったときは、甲の職員のうち保健師の資格を有する者を救護班に加えるものとする。

6 甲は、救護班に甲の職員を2人、甲の災害本部との連絡その他の事務の補助として派遣するものとする。

（救護活動）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、災害救護計画で事前に編成した救護班を甲が災害現場に設置する救護所、避難所その他の甲が指示する場所（以下これらを「救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲から前条第3項に規定する追加の要請を受けた場合は、新たな救護班を編成し、当該救護班を救護所等に派遣するものとする。

- 4 乙は、通信途絶など緊急やむを得ない事情により、甲からの要請を待つことができないと判断した場合は、自らの判断で救護班を派遣することができるものとする。この場合において、乙は、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(救護班の活動場所及び業務)

第4条 救護班は、救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 医療を要する傷病者に対する応急処置及び治療
- (3) 救急病院への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 助産
- (5) 避難所への巡回診療
- (6) 検案

(指揮命令及び連絡調整)

第5条 救護班にかかる指揮命令は、当該班の医師が行い、救護活動の連絡調整は、第2条第6項の職員が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第6条 甲は、医療品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第7条 救護所等における医療費（助産費及び検案費を含む。）は無料とする。

2 後方支援病院における医療費は、原則として患者負担とする。

(医療救護活動の報告)

第8条 乙は、救護班ごとに診療記録簿、医薬品衛生材料使用簿及び在庫管理簿を整備するとともに、医療救護活動終了後、速やかに日報を取りまとめ甲に報告するものとする。

(事故の報告)

第9条 乙は、救護班の医師及び看護師が医療救護活動において負傷、疾病又は死亡したときは、事故報告書を作成し、その旨を速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲は、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用等は甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の医師及び看護師に対する報酬
- (2) 救護班が携行した医薬品等の費用
- (3) 救護班が携行した医療資器材が滅失し、又は損傷した場合の費用
- (4) その他救護班の編成及び派遣にかかる経費

2 前項の費用等の額の算定については、次のとおりとする。

- (1) 前項第 1 号に規定する報酬は、災害救助法施行細則（昭和 35 年福井県規則第 67 号）に定めるところによる。
- (2) 前項第 2 号に規定する費用は、災害発生直前における通常の単価により算出した額を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。
- (3) 前項第 3 号及び第 4 号に規定する経費は、甲、乙協議して決定するものとする。

（費用等の請求）

第 11 条 救護活動を行った当該医療機関は、前条に定める費用について、救護活動終了後一括して甲に請求するものとする。

2 前項の請求書には、前条第 1 項第 2 号の費用については、携行した医薬品等一覧表を、第 1 項第 3 号の費用については、滅失し、又は損傷した医療資器材の一覧表を添付するものとする。

（支払い）

第 12 条 甲は、前条による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第 13 条 第 9 条の規定による報告があったときは、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）及び災害救助法施行細則（昭和 35 年福井県規則第 67 号）に準拠するものとし、損害補償を行うものとする。

（防災訓練）

第 14 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

（有効期間）

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の日の 2 月前までに書面による協定の解約の申出がないときは、当該期間満了の日の翌日から 1 年間延長されるものとし、翌年度以降も同様とする。

（旧協定書の失効）

第 16 条 本協定の締結に伴い、甲と乙の間で平成 17 年 10 月 1 日に締結した「災害時の医

療救護活動に関する協定書」は、その効力を失う。

(協議)

第 17 条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙は、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 3 年 12 月 15 日

甲 南越前町東大道第 29 号 1 番地
南越前町
南越前町長 岩 倉 光 弘

乙 越前市中央一丁目 9-9
一般社団法人武生医師会
会 長 山 本 嘉 治

(6) 福井県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、福井県内の市町(消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。以下同じ。)における相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

(協定区域)

第2条 協定区域は、この協定書により協定した市町(以下「関係市町」という。)の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動が必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 関係市町が接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地在市町の長(一部事務組合にあつては、管理者とする。以下同じ。)の要請を待たずに出動する応援。
 - (2) 特別応援 関係市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地在市町の長の要請に基づいて出動する応援。ただし、通信の途絶等により災害発生市町との連絡をとることができないときは、関係市町の長は、災害発生市町からの要請があつたものとみなし応援出動することができる。
- 2 前項第1号に規定する普通応援については、この協定書に定めるもののほか、関係市町の長が別に定めることができる。

(応援要請)

第5条 特別応援を要請しようとする市町(以下「要請市町」という。)の長は、次の事項を明確にして応援する市町(以下「応援市町」という。)の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 応援隊の種別、隊数及び人員
- (4) 防ぎよに必要な資機材の種別及び人員

(5) 集結場所

(6) その他必要な事項

- 2 要請市町の長は、事後速やかに前各号に掲げる事項を記載した文書を応援市町の長に提出しなければならない。
- 3 普通応援で出動した場合は、応援市町は直ちにその旨を災害発生地の市町に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町の長は、当該市町の区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援市町の長は、前項の規定により応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請市町の長に通報するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を直ちに通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊、救急隊及びその他の隊は、応援を受けた市町の消防長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費及び消費燃料等の経常的経費並びに公務災害補償費は、応援市町の負担とする。
- (2) 消火薬剤及び食料費等の経費は、要請市町の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度、当該関係市町の長が協議のうえ定める。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、関係市町の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第10条 この協定の運用に関し必要な事項は、関係市町の消防長が協議のうえ定める。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、関係市町の長が協議のうえ行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成18年3月20日から平成20年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の日1ヶ月前までに、いずれかの関係市町からも何らかの意思表示がないときは、更に2年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、関係市町の長は記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附 則

この協定書は、平成18年3月20日から施行する。

平成18年4月1日

	福井市長	坂川優
敦賀美方消防組合	管理者	河瀬一治
南越消防組合	管理者	奈良俊幸
若狭消防組合	管理者	村上利夫
	大野市長	天谷光治
	勝山市長	山岸正裕
鯖江・丹生消防組合	管理者	牧野百男
嶺北消防組合	管理者職務代理者	松木幹夫
永平寺町長		松本文雄

(7) 滋賀県湖北地域消防組合との消防相互応援協定

(平成 18 年 4 月 1 日)

南越消防組合（以下「甲」という。）と湖北地域消防組合（以下「乙」という。）は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 21 条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害等の発生に際し、これの鎮圧並びに被害の軽減を図るため、甲と乙間における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

(協定区域)

第 2 条 この協定の実施区域は、甲と乙が管轄する地域(以下「協定区域」という。)とする。

(災害等)

第 3 条 この協定において「災害等」とは、大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって消防相互応援協定に係る運用細目(以下「運用細目」という。)で定めるもの、又は協定区域相互の境界付近に発生した災害(以下「近隣災害」という。)をいう。

(応援)

- 第 4 条 協定区域内において災害等が発生した場合、消防機関の管理者(以下「管理者」という。)は他の管理者に応援消防隊の派遣を要請することができる。
- 2 応援要請を受けた管理者は、その管轄する区域の消防の任に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。
- 3 管理者が近隣火災を覚知し、消防隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。
- 4 応援の要請及び派遣の方法は、運用細目で定める。

(指揮)

- 第 5 条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。
- (1) 原則として受援地の消防機関の長が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

(経費)

第 6 条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費及び公務災害補償費は、応援した管理者の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤及び食糧費等の経費は、応援を要請した管理者の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、関係管理者が協議の上、定める。

(改廃等)

第7条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、関係管理者が協議の上、定める。

(運用)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、運用細目で定める。

(施行日)

第9条 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この協定の発効により昭和61年6月1日(南越消防組合と旧伊香郡消防組合)に締結した「消防相互応援協定」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印して、各自1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 南越消防組合 管理者

乙 湖北地域消防組合 管理者

(8) 災害時における物資供給に関する協定書

南越前町（以下「甲」という。）と NPO 法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他自然現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置した時、または同程度の災害で甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第 3 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 4 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第 5 条 第 3 条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第 6 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金および乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制および物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年9月21日

甲 福井県南条郡南越前町東大道第 29 号 1 番地
南越前町
南越前町長 増 澤 善 和

乙 新潟県新潟市清水 4501 番地 1
NPO 法人 コメリ災害対策センター
理 事 長 棒 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

分 類	品 種
作 業 用	土のう袋、釘類、波板、番線類、短管パイプ、杭木、合板、垂木、ロープ、ブルーシート、一輪車、台車、脚立、スコップ、ホース、簡易マスク、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、雨具、作業衣類、作業ジャンパー、デッキブラシ、大型バール、ヘルメット、噴霧器、エンジン発電機、梯子、つるはし、スノーシューター、かんじき、スノーダンプ、誘導灯、常備灯、ヘッドライト、ガラ袋
日 用 品	マッチ、簡易ライター、ローソク、バケツ、雑巾、ティシュペーパー、ウエットティシュ、カイロ、歯ミガキ、歯ブラシ、ランタン、ゴミ袋、モップ、ほうき、ちりとり、ポリ缶、たわし、割箸、使い捨て食器、タオル、ラップ・ホイル、段ボール、おむつ、マスク、水のいらないシャンプー、ポリ袋、生理用品、寝具、毛布、テント、ガムテープ、キャンピングマット、アウトドアリュック、サンダル、スリッパ、マジックペン、ひげ剃り、蚊取り線香
水 関 係	飲料水、コック付水缶、散水ノズル、ホースリール、流し台、洗面台
冷暖房機器等	扇風機、木炭コンロ、木炭、練炭コンロ、練炭、石油ストーブ、灯油
電気用品等	強力ライト、懐中電灯、ラジオ、乾電池、カセットコンロ、携帯電話用充電器、コンセント、コードドラム
トイレ関係等	緊急ミニトイレ、車内トイレ、トイレットペーパー

(9) 災害時におけるエルピーガスの供給に関する協定

南越前町（以下「甲」という。）と社団法人福井県エルピーガス協会武生支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、南越前町地域内で地震、洪水等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、災害応急対策または災害復旧に必要な応急救護用燃料として、液化石油ガス等（燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「エルピーガス等」という。）の確保・供給および調達（以下「供給」という。）をおこなうために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所等へのエルピーガス等の供給の必要性があるときは、別紙様式1により乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、そのいとまがないときは、電話等で要請し、事後に同条の様式を提出するものとする。

- (1) エルピーガス等の使用に際して必要なコンロ等の消費用機材、ならびにボンベ固定機材等の設置機材（以下「機材等」という。）の供給
- (2) エルピーガス等および機材等の供給を必要とする場所
- (3) エルピーガス等および機材等の供給の使用目的ならびに使用期間

（供給等の実施）

第3条 乙は、災害時に甲からエルピーガス等の供給を要請されたときは、優先的に実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、エルピーガス等および機材等の供給が完了したときは、書面をもって速やかに甲に対し、次に掲げる事項等を報告するものとする。ただし、そのいとまがないときは、電話等で報告し、事後に書面で提出するものとする。

- (1) 供給を実施したエルピーガス等および機材等の数量
- (2) その他必要事項

（連絡責任者）

第5条 第2条の規定による供給の要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項のとおりとする。

(3) 乙においては、社団法人福井県エルピーガス協会武生支部長を連絡責任者とする。
また、連絡責任者を変更したときは、遅滞なくその氏名および連絡先を甲に報告するものとする。

(4) 甲においては、災害対策本部・総務部指導連絡班長を連絡責任者とするものとする。

(撤去)

第6条 エルピーガス等および機材等の撤去の指示については、甲の連絡責任者から乙の連絡責任者に連絡を行い、乙は甲の指示に従いエルピーガス等および機材等の撤去をおこなうものとする。

(経費の負担)

第7条 給および撤去に要する経費は、甲の負担とする。また、価格については、災害発生直前における適正価格を基準として、甲が乙と協議のうえ、決定するものとする。

(経費の支払)

第8条 乙は、甲に対して供給および撤去が完了した後に経費の請求するものとする。

2 甲は、乙からの請求が正当と認められたときは、請求のあった日から60日以内に支払うものとする。ただし、当該期日内に支払うことができない特別な事由が生じたときは、この限りではない。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも期間満了の3ヶ月前までに解除の意思表示がないときは、更に一年間有効期限を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙両者協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年1月26日

甲 福井県南条郡南越前町東大道29-1
南越前町
南越前町長 増 澤 善 和

乙 福井県越前市本多1丁目2-5
社団法人 福井県エルピーガス協会
武生支部長 河 嶋 衛

別紙様式 1

南越前災対第 号
平成 年 月 日

社団法人 福井県エルピーガス協会
武生支部長 様

南越前町災害対策本部
総務部・指導連絡班長

災害時応急対策用エルピーガス等の供給要請書

災害時応急対策用エルピーガス等の供給を下記のとおり要請します。

記

1. エルピーガス等の内容および数量

ガスボンベ キロ 本 調整器 組

2. 機材等の内容

コンロ 個 ストーブ 台

その他 _____

3. 供給をする場所

南越前町 _____

4. 使用目的および使用期間

(1) 使用目的 _____

(2) 使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

(10) 災害時における応急対策活動に関する協力協定書

南越前町（以下「甲」という。）と財団法人北陸電気保安協会（以下「乙」という。）とは、南越前町内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、町民の生命と財産を守り町民生活の安定を図るため、南越前町地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、大規模災害に際して甲のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、乙に対し、人命救助、電気施設等の応急復旧活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第3条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務を指定して、別紙災害時連絡体制に定める順位のとおり文書又は電話等の方法により要請を行うものとする。

2 甲は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、乙に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

2 乙は、指定場所に職員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出動時間、保安用資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

2 甲は、乙の応急対策活動終了後、これを検査又は確認したときは、乙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡)

第6条 乙は、毎年1回、乙に関する事業所の組織図及びその事業所の連絡先を記載した書面を甲に対し提出するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

ただし、本協定の期間満了の日の1ヵ月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施について必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年3月 日

甲 福井県南条郡南越前町東大道29-1
南越前町長 増 澤 善 和

乙 富山県富山市桜橋通り3-1
財団法人 北陸電気保安協会
理 事 長 長 田 武 嗣

(11) 災害時における相互援助協定(岐阜県羽島市)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、岐阜県羽島市と福井県南越前町が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況および要請理由
- (2) 食料、飲料水および生活必需物資並びに必要とする資機材等の種類、数量
- (3) 必要とする時間
- (4) 希望する場所
- (5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市町は、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した資機材等の維持管理については、援助を要請した市町が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施および前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市町が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実および円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 羽島市市民部防災交通課長
- (2) 南越前町総務課長

(その他)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項、およびこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、平成23年7月2日から平成24年7月1日までとする。
2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降同様とする。

平成23年7月2日

岐阜県羽島市長 白 木 義 春

福井県南越前町長 川 野 順 万

災害時における相互援助協定に関する実施細目

(趣旨)

第 1 この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第 7 条に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

(資料の交換)

第 2 協定に基づく援助活動が円滑に行われるよう、毎年 1 回地域防災計画と食料や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

(その他必要事項の例)

第 3 協定第 2 条第 5 号その他必要事項について、援助を要請する市町長は援助をする市町長と事前の協議のうえ、物資・資機材の援助要請のほか、災害の種類、被害の程度により職員の人的応援、被災者の一時収容のための施設等の提供等を要請することができる。

(職員に要する経費負担等)

第 4 協定第 5 条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等については次のとおりとする。

- (1) 援助をした市町の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市町の負担とする。
- (2) 援助をした市町の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市町が、また、援助を要請した市町への往復の途中において生じたものについては、援助をした市町が賠償の責を負うものとする。

(援助物資等の経費)

第 5 援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

- (1) 備蓄物資および調達物資については、当該物資の購入費および輸送費
- (2) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費および破損または故障が生じた場合の修理費

(請求方法)

第 6 第 4 で定める経費の請求は、援助をした市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市町長に請求する。

2 前項の規定により難しいときは、双方が協議して定める。

(その他)

第 7 援助を行う市町の職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

2 援助を行う市町の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

(12) 災害時における応急対策業務等に関する協定書

南越前町（以下「甲」という。）と南越前町建設業会（以下「乙」という。）とは、甲が管理する公共土木施設およびその他の施設（以下「公共施設」という。）が地震、風水害等その他異常な自然現象により災害（以下「災害」という。）が発生し被災した場合、またはその恐れがある場合の災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において町民の生命、身体および財産の安全と生活を確保するための応急対策業務（以下「業務」という。）について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 1 項および同法第 40 条第 1 項の規定により作成された南越前町地域防災計画に基づき、南越前町災害対策本部が設置された場合
- (2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（業務等の内容）

第3条 この協定により甲が乙に協力を要請する業務等は次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の被災状況および急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の状況に関する情報の収集および報告に関する業務
- (2) 甲が管理する公共施設の機能の確保、緊急を要する応急復旧作業
- (3) 住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- (4) 災害による土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業
- (5) 甲の水防活動と連携した河川の水害防御のための応急措置作業
- (6) 緊急を要する建設資機材等の調達および輸送
- (7) 住民の安全確保等のための緊急を要する技術者の派遣
- (8) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力要請）

第4条 甲は、前条の業務等について、乙の所属会員が所有する建設資機材および労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第5条 業務に要する費用は、甲が負担する。ただし、第3条第1号に掲げる業務については、原則として乙の負担とする。

(補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償については、乙が補償するものとする。

(業務等の区域および体制)

第7条 甲は、地域の実情を考慮し、その所管する管内を3区域に分割して、第3条に規定する業務を実施させるものとする。

2 甲は、乙と協議の上、前項に規定する区域ごとに、業務を担当する業者（以下「区域担当業者」という。）を2社以上置くものとする。

3 第1項に規定する業務を実施する区域は、別表の左欄に掲げる区域とし、前項に規定する区域担当業者は同表の右欄に掲げる業者とする。

4 甲および乙は、情報連絡網を別に定めるものとする。

5 甲および乙は、協議の上、第1項から前項までの規定により定めた事項を変更することができる。

(業務従事業者の選定)

第8条 甲は、災害により公共施設が被災し業務を必要とするときは、区域担当業者の内から業務に従事する業者（以下「業務従事業者」という。）を選定するものとする。この場合において、甲は、被災状況を考慮して特に必要があると認めるときは、区域担当業者以外の業者のうちから業務従事業者を選定することができるものとする。

(業務に関する請負契約の締結)

第9条 甲および業務従事業者は、業務を実施しようとするときは、直ちに業務の請負について覚書を交換するものとする。

2 甲および業務従事業者は、前項の規定により覚書を交換したときは、速やかに、業務の請負契約の締結に関する手続に着手するものとする。

(業務の実施)

第10条 甲は、第8条の規定により選定された業務従事業者に対し、業務の実施に関して、その具体的な内容を指示するものとする。

2 前項の規定により甲の指示を受けて実施する業務は、原則として仮応急にかかるものとし、緊急かつ最低限のものとする。

- 3 乙は、公共施設の機能の維持または回復のため業務を実施することが特に必要であると認めるときは、甲の了解のうえで業務を実施することができる。この場合において、乙は、遅滞なく当該実施した業務の内容を甲に報告するものとする。

(業務の報告)

第 11 条 業務従事業者は、業務の進捗状況を適時に甲に報告するものとする。

- 2 業務従事業者は、公共施設の被災状況および実施した工事等の内容がわかる写真、当該工事等に要した費用およびその費用の積算根拠並びに業務に関する記録を整理し、速やかに、これらを甲に提出するものとする。

(効力)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 27 年 5 月 7 日

甲 福井県南条郡南越前町東大道 29-1
南越前町
南越前町長 川 野 順 万

乙 福井県南条郡南越前町今庄 74-3-1
南越前町建設業会
会 長 伊 藤 功 一

別表（第7条関係）

南条地区	坂川建設（株）、南越建設工業（株）、（株）坂川コーポレーション、 日野産業（株）、合同建設（株）、南条木材（株）、（株）坂川組、杣山建設（株） 鯖波建設（株）、南越道路（株）
今庄地区	大和建設（株）、山友建設（株）、（株）野崎工務店、山田土木（株）、 宅良振興（株）、歌門建設（株）、（株）サカエ設備、北村工業（株） 岩崎建設（株）、（株）小林工務店、（株）N-WORKS
河野地区	（株）高野組、（株）キヨエイビルド、（株）土田建設、（株）S.K.R

(13)「災害時等の応援に関する申し合わせ」

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と南越前町長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、南越前町において、災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、町民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

- 一 南越前町で重大な災害の発生または、発生するおそれがあるとき
- 二 南越前町に災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲または乙が必要とするとき

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付けおよび操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲および乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

(緊急災害対策派遣隊の派遣)

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合 または甲が必要と判断した場合、甲は、南越前町に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲および乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲および乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練および防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲および乙が協議するものとする。

平成24年 9月25日

甲 国土交通省近畿地方整備局長 谷 本 光 司

乙 南越前町長 川 野 順 万

(14) 危機発生時等の支援活動に関する協定書

南越前町（以下「甲」という。）と南越前町商工会（以下「乙」という。）とは、甚大な被害が生ずる危機が発生した際（以下「危機発生時」という。）の各種協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に物資・輸送・災害応急救護関係（以下「物資等」という。）の流通に支障が生じた場合に、南越前町内で必要とされる物資等を円滑に調達し、町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、南越前町内において災害が発生し、またはその恐れがあり、物資の流通に支障が生じてその調達の必要があると認めたときは、乙に対して必要な情報を提供するとともに、乙の会員の所有する物資等の供給を要請するものとする。

2 前項に定める要請は、次に掲げる事項等を示し、危機発生等協力要請文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、書面による速やかな要請が困難と判断される場合等は電話・口頭またはファックス等で要請し、後刻文書を送付するものとする。

(1) 要請理由 (2) 要請内容 (3) 要請期間 (4) その他必要事項

（要請に基づく物資等の確保）

第3条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、それぞれ速やかに会員と連携し、必要な物資等の供給に努めるものとする。

（物資等）

第4条 甲が乙に要請する災害時の物資等は、被害状況に応じて別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

（要請の拒否）

第5条 乙は、甲の要請を受けるとき、危機発生現場の状況により二次災害の恐れ、もしくは人命に重大な危険が及ぶと考えられると判断した場合、その要請を拒否することができるものとする。

(報告)

第6条 乙が、甲の要請に応じその業務に従事した時は、次に掲げる事項を記載した危機発生時等協力活動報告書(様式第2号)をもって甲に報告するものとする。

- (1) 協力に要した機材、資材、消耗品の数量および従事者名簿
- (2) 使用した施設の場所および使用日数
- (3) その他、甲の要請により乙が提供または従事した業務に係る事項

(経費の負担)

第7条 機材、資材、消耗品並びに施設の使用料等、協力に要した経費は甲が負担するものとする。

2 前項における費用は、甲乙協議の上、甲が算出した額とする。

(経費の請求)

第8条 乙は、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、30日以内に乙が指定する先に支払うものとする。

(支援体制の整備)

第10条 甲乙は、危機発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平時から協力体制および情報伝達体制の整備に努めるものとする。また、甲乙の担当者同士の連絡を平時から行うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては災害対策本部長、乙にあつては危機対策本部長とする。ただし、連絡が取れない場合は甲乙ともにその職員が代理を務めるものとする。

(協定の効力および更新)

第12条 この協定の効力は、締結の日から起算して1年とする。ただし、甲または乙のいずれも異議がない時は、さらに1年更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

2 甲または乙が協定を更新しない場合は、この協定が満了する日の30日前までに、甲または乙が、それぞれの相手方に対し文書をもって更新しない旨の通知をするものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項が生じた時は、その都度、甲乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

(実施日)

第14条 この協定は、協定締結日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年 3月21日

(甲) 南越前町
町長 川 野 順 万

(乙) 南越前町商工会
会長 坂 下 安 則

(別表)

1 物資関係

項目	種 類	品 目
食料品	主 食	米、粉乳、パン、おにぎり、弁当、ミルク（新生児用）等
	副 食	漬物、梅干、佃煮、缶詰、冷凍食品、インスタント麺等
	調味料	味噌、醤油、塩等
衣類・日用品等	衣類等	毛布、下着類、衣服、作業衣、靴下、タオル、軍手、雨具、長靴等
	日用品	紙おむつ（大人用、乳児用）、おむつカバー、生理用品、石鹸、洗剤、歯磨き、歯ブラシ、トイレットペーパー、ティッシュ（ボックス、ウェット）、鍋、飯盒、やかん、バケツ、食器類、はし、スプーン、哺乳瓶、マッチ、懐中電灯、乾電池、ガムテープ、紙製食器、マスク、医薬品、シャンプー、リンス、消毒液、ごみ袋、使い捨てカイロ、ブルーシート、お尻拭き、尿取りパット、ダンボール等
燃料類等	器具類	カセットコンロ、LP ガス器具、石油ストーブ等
	燃 料	LP ガス、灯油、自動車燃料等
衛生器具類	トイレ	仮設トイレ等
	風 呂	仮設ユニットバス等

2 輸送関係

- (1) 物資等の輸送用車両および人員等
- (2) 物資等の輸送用船舶および人員等

3 災害応急救護関係

- (1) 物資搬入のための一般車両、機材および人員等

危機発生等協力要請文書（様式第 1 号）

南越前町商工会
会長

殿

危機発生等協力要請書

要請理由	
要請内容	
要請期間	
必要物資	
必要機材	
その他	
担当責任者	
連絡先	
緊急連絡先	

以上、危機発生に係る協力を要請いたします。

平成 年 月 日

要請者 _____

危機発生時等協力活動報告書（様式第2号）

殿

危機発生時等協力活動報告書

要請概要	
活動日時	
活動内容	
使用物資	
使用機材	
その他	

以上、危機発生時等協力活動について報告いたします。

平成 年 月 日

報告者 南越前町商工会
会長

(15) 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

南越前町（以下「甲」という。）と、福井県民生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合をいう。）に、甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

（生活物資供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は前条の規定により甲から要請を受けた時は、保有商品の優先供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（生活物資供給の要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資の運搬）

第5条 生活物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第6条 乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

（ボランティア活動）

第7条 乙は、乙の組合員のボランティア活動を推進し、甲はこれに協力するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するために、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、協定締結の日から翌年3月までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれからも解除の申し出がない場合には、1年間有効期限を延長するものとし、以降も同様とする。

(定めのない事項)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上それぞれ1通を所持する。

平成26年 8月25日

甲 南条郡南越前町東大道29-1

南越前町長

川 野 順 万

乙 福井市開発町5丁目1603番地

福井県民生活協同組合理事長

竹 生 正 人

災害時における生活物資の供給協力等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における生活物資の供給協力等に関する協定（以下「協定」という。）第9条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(要請手続き)

第2条 協定第4条に定める甲の乙に対する要請文書は、生活物資供給要請書（様式1）による。

2 甲及び乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

3 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(生活物資の確保)

第3条 乙は災害時に必要な生活物資として、概ね別表1の物資を中心に確保に努めるものとする。

(生活物資の納入、引取り)

第4条 乙は甲指定の場所に生活物資を納入する場合、生活物資の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する 町職員、又は甲の指定する引取り人に送付するものとする。

2 前項の納品書を受け取った職員又は引取り人は、生活物資の種類、数量等を確認し、適当と思われる時は受領書を発行するものとする。

(費用弁償)

第5条 協定第6条に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、商品の供給及び運搬終了後、甲と乙が協議の上決定するものとする。

2 費用の請求及び支払いは遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(協議)

第6条 協定第8条に定める協議は、最低年1回行うものとする。

2 協議は、別表1に示す災害時に必要な生活物資の品目等の見直しを中心に行うとともに、その他必要事項についても協議を行うものとする。

平成26年 8月25日

様式 1

第 号

年 月 日

福井県民生活協同組合
〇 〇 〇 〇 様

南越前町長 〇〇 〇〇 印

生 活 物 資 供 給 要 請 書

災害時における生活物資の供給協力等に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり生活物資の供給を要請します。

納入場所……

品 名	数 量	備 考

別表 1

災害時に必要な生活物資等

発生状況	品 目	主 な 品 名
初期段階 発災～3 日	食 料 品	水、飲料（PET お茶、ジュース）、パックご飯、レトルト食品、缶詰、バナナ、LL パン、お菓子等
	日用雑貨	割箸、ウェットティッシュ、ティッシュペーパー・トイレットペーパー、ラップ、カセットコンロ、ガスボンベ、アルカリ乾電池（単 1）紙おむつ、生理用品等
避難後 3 日～10 日	食 料 品	インスタント食品、お茶、みそ、しょうゆ、米、紅茶、コーヒー、粉ミルク （初期段階の食料品も含む）
	日用雑貨	洗剤、石鹸、歯みがき、洗面用具 （初期段階の日用雑貨も含む）
	炊事用具	なべ、やかん
	食 器 類	ほ乳瓶、紙コップ、紙皿
	衣 料 品	下着、靴下
	寝 具 類	毛布、布団
	そ の 他	乾電池、ガムテープ、使い捨てカイロ（冬期）、ゴム手袋、アルミホイル、蚊取線香（夏期）
避難後 10 日以後		上記以外 必要となる商品で可能なもの

（2014 年 3 月現在）

(16) 原子力災害時における南越前町民の広域避難に関する協定書

永平寺町と南越前町とは、敦賀市及び美浜町において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時等」という。）における南越前町民の広域一時滞在（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、永平寺町及び南越前町が原子力災害時等に災害対策基本法第86条の8の規定に基づき行う南越前町民の広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時等で南越前町民の生命もしくは身体を災害から保護するため、南越前町長が広域避難の必要があると認めたときは、永平寺町において災害対策本部を設置しているなど正当な理由がある場合を除き、南越前町民を受け入れるものとする。

2 永平寺町は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を南越前町民の避難所（以下「避難所」という。）として提供するものとする。

3 避難所の運営は、南越前町の責任において行うものとする。

4 南越前町は、広域避難にあたっては、福井県と連携し永平寺町の負担とならないよう配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請 等）

第3条 永平寺町に対する広域避難の受入要請は、南越前町が福井県を通して行うものとする。

2 前項の受入の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 永平寺町は、福井県と広域避難の受入についての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始するものとする。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、永平寺町が広域避難の受入をする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難人数の規模、避難施設の利用状況等を踏まえ、永平寺町が、南越前町及び福井県と協議して決定するものとする。

（スクリーニング等）

第5条 広域避難を行う南越前町民等に対するスクリーニング及び除染は、南越前町民の安全・安心を最優先に行うこととし、実施場所、方法等については国の方針等に従い、福井県が実施する。

（必要物資等）

第6条 避難者の受入れ及び避難所運営に必要な物資及び防災資機材等(以下「必要物資」という。)については、南越前町が福井県と協力し確保に努めるものとする。

2 前項の必要物資が不足する場合、南越前町は永平寺町に対し必要物資の一部を貸与又は提供してもらえよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 広域避難に要する費用のうち、災害救助法に定めがないものについては、原則として南越前町が負担する。

(情報の交換)

第8条 永平寺町及び南越前町は、この協定が円滑に運営されるよう平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、永平寺町及び南越前町の防災担当課長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、永平寺町及び南越前町が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 1月30日

永平寺町長 河合 永充

南越前町長 川野 順万

(17) 災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、永平寺町と南越前町の区域において、気象災害、地震・津波災害、その他の災害が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急措置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急復旧に必要な資機材、生活物資の提供
- (3) 救助、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) ボランティアの募集及び派遣
- (5) 被災地の行政機能継続場所の提供
- (6) 被災者に対する避難所の設置及び応急仮設住宅（公営住宅等）の提供
- (7) 児童及び生徒の受入れ並びに就業機会の提供
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第3号及び第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた町は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

2 災害発生後、被災町との連絡がとれない場合において、必要と認めたときは、自主的に職員を派遣し、被災町の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施することができるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災町の負担とする。ただし、これによりが

たい場合は、両町が協議のうえ定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された町が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、永平寺町及び南越前町の総務課長とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両町が協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、平成28年2月18日から平成29年2月17日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年 2月18日

福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

永平寺町長 河合 永充

福井県南条郡南越前町東大道第29号1番地

南越前町長 川野 順万

(18) 臨時災害放送局の開設に関する協定

南越前町（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人たんなん夢レディオ（以下「乙」という。）は、臨時災害放送局の開設に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南越前町に大規模災害等が発生した際に、臨時災害放送局を開設し、町民が必要とする避難場所、救援物資、仮設住宅、ライフライン復旧状況等の各種災害関連情報を提供することで、町民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害等 災害対策基本法に基づく南越前町災害対策本部が設置された場合、又は甲、乙が特に必要と認めた場合の災害とする。
- (2) 臨時災害放送局 放送法第8条に規定する「臨時かつ一時の目的のための放送（臨時目的放送）のうち、「暴風、豪雨、洪水、地震、津波、原発その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと」（放送法施行規則第7条第2項第2号）を目的とする放送を行う放送局をいう。

（開設の判断）

第3条 臨時災害放送局の開設は、大規模災害等発生時において甲が判断する。

（運用手法）

- 第4条 甲は、当該放送局免許を取得した場合、当該放送局の運営を乙に委託するものとする。
- 2. 開設場所は、事前調査によって前以て決定された立地条件の最適箇所に設置することを原則とする。
 - 3. 運営に関する機材等は乙の所有する機材等を使用するものとし、甲から機材等の救援がある場合は積極的に活用するものとする。
 - 4. 放送内容は、甲の災害対策本部と乙が効率的な手段で連絡を取り合い、甲からの提供又は指示を受けた内容とする。災害状況等により連絡が取りにくい場合は、その都度、甲、乙協議とし、連絡手段を決定するものとする。
 - 5. 甲及び乙は在住外国人向けの多言語での放送も視野に入れるものとする。
 - 6. 必要に応じて臨時災害放送局の円滑な放送を行うことを目的に、ガイドライン並びにマニュアルの確認、手順、伝達告知等の簡易訓練を行うものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、臨時災害放送局による放送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

第6条 甲の連絡責任者は、南越前町総務課防災安全室長、乙の連絡責任者は、たんなん夢レディオ理事長とする。

(費用負担)

第7条 本協定に基づく臨時災害放送局を開設した場合の開設費用、並びに運営費用については甲が負担するものとし、その額については甲、乙が別途協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年11月30日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から申し出がないときは1年延長とし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、誠意をもって、甲、乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名の上、各々1通を保有する。

平成29年12月 1日

甲 福井県南条郡南越前町東大道29-1

南越前町長 岩倉 光弘

乙 福井県鯖江市本町2丁目2番2号

特定非営利活動法人 たんなん夢レディオ

理事長 菅原 藤理

(19) 災害に係る情報発信等に関する協定

南越前町（以下「町」という）およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、町が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ町の行政機能の低下を軽減させるため、町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 町が、町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 町が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 町が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 町が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、町から提供を受ける情報について、町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年11月25日

南越前町：福井県南条郡南越前町東大道第29号1番地
南越前町長 岩 倉 光 弘

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

(20) 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

南越前町(以下「甲」という)と福井県解体工事業協会(以下「乙」という)との間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、甲及び乙の相互協力により建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去(以下「解体撤去」という)を迅速かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害を言う。
- (2) 「建築物等」とは、住宅、店舗、事務所、工場、病院、公共施設、橋梁、鉄道、道路、港湾施設、その他の建築物及び工作物を言う。
- (3) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した建築物等の解体に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

(解体撤去の内容)

第3条 解体撤去において実施する作業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急活動または復旧作業に支障となる建築物等の解体
- (2) 甲が必要と認めた建築物等の解体
- (3) 災害廃棄物の撤去
- (4) 前各号に伴う必要な作業

(解体撤去の要請)

第4条 甲は、災害時において建築物等の解体撤去の必要があると認めるときは次に掲げる事項を記載した解体撤去要請書(様式1号)により、乙に対し解体撤去の実施を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し事後に解体撤去要請書を提出するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所
- (2) 解体撤去の内容
- (3) 解体撤去の実施期間
- (4) その他必要な事項

(解体撤去の実施)

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、特別の事情がない限り当該要請に速やかに応じるものとする。

2 乙は、解体撤去の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

3 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう情報の提供その他必要な協力を行なうものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施し完了した場合は、次に掲げる事項を記載した解体撤去報告書(様式2号)により、甲に対し報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し事後に解体撤去報告書を提出するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所
- (2) 解体撤去の内容
- (3) 解体撤去に従事した要員、車両、資機材
- (4) 解体撤去の実施期間
- (5) その他必要な事項

(連絡責任者)

第7条 解体撤去に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行なうために甲及び乙に次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1) 南越前町総務課長
- (2) 福井県建物解体業協会事務局長

2 甲及び乙は、連絡責任者を変更したときは、遅滞なく連絡責任者に対し報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準とし、甲および乙が協議の上決定するものとする。

(補 償)

第9条 この協定に基づき解体撤去等の作業に従事した者が、当該業務において負傷、疾病又は死亡したときは乙が負担するものとする。

(防災訓練等)

第 10 条 この協定に基づく解体撤去が円滑に行なわれるよう、甲及び乙は必要な訓練を適時実施するものとする。

2 乙は、地域で行なわれる防災訓練等にできる限り協力すると共に、地域の防災力の強化に積極的に協力するものとする。

(有効期限)

第 11 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から 1 ヶ年とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲及び乙がいずれからも解除等の申し出がない場合は、その都度協定を更新したものとする。

(その他)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときはその都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

甲と乙は、本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 4 月 1 日

甲 福井県南条郡南越前町東大道第 29 号 1 番地

南越前町長 岩 倉 光 弘

乙 福井市春山 2 丁目 18 番 24 号
一般社団法人福井県解体工事業協会

会 長 矢 野 智 孝

(21) 包括的地域連携に関する協定書

南越前町（以下「甲」という。）ならびに北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3 者」という。）は、次のとおり包括的地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、3 者が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 3 者は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域の安全・安心、災害対策に関すること
- (2) 環境・エネルギーに関すること
- (3) 産業観光振興・まちづくりに関すること
- (4) 人と文化を育むまちづくりに関すること

2 3 者は、前項各号に定める事項を効果的に実施するため、必要に応じて、協議を行う。

（有効期間）

第 3 条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和 4 年 3 月 31 日までとし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、3 者いずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して 1 年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第 4 条 3 者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 3 者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第 5 条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3 者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、3 者それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 1 月 20 日

甲 福井県南条郡南越前町東大道第 29 号 1 番地
南越前町長 岩 倉 光 弘

乙 福井県越前市高木町第 11 号 16 番地 1
北陸電力株式会社
丹南支店長 川 原 雅 人

丙 福井県福井市日之出 1 丁目 4 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
執行役員 福井支社長 吉 田 勝

(22) 南越前町と南越前町内の郵便局との協力に関する協定書

南越前町(以下「甲」という。)と南越前町内の郵便局(以下「乙」という。)は、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1章(総則)

(締結する協定)

第1条

- (1) 地域における協力協定(第2章)
- (2) 災害発生時における協力協定(第3章)

(有効期間)

第2条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第3条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

第2章(地域における協力協定)

(目的)

第4条 本協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力内容)

第5条 乙は、南越前町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報(乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。)を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

- 2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実（乙が情報を提供したことを含む。）を乙の書面による承諾なく第三者に開示しないものとする。

（免責）

- 第6条 乙は、第5条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

第3章（災害発生時における協力協定）

（定義）

- 第7条 本協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

- 第8条 甲及び乙は、南越前町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 避難・物資支援のための車両の提供

（乙が提供可能な場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

- 第9条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第 10 条 第 8 条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第 11 条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第 12 条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第 13 条 本協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 南越前町総務課長

乙 南条郵便局長

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 10 月 25 日

甲 福井県南条郡南越前町東大道第 29 号 1 番地

南越前町長 岩 倉 光 弘

乙 南越前町内の郵便局代表

福井県南条郡南越前町東大道第 33 号 5 番地の 1

南条郵便局長 山 田 健 吉

(23) 包括的地域連携に関する協定書

南越前町（以下「甲」という。）と南越前町内の郵便局（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、南越前町の持続可能なまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 地域住民の利便性確保・向上に関すること
- (4) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (5) その他、地方創生等に関すること

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月25日

甲 福井県南条郡南越前町東大道第29号1番地

南越前町長 岩 倉 光 弘

乙 南越前町内の郵便局代表

福井県南条郡南越前町東大道第33号5番地の1

南条郵便局長 山 田 健 吉

(24) 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

南越前町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）とは、災害等が発生した際に、乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置および利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、甲乙協力のもと被災者等の通信を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害や、甲が災害対策本部等を設置する状態をいう。
- (2) 「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に、電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管のうえ、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

- 2 屋内配線が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議のうえ乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を定め、その氏名を別に定める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、接続試験を実施することに努めるものとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し合い、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡がとれない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の連絡を行うものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、被災者等が適切に利用できるよう可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去するとともに乙に対し撤去した場所の連絡を行うものとする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することができる。
- 3 甲は、乙から目的外利用の実績の報告を受けた場合、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等および甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙が誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年12月22日

甲 福井県南条郡南越前町東大道29-1

南越前町

南越前町長 岩倉 光弘

乙 福井県福井市日之出二丁目12番5号

西日本電信電話株式会社

福井支店長 高畠 勝之

(25) 防災減災パートナーシップに関する協定書

南越前町（以下「甲」という。）と福井放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害による被害の軽減と平常時における防災・減災に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南越前町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の被害を軽減するための情報の発信及び、平常時の防災・減災の活動に相互に協力し取り組むことにより、南越前町民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、風水害、豪雪、地震、津波、その他の災害等をいう。
- (2) 防災とは、災害を未然に防ぐ備えであって、災害の復旧を図ることをいい、減災とは、災害の被害を最小限に抑える備えのことをいう。

（緊急時の情報発信の要請）

第3条 甲は、第1条で定める災害の被害を軽減するために、Lアラート以外で住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、情報発信を要請することができる。

2 甲が乙に対して情報発信を要請する場合には、電話または電子メール、ファックス、リモート通信などを用いて行うものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき甲からの要請を受けた際は、放送や通信を通じて速やかな情報発信に努める。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、防災のために使用する目的のもと、南越前町内における災害の映像・写真・画像等防災関連資料の提供を、相手方に可能な範囲で協力する。

2 甲及び乙は、本協定の目的に基づき、それぞれが防災対策に資する取組みを行うときは、可能な範囲で協力する。

3 乙は、ラジオやテレビ、インターネット、アプリケーションソフトウェアといったメディア等を使い、南越前町民の防災・減災意識の啓発に努める。

（防災訓練等への参加）

第5条 乙は、甲が行う総合防災訓練等の防災関連行事に関し、甲から要請があった場合には、積極的な参加に努める。

(連絡担当者)

第6条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

2 甲及び乙は、年に1回程度、担当者の会議を行い、本協定における広報活動や運営上の問題点や改善点などについて意見交換を行う。

3 甲及び乙は、人事異動などによりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この有効期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は、協定を更に1年延長させるものとし、その後も同様とする。

(協議事項)

第8条 この協定の定めがない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙双方が記名の上、各自1通を保管する。

令和5年1月25日

甲 福井県南条郡南越前町東大道第29号1番地
南越前町
南越前町長 岩 倉 光 弘

乙 福井県福井市大和田2丁目510番地
福井放送株式会社
代表取締役社長 池 内 昭 彦

(26) 災害福祉活動に関する相互連携協定書

南越前町（以下「甲」という。）、社会福祉法人南越前町社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び武生ライオンズクラブ・今立ライオンズクラブ・武生セントラルライオンズクラブ（以下「丙」という。）は、被災地域（第1条に規定する被災地域をいう。）において、甲及び乙が主体的に取り組む福祉・ボランティア活動（以下「災害福祉活動」という。）に関し、相互の連携に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福井県南越前町の区域内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、かつ、被災し、又は被災する恐れのある地域（以下これらを「被災地域」という。）において、災害福祉活動を迅速かつ効果的に進めるため、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の種類及び程度）

第2条 この協定が想定する「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

2 この協定が想定する「災害の程度」は、災害により多くの人的又は物的な被害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、住民の日常生活に大きな支障が生じるときとする。

（支援の要請及び内容）

第3条 甲及び乙は、丙に対して災害福祉活動の支援に関する情報を提供するとともに、必要があると認めるときは、次に掲げる支援を要請するものとする。

- （1）被災地域における災害福祉活動に対する人的な支援
- （2）被災地域における災害福祉活動に必要な資金、物品、資機材等の提供又は貸与
- （3）災害ボランティアセンターが行う災害救援活動に対する前2号に掲げる支援
- （4）前3号に掲げるもののほか、災害福祉活動に必要な支援

2 丙は、甲及び乙からの情報提供を踏まえて支援の内容を検討するとともに、前項に掲げる支援要請があった場合は、必要な連絡及び調整を行うこととし、その内容等は、甲、乙及び丙が協議のうえ、その都度決定するものとする。この場合において、甲及び乙は、事前に丙に対する支援要請の内容等を調整しておかなければならない。

3 第1項の支援要請手続は、原則として書面によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は電子メール、ファックス、リモート通信などを用いて要請することができるとし、当該要請の後、速やかに書面を提出するものとする。

(臨機の対応)

第4条 丙は、前条の規定により甲及び乙から支援要請を受けたときは、可能な範囲内において、甲及び乙に対する支援を行うものとする。ただし、通信の途絶等により甲及び乙が、丙に対して要請を行うことができないときは、丙は、甲及び乙の要請を待たず、状況に応じた自主的な判断で支援を行うことができる。

(支援の表示)

第5条 甲及び乙は、第3条による支援を受けて災害福祉活動を行うにあたっては、丙の支援を受けていることを表示するための措置を講じるものとする。

(経費の負担)

第6条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を行った丙が負担するものとする。

(連絡担当窓口)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく要請及び支援を円滑に行うため、甲、乙及び丙それぞれ連絡担当窓口を常設し、次に掲げる事項を書面により共有するものとする。

- (1) 連絡担当窓口の名称又は担当部署及びその連絡先
- (2) 連絡担当窓口の責任者及び担当者の役職名及び氏名

(平常時の連携)

第8条 甲及び乙は、平常時から災害福祉活動に関する情報の収集及び整理に努め、必要に応じて、丙に提供するものとする。

2 甲、乙及び丙は、必要に応じて、災害福祉活動の普及・啓発に協働して取り組むものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし当該期間満了の日の1か月前までに甲、乙又は丙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がないときは、さらに1年間延長するのとし、それ以後についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、甲・乙・丙が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 5 年 6 月 26 日

[甲] 福井県南条郡南越前町東大道第 29 号 1 番地
南越前町長 岩 倉 光 弘

[乙] 福井県南条郡南越前町脇本第 17 号 38 番地の 1
社会福祉法人南越前町社会福祉協議会
会 長 中 村 是 政

[丙] 福井県越前市塚町 101 番地
武生ライオンズクラブ
会 長 小 形 孝 雄

福井県越前市栗田部町第 71 号 3 番地の 2
今立ライオンズクラブ
会 長 法 幸 大 刀 雄

福井県越前市塚町 101 番地
武生セントラルライオンズクラブ
会 長 扇 谷 亘

防災関係組織・体制等

7. 南越前町災害対策本部組織

本部長	町長
副本部長	第1副本部長 副町長 第2副本部長 教育長
本部員	各課長 各局長 消防署長 消防団長 警察

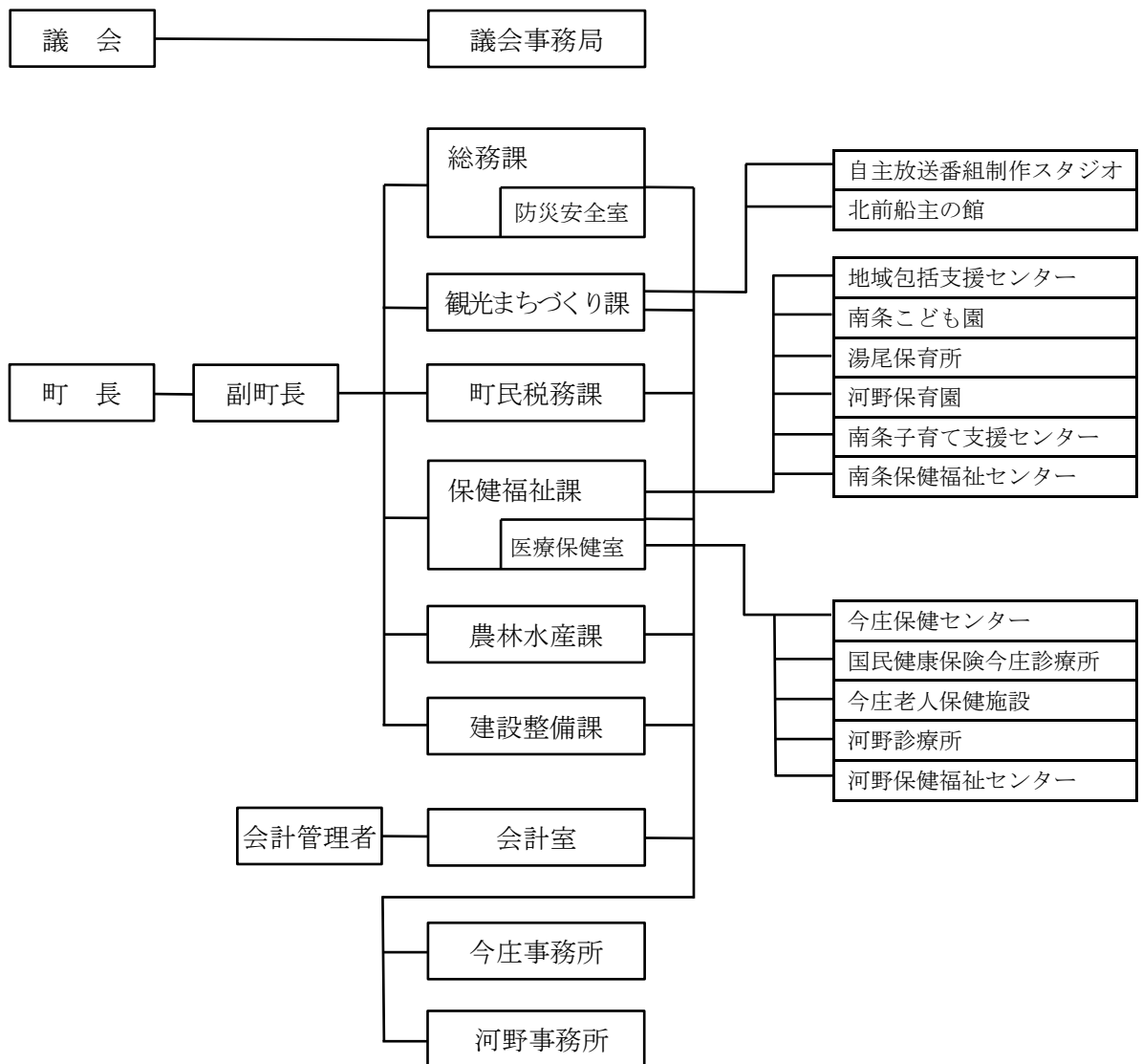
部	部長	班
総務部	総務課長	指導・連絡班
		渉外班
		財政・連絡班
広報部	観光まちづくり課長	情報・広報班
住民部	町民税務課長	連絡班
		被災管理班
厚生部	保健福祉課長	連絡班
		現地班
		衛生班
		医療班
		福祉班
産業部	農林水産課長	連絡班
		救援物資班
		施設管理・車輛班
土木部	建設整備課長	土木・水道連絡班
教育部	教育委員会事務局長	教育・食糧連絡班
消防部	南越消防組合南消防署長 南越前消防団長	消防班
警察	越前署警備課長	

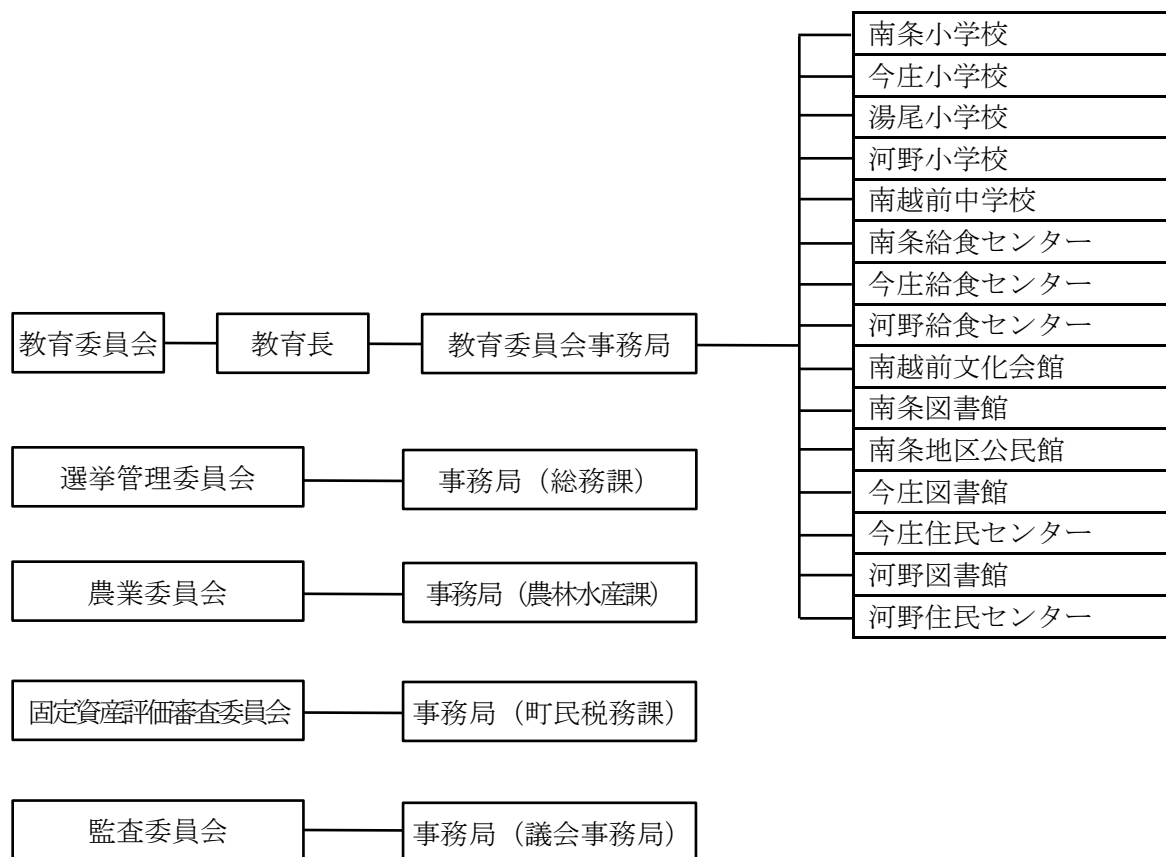
■今庄地区および河野地区現地災害対策本部

本部長	事務所長
-----	------

部	部長
住民安全部	事務所次長

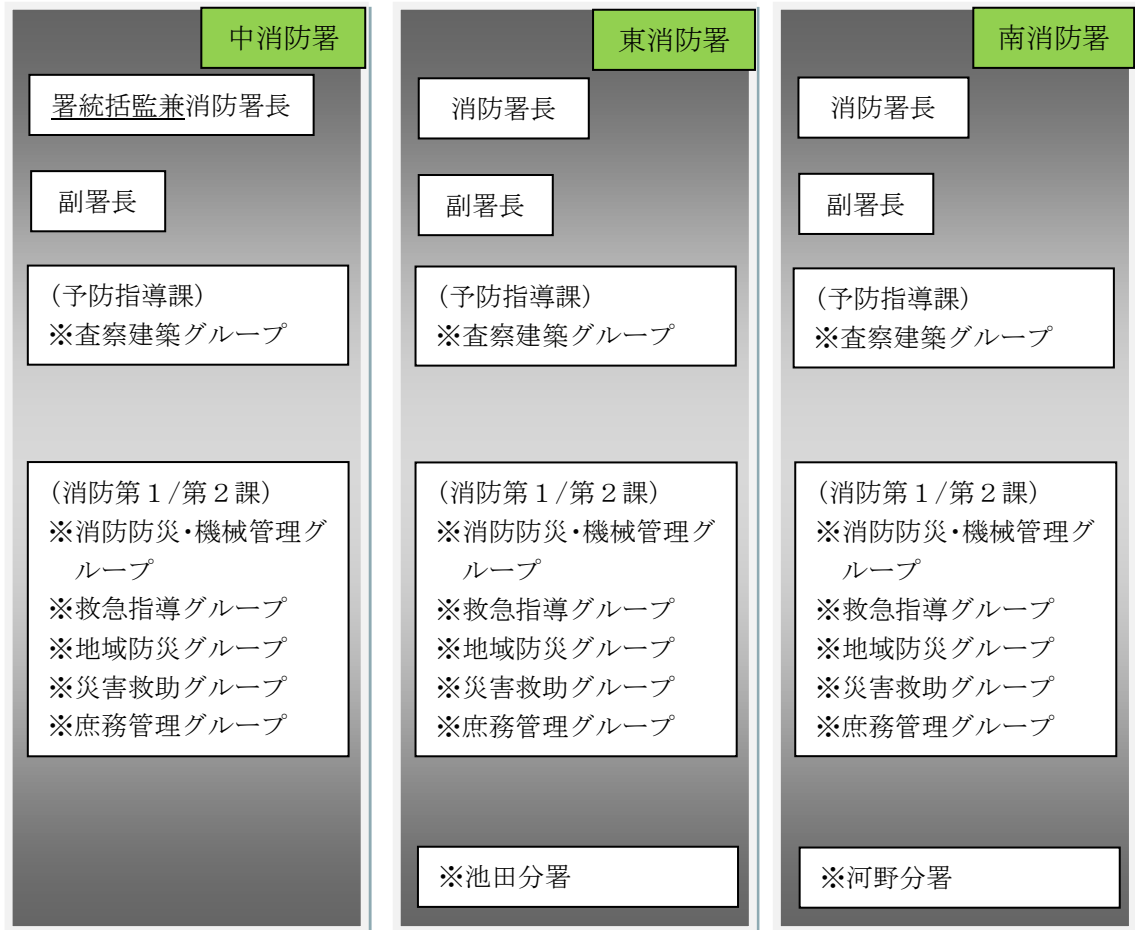
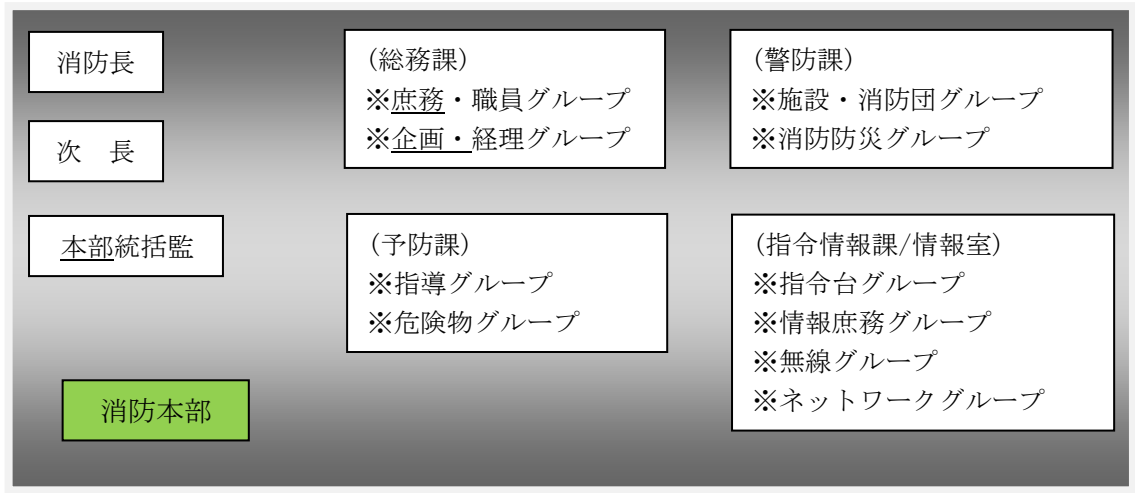
8. 南越前町の行政組織





9. 南越消防組合組織

(令和 5 年 4 月 1 日現在)



10. 南越消防組合の消防力

(1) 消防車両等

(令和5年4月1日現在)

	中消防署 (消防本部を含む)	東消防署	池田分署	南消防署	河野分署
消防ポンプ自動車等	南越1号車	南越3号車	南越4号車	南越5号車	南越6号車
	南越2号車	南越救助2号車	南越水槽3号車	南越7号車	南越水槽5号車
	南越水槽1号車	南越化学2号車		南越水槽4号車	
	南越水槽2号車	南越梯子2号車		南越救助3号車	
	南越化学1号車				
	南越梯子1号車				
	南越救助1号車				
小型動力ポンプ	本部小型 1	東署小型 1	池田小型 1	南署小型 1	河野小型 1
	中署小型 1	林野火災用ポンプ	林野火災用ポンプ	南署小型 2	林野火災用ポンプ
	中署小型 2	林野火災用ポンプ		南署小型 3	
				林野火災用ポンプ	
	林野火災用ポンプ			林野火災用ポンプ	
	林野火災用ポンプ				
救急車	南越救急1号車	南越救急3号車	南越救急5号車	南越救急6号車	南越救急8号車
	南越救急2号車	南越救急4号車		南越救急7号車	
指令車・支援車・広報車・搬送車	南越指令1号車	南越指令3号車	南越指令4号車	南越指令5号車	南越指令6号車
	南越指令2号車	南越広報7号車			
	南越支援1号車	南越搬送4号車		南越搬送5号車	
	南越広報1号車				
	南越広報2号車				
	南越広報3号車				
	南越広報4号車				
	南越広報5号車				
	南越広報6号車				
	南越広報8号車				
	南越搬送1号車				
	南越搬送2号車				
	南越搬送3号車				

(出典：令和5年消防年報)

[消防団の消防車両]

(令和5年4月1日現在)

消防ポンプ自動車

分団名	配置場所	台
南条東分団	鋳物師	1台
今庄分団	今庄(梅ヶ枝)	1台
鹿蒜分団	新道	1台
堺分団	大 門	1台

全自動消防ポンプ積載車

分団名	配置場所	台
南条西分団	東大道	1台
湯尾・宅良分団	上温谷	1台
糠分団	糠	1台
河野分団	甲楽城	1台
桜橋分団	赤 萩	1台

連絡広報車

分団名	配置場所	台
南越前消防団	湯 尾	1台

小型動力ポンプ積載車

分団名	配置場所	台
湯尾・宅良分団	湯 尾	1台
今庄分団	今庄(愛宕)	1台

小型動力ポンプ等

分団名	配置場所	台
堺分団	大 門	1台

(2) 消防水利

(令和5年4月1日現在)

区分	消火栓					防火水槽			プール	池濠	河川
	地上式		地下式		計	40 m³ 以上	20 m³～ 40 m³	計			
	単口	双口	単口	双口							
南日野	123		6		129	24	1	25		2	3
南杣山	75				75	19		19		1	3
北杣山	103		1		104	25		25	1		3
湯尾	99		1		100	18	3	21	1		2
宅良	81				81	24		24			2
今庄	85		8		93	16	1	17	1		3
鹿蒜	43		1		44	9		9			2
堺	93		1		94	20	1	21	1	1	4
糠	3		27		30	10		10		1	1
甲楽城 ～河野	3	1	52		56	16		16	1		1
桜橋	5		31		36	15		15			1
計	713	1	128	0	842	196	6	202	5	5	25

(出典：令和5年消防年報)

11. 災害時優先電話

南越前町災害時優先電話

施設名	設置場所	電話番号
今庄事務所	今庄 84-25	45-1111
今庄の宿かねおり	今庄 85-2-18	45-0073
国民健康保険今庄診療所	今庄 84-24-1	45-0030
今庄小学校	今庄 28-10-1	45-0024
湯尾小学校	湯尾 88-2	45-0067
湯尾保育所	湯尾 72-15	45-1168
今庄ふるさと交流センターきらめき	古木 50-59	45-2262
今庄農村環境改善センター	大門 10-3-1	45-1385
南越前町役場	東大道 29-1	47-8000
南条地区公民館	東大道 32-5	47-3621
南越前文化会館	牧谷 29-15-1	47-3810
南条保健福祉センター	脇本 17-38-1	47-3601
南条小学校	東大道 19-54	47-2026
南越前中学校	東大道 32-8	47-2025
南条こども園	東大道 23-14-4	47-2227
花はす温泉そまやま	中小屋 60-1	47-3368
河野事務所	河野 15-16-1	48-2111
河野小学校	甲楽城 13-1	48-2130
河野診療所	甲楽城 7-31-1	48-2610
河野保育園	今泉 19-48-4	48-2123
桜橋総合運動公園	赤萩 38-3-3	48-2146

12. CATV 電話告知放送グループ番号一覧

南条地区集落番号

集落名	番号
東大道	0001
西大道	0002
東 谷	0003
清 水	0004
脇 本	0005
嶋	0006
上平吹	0007
日 野	0008
鋳物師	0011
下牧谷	0012
上牧谷	0013
上 野	0014
堂 宮	0015
金 粕	0016
桜 町	0017
中小屋	0021
阿久和	0022
鯖 波	0023
奥野々	0024
上別府	0025
関ヶ鼻	0026
南条地区一斉	0033

河野地区集落番号

集落名	番号
河野地区一斉	0301
糠	0302
甲楽城	0303
河野・今泉	0304
河 野	0305
今 泉	0306
桜橋	0307
大 谷	0308
大 良	0309
桜団地	0310
河 内	0311
赤 萩	0312
具 谷	0313
八 田	0314
杉 山	0315
神 土	0316
丸 山	0317
沿岸地域	0318
河野村漁協	0319
避難所一括	0320

南越前町全域

集落名	番号
南越前町一斉	0999

今庄地区集落番号

集落名	番号
新北府	0051
北 府	0052
山 王	0053
日 吉	0054
天 王	0055
稲荷(湯尾)	0056
八 幡	0057
旭(湯尾)	0058
八乙女	0059
燧	0060
社 谷	0061
久 喜	0062
長 沢	0063
馬上免	0064
古 木	0065
上温谷	0066
小倉谷	0067
瀬 戸	0068
杉 谷	0069
杣木俣	0070
荒 目	0071
藤 倉	0072
白 鬚	0073
梅ヶ枝	0074
立 石	0075
観 音	0076
愛 宕	0077
稲荷(今庄)	0078
旭(今庄)	0079
栄	0080
南今庄	0081
下新道	0082
上新道	0083
大 桐	0084
二ツ屋	0085
合 波	0086
大 門	0087
孫 谷	0088
荒 井	0089
八 飯	0090
宇津尾	0091
橋 立	0092
広 野	0093
湯尾地区	0201
宅良地区	0202
今庄地区	0203
鹿蒜地区	0204
堺地区	0205
堺東地区	0206
今庄地区一斉	0099

13. 無線局設置状況

(1) 同報系無線局

	整備年度	送信機			受信機	
		出力 W			周波数 MHz	屋外 台
南条地区	平 27.3	500mW	10W		62.84	20
今庄地区	平 28.3	500mW	1W	10W	57.875	13
		500mW	1W	5W	65.525	9
		1W	2W	5W	55.865	7
		3W			63.515	4
河野地区	平 28.3	2W			62.84	1
		1W			63.515	5
		500mW	1W	10W	57.875	2
		500mW	1W		65.525	10
		1W			55.865	3

避難所・輸送・備蓄等

14. 南越前町避難施設一覧（原子力災害除く）

（1）災害種別の指定緊急避難場所

【南条地区】

地区 番号	自治会・集落	（一時集合場所）	指定緊急避難場所 （大雨）	指定緊急避難場所 （地震）	指定緊急避難場所 （津波）
1	東大道	大道担い手センター	南越前中学校、南条 小学校、南条地区公 民館	南条グラウンド	—
2	西大道	大道担い手センター			
3	鯖波	鯖波生活改善センター			
4	奥野々	奥野々区民センター			
5	上別所	上別所集落センター			
6	関ヶ鼻	関ヶ鼻生活改善センター			
7	東谷	東谷生活改善センター	南条保健福祉セン ター	南条保健福祉セン ター駐車場	—
8	清水	清水集落センター			
9	脇本	脇本活性化センター			
10	嶋	嶋活性化センター			
11	日野	日野区公民館			
12	上平吹	上平吹コミュニティセンター	南条勤労者体育セ ンター	南条勤労者体育セ ンター駐車場	—
13	鋳物師	鋳物師コミュニティセンター			
14	堂宮	堂宮区民センター			
15	金粕	金粕区民センター			
16	中小屋	中小屋集落センター			
17	阿久和	阿久和区民センター			
18	下牧谷	下牧谷集落センター	南越前文化会館	ウォーターランド 南条駐車場	—
19	上牧谷	上牧谷区民センター			
20	上野	上野集落改善センター			
21	桜町	桜町区民センター			

【今庄地区】

22	新北府	湯尾ふれあい会館	湯尾ふれあい会館	湯尾ふれあい会館 前駐車場	—
23	北府	湯尾ふれあい会館			
24	山王	湯尾ふれあい会館			
25	日吉	湯尾生活改善センター	湯尾小学校	湯尾小学校グラウ ンド	—
26	天王	湯尾生活改善センター			
27	稲荷（湯尾）	湯尾小学校			
28	八幡	湯尾小学校			
29	旭（湯尾）	湯尾小学校			
30	八乙女	八乙女生活改善センター			
31	燧	燧ふれあいセンター			
32	社谷	社谷農業集落多目的集会施設			
33	久喜	久喜構造改善センター	ふるさと交流セン ターきらめき※1	スポーツパーク 476	—
34	長沢	長沢コミュニティセンター			
35	馬上免	馬上免集落生活改善センター			
36	古木	古木生活改善センター			
37	上温谷	上温谷集落センター			
38	小倉谷	小倉谷林業集会センター			

地区 番号	自治会・集落	(一時集合同所)	指定緊急避難場所 (大雨)	指定緊急避難場所 (地震)	指定緊急避難場所 (津波)
39	瀬戸	瀬戸集落生活改善センター			
40	杉谷	杉谷構造改善センター			
41	杣木俣	杉谷構造改善センター			
42	荒目	荒目ふれあい会館	今庄小学校、今庄住民センター	今庄小中学校グラウンド	—
43	藤倉	荒目ふれあい会館			
44	白鬚	昭和会館			
45	梅ヶ枝	昭和会館			
46	立石	昭和会館			
47	観音	昭和会館	旧今庄中学校		
48	愛宕	昭和会館			
49	旭(今庄)	大鶴目集会所			
50	稲荷(今庄)	南今庄地区コミュニティ施設			
51	栄	栄区集会所			
52	南今庄	南今庄生活改善センター	今庄地区公民館鹿蒜分館	今庄地区公民館鹿蒜分館グラウンド	—
53	下新道	下新道構造改善センター			
54	上新道	今庄地区公民館鹿蒜分館			
55	大桐	大桐ふれあいセンター			
56	二ツ屋	二ツ屋集落生活改善センター	堺地区体育館	大門山村広場	—
57	合波	合波集落生活改善センター			
58	大門	大門集落生活改善センター			
59	孫谷	孫谷生活改善センター			
60	荒井	荒井ふるさと交流文化伝承施設			
61	八飯	八飯活性化センター			
62	宇津尾	宇津尾集落センター			
63	橋立	橋立集落生活改善センター			
64	広野	広野生活改善センター			

【河野地区】

65	大谷	大谷集会所	桜橋運動公園体育館※1	桜橋運動公園	八幡神社、善徳寺、道の駅等
66	大良	大良集会所			—
67	櫻団地	櫻団地集会所			
68	河内	河内集会所			
69	具谷	具谷集会所			
70	赤萩	赤萩集会所	河野小学校※1、旧河野中学校※1、河野住民センター※1	河野小学校グラウンド	八幡神社、円福寺等
71	河野	河野住民センター			忍通寺、天文学習館等
72	今泉	今泉集会所			集落東側高台
73	甲楽城	河野住民センター甲楽城分館			十九社神社、エベスト山八田口等
74	糠	河野住民センター糠分館			

※1：ふるさと交流センターきらめき、桜橋運動公園体育館、河野小学校、旧河野中学校、河野住民センターは、土砂災害警戒区域内に建物があり、本来、指定緊急避難場所としては適していない。他に適切な公共施設がないため、継続して指定するが、避難する場合は、建物の2階以上を使用し、山側に面した場所は避けること。

(2) 指定避難所

番号	指定避難所名	防災エリア	収容人数	階数	耐震性	浸水深(m)	土砂災害	大雨
1	南越前中学校	日野川西エリア	2,857	4	○	3.0～5.0	—	○
2	南条小学校	日野川西エリア	4,101	2	○	0～0.5	—	○
3	南条地区公民館	日野川西エリア	697	2	○	3.0～5.0	—	○
4	南条活性化施設ホノケ	日野川西エリア	489	1	○	—	Y	×
5	南条保健福祉センター	日野川西エリア	1,496	2	○	—	—	○
6	南条勤労者体育センター	日野川東エリア	422	1	×	0～0.5	—	○
7	南越前文化会館	日野川東エリア	794	2	○	0～0.5	—	○
8	湯尾ふれあい会館	湯尾エリア	172	2	○	3.0～5.0	—	○
9	湯尾小学校	湯尾エリア	1,249	3	○	—	—	○
10	ふるさと交流センターきらめき	宅良エリア	671	3	×	—	Y	×
11	今庄小学校	今庄エリア	2,687	2	○	3.0～5.0	—	○
12	今庄住民センター	今庄エリア	934	1	○	—	—	○
13	旧今庄中学校	今庄エリア	2,786	4	○	3.0～5.0	—	○
14	今庄地区公民館鹿蒜分館	鹿蒜エリア	267	2	○	—	—	○
15	堺地区体育館	堺エリア	353	1	○	0.5～3.0	—	○
16	今庄地区公民館堺分館	堺エリア	131	1	○	0.5～3.0	Y	×
17	桜橋運動公園体育館	桜橋エリア	658	2	○	—	Y	×
18	河野小学校	河今・甲楽城・糠エリア	2,136	2	○	—	Y	×
19	旧河野中学校	河今・甲楽城・糠エリア	1,892	3	○	—	Y	×
20	河野住民センター	河今・甲楽城・糠エリア	622	4	○	—	Y	×

※役場本庁舎および別館については、必要に応じ避難所として開設する。また、自主避難施設についても、災害等の種類に応じ避難所として指定することがある。

※土砂災害の欄の「Y」は、土砂災害警戒区域内であることを示す。

※町が指定する指定避難所のうち、「役場本庁舎および別館」、「南条保健福祉センター」、「南越前文化会館」、「今庄住民センター」、「旧今庄中学校」、「河野小学校」、「河野住民センター」の7施設を重要給水施設とする。

(3) 一時集合場所の安全性

番号	一時集合場所名	防災エリア	浸水深(m)※1	土石流※2	急傾斜※2
1	大道担い手センター	日野川西	—	—	—
2	鯖波生活改善センター	日野川西	—	—	—
3	奥野々区民センター	日野川西	—	Y	—
4	上別所集落センター	日野川西	—	—	—
5	関ヶ鼻生活改善センター	日野川西	—	—	—
6	東谷生活改善センター	日野川西	—	—	—
7	清水集落センター	日野川西	—	—	—
8	脇本活性化センター	日野川西	—	—	—
9	嶋活性化センター	日野川西	—	—	—
10	日野区公民館	日野川西	—	—	—
11	上平吹コミュニティセンター	日野川東	0.5～1.0	—	—
12	鋳物師コミュニティセンター	日野川東	—	Y	—
13	堂宮区民センター	日野川東	—	Y	—
14	金粕区民センター	日野川東	—	—	—
15	中小屋集落センター	日野川東	—	Y	Y
16	阿久和区民センター	日野川東	—	Y	—
17	下牧谷集落センター	日野川東	—	—	Y
18	上牧谷区民センター	日野川東	—	Y	—
19	上野区民センター	日野川東	—	—	—
20	桜町区民センター	日野川東	0～0.5	—	—
21	湯尾ふれあい会館	湯尾	—	—	—
22	湯尾生活改善センター	湯尾	—	—	—
23	湯尾小学校	湯尾	—	—	—
24	八乙女生活改善センター	湯尾	—	Y	—
25	燧ふれあいセンター	湯尾	—	Y	—
26	社谷農業集落多目的集会施設	湯尾	—	Y	Y
27	久喜構造改善センター	宅良	—	Y	Y
28	長沢コミュニティセンター	宅良	—	Y	—
29	馬上免集落生活改善センター	宅良	—	—	—
30	古木生活改善センター	宅良	—	—	R
31	上温谷集落センター	宅良	—	—	Y
32	小倉谷林業集会センター	宅良	—	—	—
33	瀬戸集落生活改善センター	宅良	—	—	—
34	杉谷構造改善センター	宅良	—	Y	Y
35	荒目ふれあい会館	今庄	—	—	—
36	今庄地区公民館	今庄	—	—	—
37	大鶴目集会所	今庄	—	—	Y

番号	一時集合場所名	防災エリア	浸水深(m)※1	土石流※2	急傾斜※2
38	南今庄地区コミュニティ施設	今庄	—	—	—
39	栄区集会所	今庄	—	—	Y
40	南今庄生活改善センター	鹿蒜	—	Y	R
41	下新道構造改善センター	鹿蒜	—	—	Y
42	今庄地区公民館鹿蒜分館	鹿蒜	—	—	—
43	大桐ふれあいセンター	鹿蒜	—	Y	Y
44	二ツ屋集落生活改善センター	鹿蒜	—	—	Y
45	合波集落生活改善センター	堺	—	Y	—
46	大門集落生活改善センター	堺	—	Y	—
47	孫谷生活改善センター	堺	—	—	Y
48	荒井ふるさと交流文化伝承施設	堺	—	—	R
49	八飯活性化センター	堺	—	Y	—
50	宇津尾集落センター	堺	—	—	—
51	橋立集落生活改善センター	堺	—	—	—
52	広野生活改善センター	堺	—	Y	—
53	大谷集会所	桜橋	—	—	Y
54	大良集会所	桜橋	—	—	R
55	櫻団地集会所	桜橋	—	—	Y
56	河内集会所	桜橋	—	—	—
57	具谷集会所	桜橋	—	Y	Y
58	赤菰集会所	桜橋	—	Y	Y
59	河野住民センター	河今・甲楽城	—	—	Y
60	今泉集会所	河今・甲楽城	—	Y	—
61	河野地区公民館 甲楽城分館	河今・甲楽城	—	—	—
62	河野地区公民館 糠分館	糠	—	Y	Y

*Y：土砂災害警戒区域 R：土砂災害特別警戒区域

※1：大雨時、浸水深が0.5m以上となる施設は、利用しない。

※2：大雨時、土砂災害警戒区域(土石流、急傾斜地崩壊)内にある施設は、利用しない。

15. 防災ヘリ離着陸場所

場外離着陸場名	場外離着陸所在地	所有者または管理者
レインボーパーク南条	牧谷地係	南越前町
旧今庄中学校グラウンド	今庄 27-20	南越前町
今庄 365 スキー場駐車場	板取 85-37	南越前町
今庄スポーツパーク 476	古木 50-59	南越前町
南条総合運動公園	牧谷 123-6	南越前町
ふれあいシーサイドパーク	河野地係	南越前町

16. 水防資器材備蓄

水 防 用 資 材	数 量	保 管 場 所
麻袋・土のう袋類	810 袋	南消防署河野分署
	1,280 袋	南消防署
縄	6 巻	南消防署河野分署
	19 巻	南消防署
木 杭	38 本	南消防署河野分署
	22 本	南消防署
鉄 線	10kg	今庄事務所
	100kg	南消防署河野分署
	100kg	南消防署

水 防 用 器 材	数 量	保 管 場 所
スコップ	29 丁	南越前町役場
	22 丁	今庄事務所
	27 丁	南消防署河野分署
	8 丁	南消防署
掛 矢	10 丁	南越前町役場
	1 丁	今庄事務所
	6 丁	南消防署河野分署
	2 丁	南消防署
ペンチ	2 丁	南越前町役場
	2 丁	今庄事務所
まさかり	4 丁	南越前町役場
ロープ	8 巻	今庄事務所
一輪車	1 台	今庄事務所
	5 台	南消防署河野分署
くわ・つるはし	23 丁	南越前町役場
	6 丁	今庄事務所
	15 丁	南消防署河野分署
	3 丁	南消防署
金鎚	2 丁	南消防署河野分署
クリッパー	6 丁	南消防署河野分署
シート類	10 枚	南消防署河野分署
	16 枚	南消防署
大型土のう	15 枚	南消防署河野分署
土砂詰め大型土のう	40 袋	南消防署

17. 防災資機材等の備蓄

品 目	数 量	保 管 場 所
浄水装置	1 機	南越前町役場倉庫
飲料水	846 リットル	南越前町役場倉庫
〃	648 リットル	今庄事務所
〃	138 リットル	河野事務所
〃	180 リットル	道の駅河野
ローソク	150 本	河野事務所
毛 布	280 枚	南越前町役場倉庫
〃	250 枚	今庄事務所
〃	215 枚	河野事務所
〃	60 枚	道の駅河野
テント	1 張(30 人用)	河野事務所
担 架	5 台	河野事務所
土のう	300 袋	役場・各事務所
救命胴衣	114 人用	今庄事務所
ヨウ素剤	4,000 丸	河野事務所
〃	11,000 丸	南越前町役場
〃	9,000 丸	今庄事務所
ハーベスト	1,122 食	南越前町役場倉庫
〃	798 食	今庄事務所
〃	21 食	河野事務所
〃	192 食	道の駅河野

18. 町保有車両一覧

乗用車		バン・ワゴン		マイクロバス		小型貨物		普通貨物	
定員	台	定員	台	定員	台	定員	台	定員	台
4人	8	3人	1	14人	5	0.35t	27	0.5t	
5人	6	7人	11	25人	1			1.5t	3
		8人	3	29人	7			2t	2
		10人	10					3t	1

公共施設等の現況

19. 下水道の現況

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

処理場名	事業名	排除方式	整備済面積 (ha)	処理開始	処理人口
南条浄化センター	特定環境保全 公共下水道	分流	87.0	平 5.3	2,801
河野浄化センター	特定環境保全 公共下水道	分流	38.6	平 12.3	981
計			125.6		3,782

危険箇所・区域、危険物施設等

20. 過去の災害

○福井県の主な地震災害

震源地	発生年月日	地震の規模	地震被害の概要
近江北部	1325年12月 5日	M6. 5	敦賀郡気比神社倒潰
加賀大聖寺	1640年11月23日	M6. 5	家屋破損、死者多数
琵琶湖西岸	1662年11月16日	M7. 5	小浜で城の櫓・多門・石垣・蔵の破壊
安政東海地震	1854年12月23日	M8. 4	福井では城内の櫓・掘等大破潰240、死者4名
安政南海地震	1854年12月24日	M8. 4	
濃尾地震	1891年10月28日	M8. 0	死者12名、負傷者105名 家屋全壊1,090棟、堤防決壊、山崩れ
福井県嶺北	1900年 3月22日	M5. 8	負傷者6名、家屋全壊2棟、半壊10棟 山崩れ、堤防破損亀裂
北丹後地震	1927年 3月 7日	M7. 3	家屋の壁亀裂
東南海地震	1944年12月 7日	M7. 9	堤防の亀裂、老朽建設物の倒壊
南海道地震	1946年12月21日	M8. 0	電線切断による停電
福井地震	1948年 6月28日	M7. 1	死者3,728名、負傷者21,750名 家屋全壊35,382棟
大聖寺地震	1952年 3月 7日	M6. 5	負傷者1名、山崩れ
北美濃地震	1961年 8月19日	M7. 0	死者1名、負傷者15名、家屋全壊12棟、 山崩れ
越前岬沖地震	1963年 3月27日	M6. 9	負傷者1名、家屋全壊2棟、山崩れ 土砂崩れ
能登半島地震	2007年 3月25日	M7. 1	負傷者1名
令和6年能登半島地震	2024年 1月 1日	M7. 6	軽傷6人、家屋半壊12棟、一部損壊613棟

出典：福井地方気象台地震解説資料、福井県地域防災計画資料編より抜粋

○福井県内の津波

県内の津波被害は特にない。

地震名	発生年月日	地震の規模	津波観測
新潟地震	1964年 6月16日	M7. 5	三国26cm、敦賀46cm (新潟県・山形県・秋田県で地震や津波による死者26名)
日本海中部地震	1983年 5月26日	M7. 7	三国36cm、福井69cm (秋田県・青森県・北海道で地震や津波による死者104名)
北海道南西沖地震	1993年 7月12日	M7. 8	敦賀46cm、三国(消防署)90cm、河野60cm (北海道で津波や地震による死者201名、行方不明29名)

出典：福井地方気象台地震解説資料

○福井県における風水害等

年 月	種 類	被 災 状 況
1921 年 9 月	台風、風水害	死者 3 名、浸水家屋 3,000 戸
1930 年 7 月	水害	死傷・行方不明 5 名、住家全壊・浸水 2500 戸、堤防決壊・破損 15 箇所
1933 年 7 月	台風、風水害	全壊 15、流失 3 他 田畑浸水 3,500 町
1934 年 9 月	室戸台風、風水害	死者 8 名人、行方不明 7 名、負傷者 14 名 家屋（全・半壊 375 戸、浸水 566 戸）船舶（流失・沈没）58 隻
1939 年 12 月	山くずれ	死者 14 名
1940 年 1 月	大雪	死者 4 名、負傷者 10 名、被害建物 104 件
1950 年 9 月	ジェーン台風	死者 14 名、負傷者 556 名、行方不明 1 名 建物（全壊 684 戸、半壊 4306 戸）
1953 年 7 月	梅雨前線、水害 山くずれ	死者 2 名、建物（全壊 4 戸、半壊 14 戸他）
1953 年 9 月	台風 13 号、風水害	死者 116 名、負傷者 639 名、建物（全壊 328 戸、半壊 527 戸他）
1954 年 9 月	洞爺丸台風、風害	負傷者 2 名、建物（全壊 10 戸、半壊 2 戸他）
1956 年 4 月	フェーン現象 芦原大火	死者 1 名、重傷 4 名、軽傷 345 名、全焼 309 戸、半焼 17 戸他
1959 年 1 月	雪害	死者 2 名、負傷者 4 名他
1959 年 8 月	台風 7 号 前線風水害	死者 5 名人、負傷者 6 名人、家屋（全壊 15 戸、半壊 23 戸）他
1953 年 8 月	伊勢湾台風、風水害	死者 25 名、負傷者 6 名、行方不明 6 名、家屋（全壊 70 戸、半壊 167 戸他）
1960 年 8 月	台風 16 号 前線風水害	行方不明 3 名、負傷者 3 名、建物（全壊 6 戸、半壊 2 戸他）
1961 年 9 月	第 2 室戸台風	負傷者 72 名、建物（全壊 95 戸、半壊 357 戸他）
1963 年 12～2 月	豪雪、風雪害	死者 25 名、負傷者 48 名 建物（全壊 623 棟、半壊（一部半壊を含む）69,653 棟他）
1964 年 7 月	梅雨前線 山陰・北陸豪雨	死者 1 名、負傷者 3 名、建物（半壊 71 棟他）
1969 年 1～2 月	雪害	負傷者 5 名、建物（一部破損 28 戸他）
1971 年 6 月	山くずれ	死者 6 名
1971 年 7 月	梅雨前線	死者 1 名人、全壊 1 戸
1972 年 2 月	海難事故	死亡者 5 名人
1972 年 7 月	47.7 豪雨	負傷者 1 名、全壊 1 戸他
1972 年 9 月	台風 20 号	死者 1 名、負傷者 7 名、建物（全壊 5 戸、半壊 14 戸他）
1972 年 11 月	北陸トンネル内 列車火災事故	死者 30 名、重軽傷者 744 名

年 月	種 類	被 災 状 況
1976 年 9 月	台風 17 号	死者 1 名
1976 年 10 月	越前海岸高波	死者 1 名、重傷者 5 名、軽傷者 1 名、住家（全壊 9 棟、半壊 58 棟他）
1977 年 1～3 月	大雪	死者 3 名、重傷者 15 名、軽傷者 16 名、住家（全壊 14 棟、半壊 19 棟他）
1979 年 6～7 月	梅雨前線に伴う 集中豪雨	軽傷者 1 名、住家一部破壊 2 棟他
1979 年 9～10 月	台風 16 号	死者 2 名、行方不明者 1 名、軽傷者 2 名、住家（半壊 12 棟他）
1979 年 10 月	台風 20 号	重傷者 1 名、住家（全壊 1 棟、半壊 3 棟他）
1980 年 1～2 月	雪害	死者 3 名、重傷者 5 名、軽傷者 2 名、住家（一部破壊 45 棟他）
1980 年 8 月	大雨	死者 1 名、重傷者 2 名、軽傷者 2 名、住家（半壊 1 棟他）
1980 年 10 月	高波と高潮	死者 2 名、重傷者 1 名、軽傷者 3 名、住家（半壊 5 棟他）
1980 年 12～3 月	56 豪雪	死者 15 名、重傷者 55 名、軽傷者 79 名 住家（全壊 37 棟、半壊 40 棟他）
1981 年 7 月	集中豪雨	行方不明 1 名、負傷者 2 名、軽傷者 1 名 住家（全壊 5 棟、半壊 11 棟他）
1982 年 8 月	台風 10 号	重傷者 1 名、住家（半壊 1 棟他）
1982 年 12～3 月	雪害	死者 2 名、重傷者 2 名、軽傷者 1 名他
1984 年 1～3 月	59 豪雪	死者 3 名、重傷者 35 名、軽傷者 61 名、住家（全壊 5 棟、半壊 4 棟他）
1985 年 1～3 月	雪害	死者 4 名、重傷者 13 名、軽傷者 20 名、住家（全壊 1 棟、半壊 1 棟他）
1985 年 6～7 月	集中豪雨	死者 2 名、住家（半壊 2 棟他）
1985 年 12～3 月	雪害	死者 4 名、重傷者 21 名、軽傷者 33 名、住家（全壊 1 棟、半壊 1 棟他）
1985 年 6～7 月	梅雨前線	死者 1 名、軽傷者 3 名他
1986 年 12～3 月	雪害	死者 3 名、軽傷者 3 名他
1987 年 7 月	台風 5 号	死者 1 名他
1988 年 4 月	強風	重傷者 1 名、軽傷者 3 名他
1988 年 6～7 月	豪雨	重傷者 1 名他
1989 年 7 月	梅雨前線	死者 15 名他
1989 年 9 月	大雨	死者 1 名他
1990 年 9 月	台風 19 号	軽傷者 3 名、住家半壊 1 棟他
1990 年 11 月	風浪	軽傷者 1 名他
1990 年 12 月	強風波浪	重傷者 1 名、軽傷者 1 名他

年 月	種 類	被 災 状 況
1991 年 2 月	強風波浪	死者 1 名、重傷者 6 名、軽傷者 1 名、住家（半壊 1 棟他）
1991 年 9 月	台風 19 号	重傷者 3 名、軽傷者 14 名、住家（全壊 2 棟、半壊 11 棟他）
1993 年 7 月	梅雨前線豪雨	行方不明者 1 名、他
1993 年 9 月	暴風雨・豪雨	軽傷者 2 名他
1996 年 4 月	林野火災（旧今庄町）	山林 23.3ha 焼損
1996 年 12 月	雪害	死者 1 名、軽傷 2 名他
1998 年 10 月	台風 7 号	
2001 年 1 月	雪害	

○福井県における近年の主な災害（風水害）

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
平成 16 年 7 月 17 日 ～18 日	「平成 16 年 7 月福井豪 雨」	福井県内全域で記録的集中豪雨により福井県各地で浸水被害等が発生した。 ■人的被害■ 死者:4 名、行方不明者:1 名、負傷者(重軽傷):19 名 ■物的被害■ 住家全壊:57 世帯、半壊:139 世帯、一部破損:211 世帯 床上浸水:3,313 世帯、床下浸水:10,324 世帯
平成 16 年 10 月 22 日	台風 23 号による暴風雨	台風 23 号による暴風雨により、福井県内全域で土砂災害、堤防決壊等の被害が発生した。 ■人的被害■ 負傷者(軽傷):1 名 ■物的被害■ 住家全壊:3 世帯、半壊:10 世帯、一部破損:276 世帯 住家床上浸水:30 世帯、床下浸水:423 世帯 ■堤防決壊■ 護岸崩壊:56 箇所、越水 16 箇所、内水 6 箇所 ■土砂災害■ がけ崩れ 10 箇所、土石流 7 溪流、地すべり 0 箇所
平成 18 年 7 月	「平成 18 年 7 月豪雨」	福井県内全域で記録的集中豪雨により福井県各地で浸水被害等が発生した。 ■人的被害■ 死者:2 名、行方不明者:0 名、負傷者(重軽傷):0 名 ■物的被害■ 住家全壊:3 世帯、半壊:1 世帯、一部破損:4 世帯 住家床上浸水:3 世帯、床下浸水:195 世帯

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
平成 25 年 9 月 16 日	台風 18 号	台風第 18 号が日本の南海上に北上していた。台風の北側に広がる雨雲域 が県嶺南を中心にとどまっていた。 05・05 に大雨特別警報を発表した。 ■人的被害■ 死者:1 名 ■物的被害■ 住家全壊:5 棟、半壊:2 棟、一部破損:13 棟 住家床上浸水:78 棟、床下浸水:320 棟 非住家 その他:19 棟
平成 29 年 10 月 22 日 ～23 日	台風 21 号	台風第 21 号が、静岡県御前崎市付近に上陸した後、東海地方及び関東地方を北東に進んだ影響で、福井県では激しい雨を観測した所があった。 台風が最も接近した 22 日夜遅くから 23 日未明にかけて、非常に強い風を観測した所があった。 ■人的被害■ 重傷:1 人、軽傷:4 人 ■物的被害■ 住家全壊:1 棟、半壊:6 棟、一部破損:609 棟 住家床上浸水:5 棟、床下浸水:57 棟 非住家 公共施設:9 棟、その他:87 棟
平成 30 年 7 月 4 日 ～12 日	大雨	梅雨前線が本州付近に停滞し、日本海付近には温かく湿った空気が供給され続けたため、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。 福井県では、多い所では 4 日から 8 日までの総降水量が 400mm を超える大雨となった。 ■物的被害■ 住家一部破損:4 棟 住家床上浸水:3 棟、床下浸水:18 棟 非住家 その他:2 棟
平成 30 年 9 月 4 日 ～5 日	台風第 21 号	台風第 21 号は暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して 4 日 12 時頃に徳島県南部に上陸し、15 時には若狭湾に達し、日本海を北上した後に、5 日 9 時に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。 ■人的被害■ 重傷:1 人、軽傷:6 人 ■物的被害■ 住家半壊:4 棟、一部破損:23 棟 非住家 公共施設:1 棟、その他:4 棟

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
令和4年8月4日 ～5日	大雨	日本海から北陸地方を通して日本の東にのびる前線がゆっくり南下し、暖かく湿った空気が前線に向かって流れ込んだ影響や上空の寒気の影響で大気の状態が不安定となった。 4日昼前には奥越で猛烈な雨が降り、激しい雨が同じ場所に降り続いたことから「線状降水帯」が発生した。5日明け方から朝にかけて嶺北南部や嶺南東部に次々と発達した積乱雲が流れ込み、断続的に猛烈な雨が降り記録的な大雨を観測した。 ■降水量■ 今庄の日最大1時間降水量74.0mm（5日9時13分） 期間降水量（3～5日）426.0mm ■物的被害■ 住家全壊:8棟、半壊:70棟、一部破損:4棟 住家床上浸水:82棟、床下浸水:182棟 非住家その他:13棟

○福井県における近年の主な災害(雪害)

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
平成17年12月～ 平成18年2月	豪雪	大陸から流れ出した寒気により、雪雲が嶺北南部から嶺南東部にかけての地域に持続して流れ込んだため、今庄地域を中心に県内の広域で大雪となり、福井県地方気象台は13日から14日にかけて大雪警報を発表した。 ■対策本部の設置■ 南越前町雪害対策本部を平成17年12月14日から平成18年2月6日まで設置 ■積雪量■ 今庄地区12月の日最深積雪量165cm(観測史上記録更新) 1月8日 日最深積雪量174cmを記録 ■人的被害■ 死者:14名、行方不明者:0名、負傷者(重軽傷):162名 ■物的被害■ 住家全壊:1世帯、半壊:2世帯、一部破損:46世帯 床上浸水:0世帯、床下浸水:2世帯

年 月	災害名/災害種類	被 災 状 況
平成 22 年 12 月 25 日 ～平成 23 年 3 月 31 日	豪雪	北日本上空に寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。北陸地方と北日本の日本海側を中心に大雪や猛吹雪の恐れがあるとして、大雪、なだれ、路面凍結、突風、波浪 などへの警戒が必要となった。 ■積雪量■ 今庄の最深積雪最大値 244cm(1 月 31 日) 日降雪量最大 66cm (1 月 31 日) を記録 ■人的被害■ 死者：7 人、重傷：22 人、軽傷：32 人 ■物的被害■ 住家全壊：2 棟、半壊：2 棟、一部破損：246 棟 住家床上浸水：1 棟、床下浸水：6 棟 非住家 公共建物：1 棟、その他：43 棟
平成 23 年 12 月 25 日 ～平成 24 年 3 月 31 日	大雪	平成 23 年 12 月後半から平成 24 年 2 月初めにかけて、北日本から西日本にかけては低温となり、日本海側を中心に記録的な積雪となった。この期間、シベリア高気圧の勢力が強く、冬型の気圧配置が強まった。 ■積雪量■ 敦賀の最深積雪最大値 58cm(2 月 3 日) 日降雪量最大 23cm (1 月 26 日) を記録 ■人的被害■ 死者：4 人、重傷：12 人、軽傷：26 人 ■物的被害■ 住家一部破損：26 棟、床下浸水：2 棟 非住家 その他：4 棟
平成 26 年 12 月 7 日 ～平成 27 年 3 月 31 日	大雪	12 月は冬型の気圧配置や寒気を伴った気圧の谷の影響で、雪や雨の日が多く、気温はかなり低くなった。1 月、2 月は上旬に冬型の気圧配置が強まり大雪となった。 ■積雪量■ 今庄の最深積雪最大値 113cm(1 月 3 日) 日降雪量最大 51cm (1 月 1 日) を記録 ■人的被害■ 死者：1 人、重傷：3 人、軽傷：4 人 ■物的被害■ 非住家 その他：1 棟
平成 30 年 2 月 4 日 ～22 日	豪雪	強い寒気流れ込んだ影響で嶺北を中心に雪が降り続き、平地でも各地で積雪 1 メートルを超える大雪となった。福井市では昭和 56 年の五六豪雪以来 37 年ぶりに積雪 130 センチを超えた。北陸自動車道は通行止めが続き、坂井市からあわら市にかけての国道 8 号では約 1500 台の車が立ち往生した。 ■対策本部の設置■ 南越前町雪害対策本部を平成 30 年 2 月 12 日から 15 日まで設置 ■積雪量■ 今庄地区において 2 月 13 日 20 時、積雪深 161 センチを記録 ■人的被害■ 死亡：12 人、重傷：26 人、軽傷：95 人 ■物的被害■ 住家全壊：1 棟、半壊：4 棟、一部破損：54 棟 住家床下浸水：7 棟 非住家被害：80 棟

年 月	災害名/災害種類	被災状況
令和3年1月7日 ～10日	大雪	強い冬型の気圧配置となり、上空には強い寒気が流れ込んだ影響により、嶺北を中心に大雪となった。 ■積雪量■ 今庄の最深積雪最大値 91 cm (1 月 10 日) 日降雪量最大値 39 cm (1 月 10 日) を記録 ■人的被害■ 死亡：6 人、重傷：17 人、軽傷：74 人 ■物的被害■ 住家全壊：1 棟、半壊：1 棟、一部破損：3 棟 住家床上浸水：2 棟、床下浸水：7 棟 非住家その他：2 棟

21. 土砂災害警戒区域指定状況

令和6年3月31日時点

自治会名	土石流		急傾斜地		地すべり		計		指定緊急 避難場所
	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	
西大道	6	6	4	4			10	10	南条小学校
鯖波	1	1	1	1			2	2	南越前中学校
奥野々	10	9	12	12			22	21	南条地区公民館
上別所	1	1	7	6			8	7	南越前中学校
関ヶ鼻	2	2	0	0			2	2	南条地区公民館
東谷	3	3	4	4			7	7	南条保健福祉センター
清水	1	1	6	6			7	7	南条保健福祉センター
上平吹	1	1	1	1			2	2	南条勤労者体育センター
鋳物師	2	2	0	0			2	2	南条勤労者体育センター
堂宮	4	4	6	6			10	10	南越前文化会館
金粕	4	3	2	2			6	5	南越前文化会館
中小屋	10	10	3	3			13	13	南越前文化会館
阿久和	5	5	2	2			7	7	南越前文化会館
下牧谷	2	2	3	3			5	5	南条勤労者体育センター
上牧谷	10	8	6	6			16	14	南条勤労者体育センター
上野	3	3	2	2			5	5	南越前文化会館
湯尾	1	1	0	0			1	1	湯尾ふれあい会館
湯尾新北府	2	2	3	3			5	5	湯尾ふれあい会館
湯尾（北府、 山王、天王、 日吉）	1	1	0	0			1	1	湯尾ふれあい会館
湯尾旭	1	1	1	1			2	2	湯尾小学校
八乙女	3	2	5	5			8	7	湯尾小学校
燧	5	3	4	4			9	7	湯尾小学校
社谷	5	3	8	8			13	11	湯尾小学校
久喜	2	2	1	1			3	3	湯尾小学校
長沢	5	3	4	4			9	7	ふるさと交流セ ンターきらめき
馬上免	3	1	2	2			5	3	ふるさと交流セ ンターきらめき
古木	3	2	8	8	1	0	13	10	ふるさと交流セ ンターきらめき
上温谷	1	0	2	2			3	2	ふるさと交流セ ンターきらめき
小倉谷	5	4	6	6			11	10	ふるさと交流セ ンターきらめき
瀬戸	2	2	6	6			8	8	ふるさと交流セ ンターきらめき
杉谷	8	8	12	12			20	20	ふるさと交流セ ンターきらめき

自治会名	土石流		急傾斜地		地すべり		計		指定緊急 避難場所
	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	
杣木俣	11	6	9	9			20	15	ふるさと交流セ ンターきらめき
今庄荒目	6	4	3	3			9	7	今庄小学校
荒目	1	1	1	1			2	2	今庄小学校
今庄(梅ヶ枝)	1	1	1	1	1	0	3	2	旧今庄中学校
愛宕	0	0	1	1			1	1	今庄住民センター
今庄旭	0	0	1	1	0	0	1	1	今庄住民センター
今庄稲荷	1	1	4	4			5	5	今庄住民センター
栄	0	0	2	2			2	2	今庄住民センター
南今庄	3	3	4	4			7	7	今庄地区公民館鹿 蒜分館
下新道	2	2	2	2			4	4	今庄地区公民館鹿 蒜分館
上新道	1	1	4	4			5	5	今庄地区公民館鹿 蒜分館
大桐	3	1	4	4			7	5	今庄地区公民館鹿 蒜分館
二ツ屋	4	3	11	11			15	14	今庄地区公民館鹿 蒜分館
合波	2	2	4	4			6	6	堺地区体育館
大門	2	2	3	3			5	5	堺地区体育館
孫谷	5	2	7	7			12	9	堺地区体育館
荒井	2	1	3	3			5	4	堺地区体育館
八飯	5	3	3	3			8	6	堺地区体育館
宇津尾	4	3	3	3	2	0	9	6	堺地区体育館
橋立	3	2	5	5			8	7	堺地区体育館
広野	2	1	2	2			4	3	堺地区体育館
板取	5	4	11	11			16	15	今庄地区公民館鹿 蒜分館
大谷	2	2	4	4	1	0	7	6	桜橋運動公園体育館
大良	6	6	14	14	1	0	21	20	桜橋運動公園体育館
桜団地	5	5	4	4			9	9	桜橋運動公園体育館
河内	2	1	0	0			2	1	桜橋運動公園体育館
具谷	6	6	10	10			16	16	桜橋運動公園体育館
赤萩	4	3	13	13			17	16	桜橋運動公園体育館
河野	4	4	11	10			15	14	河野住民センター
今泉	3	3	8	8			11	11	河野住民センター
甲楽城	5	4	23	22			28	26	河野住民センター
糠	11	10	30	30			41	40	河野住民センター
合計	223	183	326	323	6	0	555	506	

22. 地すべり防止区域

所在地	指定地名	告示年月日	面積 (ha)
大 谷	大 谷	昭 54. 3. 16	51. 00

23. 急傾斜地崩壊危険区域

区 域 名	所 在 地	指定年月日	指定面積
西大道（堂の下）	南条地区西大道	昭55. 3. 28	1. 41
		令6. 7. 23	
今 庄（大岩）	今庄地区今庄	昭54. 4. 24	1. 50
		昭57. 4. 1	
杉 谷	今庄地区杉谷	昭54. 4. 24	1. 75
		平5. 3. 23	
八乙女	今庄地区八乙女	昭54. 4. 24	1. 60
		昭57. 4. 1	
宮の谷	河野地区大谷	昭46. 7. 30	1. 50
此の上	河野地区甲楽城	昭46. 7. 30	0. 73
上此の上	河野地区甲楽城	昭47. 9. 1	1. 49
谷 出	河野地区今泉	昭47. 9. 1	1. 74
南 瀬	河野地区糠	昭47. 9. 1	10. 26
		昭55. 3. 28	
		昭57. 4. 1	
堂の庭	河野地区糠	昭47. 9. 1	0. 85
上ヶ大良	河野地区糠	昭47. 9. 1	2. 37
宮の森	河野地区糠	昭48. 3. 30	3. 29
南 出	河野地区今泉	昭48. 3. 30	2. 38
北ノ町	河野地区河野	昭52. 2. 25	2. 66
蔵の谷	河野地区河野	昭52. 2. 25	2. 35
中ノ畑	河野地区赤萩	昭54. 4. 24	2. 70
		昭57. 4. 1	
八 飯	今庄地区八飯	昭57. 4. 1	2. 00
蔵の谷第2	河野地区河野	昭58. 5. 13	0. 38
長 嶋	河野地区糠	昭61. 3. 18	1. 11
古 木	今庄地区古木	昭63. 9. 20	4. 80
八乙女第2	今庄地区八乙女	昭63. 9. 20	1. 08
荒 目	今庄地区今庄	平元. 4. 21	1. 02
上平吹	南条地区上平吹	平2. 3. 13	0. 75
社 谷	今庄地区社谷	平2. 3. 13	1. 02
奥野々	南条地区奥野々	平3. 3. 26	2. 12
宇津尾	今庄地区宇津尾	平3. 3. 26	0. 83
瀬 戸	今庄地区瀬戸	平5. 3. 23	2. 69
今庄栄	今庄地区今庄・合波	平8. 3. 29	1. 26
大 門	今庄地区大門	平10. 3. 13	1. 24
上此の上第2	河野村地区甲楽城	平10. 6. 2	0. 89
宇津尾第2	今庄地区宇津尾	平10. 3. 13	0. 48
孫 谷	今庄地区孫谷	平10. 3. 13	1. 16
稲 荷	今庄地区今庄	平10. 3. 13	0. 69

24. 雪崩危険箇所

	市町村名	(旧市区町村名)	大字小字等地名	危険箇所名	危険箇所番号
1	南越前町	(河野村)	大 谷	大 谷	447
2	南越前町	(河野村)	河 内	河 内	448
3	南越前町	(河野村)	大 良	大良東	451
4	南越前町	(河野村)	具 谷	具谷 (1)	453
5	南越前町	(河野村)	赤 萩	中の谷	454
6	南越前町	(河野村)	河 野	蔵の谷	455
7	南越前町	(河野村)	河 野	北の町	456
8	南越前町	(河野村)	今 泉	南 出	457
9	南越前町	(河野村)	今 泉	谷 出	458
10	南越前町	(河野村)	甲楽城	上此の上	459
11	南越前町	(河野村)	甲楽城	此の上	460
12	南越前町	(河野村)	糠	南 瀬	461
13	南越前町	(河野村)	糠	堂の庭	462
14	南越前町	(河野村)	糠	宮の森	464
15	南越前町	(河野村)	糠	長 嶋	465
16	南越前町	(南条町)	関ヶ鼻	関ヶ鼻	466
17	南越前町	(南条町)	西大道	堂の下	467
18	南越前町	(南条町)	牧 谷	牧 谷	468
19	南越前町	(南条町)	上平吹	上平吹	469
20	南越前町	(南条町)	奥野々	奥野々	470
21	南越前町	(南条町)	上別所	上別所 (1)	471
22	南越前町	(南条町)	金 粕	金粕 (1)	472
23	南越前町	(南条町)	西大道	下関	473
24	南越前町	(今庄町)	八乙女	八乙女	474
25	南越前町	(今庄町)	社 谷	社 谷	475
26	南越前町	(今庄町)	古 木	古木 (1)	476
27	南越前町	(今庄町)	古 木	古木 (2)	477
28	南越前町	(今庄町)	上温谷	上温谷 (1)	478
29	南越前町	(今庄町)	小倉谷	小倉谷 (1)	479
30	南越前町	(今庄町)	杉 谷	杉谷 (1)	480
31	南越前町	(今庄町)	瀬 戸	瀬戸 (1)	482
32	南越前町	(今庄町)	燧	燧	483
33	南越前町	(今庄町)	今 庄	大 岩	484
34	南越前町	(今庄町)	今 庄	今庄 (1)	485
35	南越前町	(今庄町)	今 庄	大桐 (1)	486
36	南越前町	(今庄町)	二ツ屋	二ツ屋	487
37	南越前町	(今庄町)	大 門	大門 (1)	488
38	南越前町	(今庄町)	八 飯	八 飯	489
39	南越前町	(今庄町)	宇津尾	宇津尾 (2)	491

	市町村名	(旧市区町村名)	大字小字等地名	危険箇所名	危険箇所番号
40	南越前町	(河野村)	甲楽城	甲楽城 (1)	1045
41	南越前町	(河野村)	甲楽城	甲楽城 (2)	1046
42	南越前町	(河野村)	甲楽城	甲楽城 (3)	1047
43	南越前町	(河野村)	甲楽城	甲楽城 (4)	1048
44	南越前町	(河野村)	河 野	河 野	1049
45	南越前町	(南条町)	東 谷	東 谷	1050
46	南越前町	(南条町)	上 野	上野 (1)	1051
47	南越前町	(南条町)	牧 谷	上牧谷 (1)	1052
48	南越前町	(南条町)	上別所	上別所 (1)	1053
49	南越前町	(南条町)	上別所	上別所 (2)	1054
50	南越前町	(南条町)	阿久和	阿久和 (1)	1055
51	南越前町	(南条町)	阿久和	阿久和 (2)	1056
52	南越前町	(南条町)	中小屋	中小屋 (1)	1057
53	南越前町	(南条町)	中小屋	中小屋 (2)	1058
54	南越前町	(今庄町)	社 谷	社谷 (2)	1059
55	南越前町	(今庄町)	長 沢	長沢 (1)	1060
56	南越前町	(今庄町)	馬上免	馬上免	1061
57	南越前町	(今庄町)	古 木	古木 (3)	1062
58	南越前町	(今庄町)	小倉谷	小倉谷 (2)	1063
59	南越前町	(今庄町)	小倉谷	小倉谷 (3)	1064
60	南越前町	(今庄町)	瀬 戸	瀬戸 (2)	1065
61	南越前町	(今庄町)	湯 尾	八 幡	1066
62	南越前町	(今庄町)	今 庄	今庄 (2)	1067
63	南越前町	(今庄町)	大 桐	大桐 (2)	1068
64	南越前町	(今庄町)	新 道	下新道	1069
65	南越前町	(今庄町)	南今庄	南今庄	1070
66	南越前町	(今庄町)	今 庄	栄	1071
67	南越前町	(今庄町)	合 波	西 (1)	1072
68	南越前町	(今庄町)	合 波	東 (1)	1073
69	南越前町	(今庄町)	大 門	大門 (2)	1074
70	南越前町	(今庄町)	板 取	上板取	1075
71	南越前町	(今庄町)	孫 谷	孫 谷	1076
72	南越前町	(今庄町)	孫 谷	下孫谷	1077
73	南越前町	(今庄町)	荒 井	荒 井	1078
74	南越前町	(今庄町)	広 野	広 野	1079

雪崩危険箇所(Ⅱ)

	市町村名	(旧市区町村名)	大字小字等地名	危険箇所名	危険箇所番号
1	南越前町	(河野村)	糠	糠 (1)	87
2	南越前町	(河野村)	糠	糠 (2)	88
3	南越前町	(河野村)	八 田	八田 (1)	89
4	南越前町	(河野村)	八 田	八田 (2)	90
5	南越前町	(河野村)	甲楽城	甲楽城 (5)	91
6	南越前町	(河野村)	具 谷	具谷 (2)	92
7	南越前町	(河野村)	具 谷	具谷 (3)	93
8	南越前町	(河野村)	大 良	桜団地	94
9	南越前町	(河野村)	大 良	大良 (1)	95
10	南越前町	(河野村)	大 良	大良 (2)	96
11	南越前町	(河野村)	大 良	大良 (3)	97
12	南越前町	(南条町)	清 水	清水 (1)	98
13	南越前町	(南条町)	清 水	清水 (2)	99
14	南越前町	(南条町)	清 水	清水 (3)	100
15	南越前町	(南条町)	牧 谷	上牧谷 (2)	101
16	南越前町	(南条町)	牧 谷	上牧谷 (3)	102
17	南越前町	(南条町)	上 野	上野 (2)	103
18	南越前町	(南条町)	金 粕	金粕 (2)	104
19	南越前町	(南条町)	奥野々	奥野々 (2)	105
20	南越前町	(南条町)	中小屋	中小屋 (3)	106
21	南越前町	(南条町)	中小屋	中小屋 (4)	107
22	南越前町	(今庄町)	久 喜	久 喜	108
23	南越前町	(今庄町)	長 沢	長沢 (2)	109
24	南越前町	(今庄町)	上温谷	上温谷 (2)	110
25	南越前町	(今庄町)	杉 谷	杉谷 (2)	111
26	南越前町	(今庄町)	杉 谷	杉谷 (3)	112
27	南越前町	(今庄町)	杉 谷	杉谷 (4)	113
28	南越前町	(今庄町)	杣木俣	杣木俣	114
29	南越前町	(今庄町)	合 波	西 (2)	115
30	南越前町	(今庄町)	合 波	東 (2)	116
31	南越前町	(今庄町)	板 取	下板取	117
32	南越前町	(今庄町)	孫 谷	一の瀬	118
33	南越前町	(今庄町)	宇津尾	宇津尾 (3)	119
34	南越前町	(今庄町)	宇津尾	宇津尾 (4)	120
35	南越前町	(今庄町)	宇津尾	宇津尾 (5)	121
36	南越前町	(今庄町)	橋 立	橋立 (1)	122
37	南越前町	(今庄町)	橋 立	橋立 (2)	123

25. 山腹崩壊危険地区

国有林

位置			保安林等	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	公共施設等					
地区	大字	固有林名等				50 以上	10～49	5～9	4 以下	公施設	道路
今庄地区	広 野	大河内 260	有	7	一部				4		林
〃	二ツ屋	鉢伏山 246	有	5	無						林

民有林

位置			保安林等	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	公共施設等					
地区	大字	字				50 以上	10～49	5～9	4 以下	公施設	道路
南条地区	上平吹	大 畑	無	3	無		29				県
南条地区	牧 谷	猫 山	無	1	無						県
南条地区	堂 宮	寺ノ上	無	3	未成		18				県
南条地区	堂 宮	上小谷	無	2	未成			9			町
南条地区	奥野々	奥庫ヶ谷	有	4	無		21				国
南条地区	奥野々	ヨウサ	無	5	無				2		国
南条地区	上別所	ヨウサ	有	2	無						国
南条地区	東大道	関越	有	8	未成		22		1		国
南条地区	東大道	北清水谷	無	4	一部	61			1		国
南条地区	清 水	大谷山	無	2	無		47		1		国
南条地区	東 谷	上ノ奥	無	4	無		20				
南条地区	鋳物師	荷 山	無	2	無		32				県
南条地区	牧 谷	西ノ山	無	10	無	51					県
南条地区	牧 谷	大切畑	無	2	無		24				県
南条地区	上 野	南奥出	無	4	無		25				町
南条地区	上別所	蓮光坊	無	2	無		17				国
南条地区	奥野々	奥野々	無	2	無	—	40	—	—	—	県
南条地区	阿久和	城 山	有	2	無			8			
南条地区	中小屋	桐木山	無	6	無		42				県
南条地区	中小屋	西上ノ谷	無	2	無		32				県
今庄地区	湯 尾	下 山	無	2	無				3	1	国
今庄地区	湯 尾	奥上野	無	6	無		31			1	国
今庄地区	燧	伯母峰	無	1	無		32				町
今庄地区	八乙女	村 上	無	2	無		27				町
今庄地区	社 谷	城 山	有	1	概成		17				町
今庄地区	長 沢	大山谷	無	1	一部			8			県
今庄地区	馬上免	幽王山	無	3	無		27				県
今庄地区	上温谷	一ノ谷	無	1	無		17				国
今庄地区	小倉谷	北 山	有	2	概成		25				国
今庄地区	瀬 戸	荘谷奥	無	4	無		31				町
今庄地区	瀬 戸	懸ノ平	有	3	一部		29				町
今庄地区	杉 谷	稲場上	有	2	一部				4		県
今庄地区	杉 谷	茶 園	無	3	一部		32				県

位置			保安林等	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	公共施設等					
地区	大字	字				50 以上	10～49	5～9	4 以下	公施設	道路
今庄地区	杣木俣	東谷奥	無	2	無		21				国
今庄地区	杣木俣	八郎谷奥	無	1	無		15				国
今庄地区	今 庄	大清水	無	5	一部	89				7	国
今庄地区	今 庄	大清水	有	3	一部		19			2	国
今庄地区	合 波	信露滝	無	1	概成		16				町
今庄地区	大 門	上ノ谷	無	3	無		25				町
今庄地区	大 門	欠ノ上	有	3	無		11				国
今庄地区	荒 井	五 根	無	2	無		10				町
今庄地区	八 飯	尾 山	無	4	概成		31				県
今庄地区	八 飯	水 上	有	5	概成		38				県
今庄地区	宇津尾	コウ津尾谷	無	2	無		28				県
今庄地区	宇津尾	成瀧谷	無	2	無		23				県
今庄地区	宇津尾	寺ノ山	無	1	無			6			県
今庄地区	橋 立	加呂段	無	2	無				2		
今庄地区	広 野	村ノ上	無	4	無		24				県
今庄地区	板 取	細谷洞	無	5	概成			6			国
今庄地区	板 取	瀬戸谷	有	3	一部				2		国
今庄地区	南今庄	福良谷	有	2	概成		18			1	県
今庄地区	二ツ屋	上ケ谷	有	4	無		10				県
今庄地区	大 桐	山 田	無	2	無		10				県
今庄地区	杉 谷	稲場上	無	4	無		20				県
今庄地区	湯 尾	上寺山	無	2	無		47				県
今庄地区	長 沢	庄谷洞	無	3	無		14				国
今庄地区	古 木	戸 谷	有	9	一部		10			1	国
今庄地区	新 道	松ケ谷	無	6	無		25				県
今庄地区	小倉谷	北 山	有	5	一部	61					国
今庄地区	大 桐	李 谷	有	3	無		13				県
今庄地区	橋 立	下ノ谷	有	3	無		10				町
今庄地区	湯 尾	寺 山	無	4	無		33				町
今庄地区	久 喜	西脇谷	無	3	無		26				国
今庄地区	古 木	尾 谷	無	5	無	67				1	国
今庄地区	板 取	水屋洞	無	3	概成						国
今庄地区	大 桐	山 田	無	4	無		15				県
今庄地区	孫 谷	東山四	無	10	概成						国

位置			保安林等	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	公共施設等					
地区	大字	字				50 以上	10～49	5～9	4 以下	公施設	道路
今庄地区	南今庄	宮の谷口	無	5	概成		12			1	県
今庄地区	瀬戸	大層地	無	1	無						林
今庄地区	瀬戸	柿ノ木谷	有	2	無		18				国
今庄地区	大桐	小屋ノ谷口	無	2	無						県
今庄地区	新道	薬子堂	無	5	無			5			県
今庄地区	合波	上野谷	有	1	概成				1		国
今庄地区	板取	松葉洞	有	3	概成			6			国
今庄地区	板取	東山三	有	3	未成		21				国
今庄地区	板取	西立石	無	1	概成						国
今庄地区	広野	入谷ノ奥	無	2	無		10				県
今庄地区	大門	丸山	有	2	無			7			県
河野地区	糠	蟹谷	無	3	無			6			町
河野地区	甲楽城	笹尾	無	1	無				2		町
河野地区	甲楽城	堂ノ上	無	2	無			5		3	国
河野地区	甲楽城	堂平	無	1	無				3	1	国
河野地区	具谷	ホシタケ	無	2	無		25				国
河野地区	具谷	小林	無	2	無		12				町
河野地区	河内	鎌ヶ谷	無	1	一部		15				国
河野地区	菅谷	金前	無	1	無			8			町
河野地区	菅谷	小岩ヶ谷	無	2	無			7			町
河野地区	大良	西ノ谷	無	2	無		10				国
河野地区	大良	東谷	無	5	無		20				国
河野地区	大谷	清水	無	3	無		12				県
河野地区	大谷	堂谷	有	2	無		16				県
河野地区	大谷	堂谷	有	2	無		10				県
河野地区	糠	浜大比良	無	1	概成				2		国
河野地区	糠	八幡壁	有	4	概成		10				国
河野地区	糠	上浜	有	1	一部				1		国
河野地区	大谷	清水	有	1	一部						国
河野地区	糠	下夕梶原	無	3	一部						国
河野地区	糠	上新床	無	7	無				1		国
河野地区	糠	上浜	無	8	概成				4		国
河野地区	糠	西ヶ平	無	1	無		11				国
河野地区	糠	瓜ヶ向口	無	2	無		29				県

位置			保安林等	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	公共施設等					
地区	大字	字				50 以上	10～49	5～9	4 以下	公施設	道路
河野地区	河 野	上ノ山	有	1	無		29			2	国
河野地区	河 野	思案谷	無	3	無		30				国
河野地区	河 野	八幡後山	無	2	無		26				国
河野地区	河 内	森リ平	無	3	無		15				国
河野地区	赤 萩	居 落	無	1	無			7			国
河野地区	糠	瓜ヶ向口	無	1	無			6			県
河野地区	糠	四ヶ窪	無	2	概成		37			1	県
河野地区	大 良	高 平	無	7	概成						林

26. 崩壊土砂流出危険地区

国有林

位置			保安林等	面積 (ha)	進捗 治山事業 状況	公共施設等					
地区	大字	国有林名等				50 以上	10～49	5～9	4 以下	公施設	道路
南条地区	中小屋	崩谷外 奥山 282	有	2.48	無		40			1	林
今庄地区	瀬戸	141 号澤谷外 藤倉谷 204	有	6.08	概成		30			1	林
今庄地区	広野	大河内外 美濃保 254	有	4.50	無						林
今庄地区	広野	大河内外 美濃保 254	有	3.69	無						林
今庄地区	八飯	滝ヶ谷外 滝ヶ谷 235	有	6.41	無						町
今庄地区	広野	大河内外 岩谷 241	有	2.78	無						林
今庄地区	瀬戸	高倉外 251	有	6.83	無						林
今庄地区	瀬戸	高倉外 252	有	5.18	無						林
今庄地区	広野	大河内外 262	有	1.22	無					1	林
今庄地区	広野	大河内外 262	有	0.42	無					1	林
今庄地区	広野	大河内外 260	有	0.34	無						林
今庄地区	広野	大河内外 261	有	3.98	無						林
今庄地区	広野	大河内外 259	有	0.66	無						林
今庄地区	広野	大河内外 259	有	3.12	無						林
今庄地区	瀬戸	高倉 253	有	1.20	無						町
今庄地区	広野	岩谷 243	有	1.28	無						林
今庄地区	八飯	滝ヶ谷 232	有	2.94	無						林

民有林

位置			保安林等	面積 (ha)	進 治 捗 山 状 事 況 業	公共施設等					
地区	大字	字				50 以上	10～49	5～9	4 以下	公施設	道路
南条地区	中小屋	桧木尾	有	0.19	一部						林
南条地区	鋳物師	大 谷	無	0.20	無				2	5	県
南条地区	下牧谷	宮ヶ谷	無	0.31	概成	112					県
南条地区	上牧谷	高地谷	無	0.41	概成	95					県
南条地区	上牧谷	筆黒谷	有	0.23	概成	89					県
南条地区	上牧谷	魚見谷	有	0.52	一部		38				県
南条地区	上牧谷	水 檜	無	0.24	無	109					県
南条地区	上牧谷	嵐 平	無	0.08	無	91					県
南条地区	上 野	奥 出	無	0.24	一部	185				2	県
南条地区	上 野	千石谷	無	0.41	概成		33				県
南条地区	堂 宮	南 谷	無	0.14	一部		17				県
南条地区	金 粕	上事ヶ谷	無	0.05	無	52					県
南条地区	中小屋	北小倉谷	無	0.19	一部	71				1	高
南条地区	中小屋	南コハ谷	無	0.39	一部	52					県
南条地区	中小屋	尾 山	無	0.15	未成	61				1	県
南条地区	阿久和	伊屋谷	無	0.10	一部	69				1	県
南条地区	阿久和	城 山	有	0.14	概成		48				県
南条地区	奥野々	小 裾	有	0.62	一部		36				国
南条地区	奥野々	北 谷	有	0.77	一部						国
南条地区	奥野々	ヨウサ	有	0.02	一部	65				1	国
南条地区	上別所	連光坊	無	0.13	無		18				国
南条地区	東大道	関 越	有	0.06	概成		13			1	国
南条地区	西大道	南清水谷	無	0.42	無	99				2	国
南条地区	東大道	大 史	無	0.27	無	99				2	国
南条地区	東 谷		無	0.14	無	121				1	町
南条地区	東 谷	成仏谷	無	0.10	無			5			町
南条地区	東 谷	大谷山	無	0.18	一部			5			町
南条地区	清 水	清水山	有	0.05	概成				4		町
南条地区	奥野々	クラガダニ	有	0.14	一部		23				国
南条地区	阿久和	小屋ヶ谷	有	2.72	一部		44				県
南条地区	中小屋	漆 谷	無	0.72	一部	52					県
南条地区	阿久和	城 山	有	0.36	概成	68					県
南条地区	阿久和	上谷山	有	0.39	概成		21				県
南条地区	奥野々	法 建	有	0.26	未成			7			国
南条地区	西大道	北大谷	無	0.32	無	216				3	国
南条地区	牧 谷	坂ノ谷	無	0.32	無	111					県
南条地区	奥野々	戸 谷	有	0.11	一部		10				国
南条地区	鋳物師	不 動	有	1.00	概成		31				県
南条地区	金 粕	奥次郎丸	有	0.17	概成	53					町
今庄地区	古 木	打 落	有	0.13	概成	61				1	県
今庄地区	湯 尾	宮ノ谷	有	0.50	概成	53				1	国
今庄地区	湯 尾	寺 山	有	0.65	一部	65				4	国

位置			保安林等	面積 (ha)	進抄 状況 治山事業	公共施設等					
地区	大字	字				50 以上	10～49	5～9	4 以下	公施設	道路
今庄地区	湯 尾	小清水谷	無	0.37	無						林
今庄地区	湯 尾	鍋倉谷	有	0.30	概成	82				5	国
今庄地区	湯 尾	忠 谷	無	0.49	無	82				5	国
今庄地区	八乙女	村 上	無	0.09	無			7			町
今庄地区	燧	大 谷	有	0.34	一部		11				国
今庄地区	社 谷	尾ヶ谷	有	0.33	一部		17				国
今庄地区	社 谷	城 山	有	0.12	一部		17				国
今庄地区	社 谷	城 山	無	0.16	概成						国
今庄地区	社 谷	城 山	無	0.04	概成				3		国
今庄地区	長 沢	大山谷	有	0.14	概成		10				県
今庄地区	長 沢	成 谷	無	0.36	無				3		国
今庄地区	馬上免	昏	有	0.09	無		27				国
今庄地区	古 木	尾 谷	無	0.66	無	52				1	国
今庄地区	古 木	清棚谷	有	0.28	一部		45				国
今庄地区	古 木	彦ヶ端口	無	0.51	概成		14				国
今庄地区	古 木	奥ノ東	無	1.28	一部				1		林
今庄地区	古 木	道 谷	無	0.16	一部		10				国
今庄地区	古 木	道 谷	無	0.02	一部		10				国
今庄地区	古 木	小脇谷	無	1.04	無		12				国
今庄地区	古 木	上野尾	無	0.13	概成		23				国
今庄地区	上温谷	狼 谷	無	0.29	無		25			1	国
今庄地区	上温谷	坂ノ谷	無	0.23	一部		25			1	国
今庄地区	小倉谷	北 山	有	0.04	概成	79				1	国
今庄地区	小倉谷	向 山	無	0.06	無		14			1	国
今庄地区	小倉谷	小 谷	有	0.05	概成	77				1	国
今庄地区	小倉谷	隠尾谷口	無	0.23	無	67					国
今庄地区	小倉谷	宅 俣	有	0.33	一部	67					国
今庄地区	小倉谷	古 宮	有	0.21	一部	67					国
今庄地区	瀬 戸	莊谷奥	無	0.15	一部	86					国
今庄地区	杉 谷	遠保上	無	0.18	無		34				国
今庄地区	杉 谷	芋ヶ谷	有	0.11	一部	51					国
今庄地区	杉 谷	濡谷奥	有	0.80	一部		43				国
今庄地区	杣木俣	水上谷	無	0.19	無		41				国
今庄地区	杉 谷	大 平	有	0.10	概成	53					国
今庄地区	杣木俣	東谷奥	無	0.07	無		15				国
今庄地区	杣木俣	八郎谷奥	無	0.01	無		27				国
今庄地区	瀬 戸	阿曾谷	有	1.73	概成	111					国
今庄地区	瀬 戸	懸ノ平	有	0.03	概成	61					国
今庄地区	瀬 戸	大 入	無	0.10	一部	63					国
今庄地区	瀬 戸	勾当洞	有	2.79	無		43				国
今庄地区	瀬 戸	大 平	有	0.29	概成		17				町
今庄地区	瀬 戸	小野谷	有	0.34	無						町
今庄地区	今 庄	奥堂谷	無	0.17	無	117				6	国

位置			保安林等	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	公共施設等					
地区	大字	字				50 以上	10～49	5～9	4 以下	公施設	道路
今庄地区	南今庄	清水谷	有	0.42	一部	52				2	国
今庄地区	南今庄	村牛谷	無	0.17	無	65				2	国
今庄地区	新 道	犀寝谷	無	0.24	無				4		県
今庄地区	二ツ屋	隠洞谷	無	0.16	無		24				県
今庄地区	二ツ屋	一ノ瀬谷	有	0.11	無		19				町
今庄地区	新 道	口梨子	有	0.31	無	55					県
今庄地区	大 桐	脇 谷	有	2.21	無		38				県
今庄地区	大 桐	大洞谷	有	0.44	無		18				県
今庄地区	大 桐	釈迦ヶ谷	無	0.23	無						県
今庄地区	大 桐	奥藤葉	無	0.13	無						県
今庄地区	今 庄	焼尾谷	有	0.41	一部		25				町
今庄地区	今 庄	田畑谷	有	1.00	無		28				町
今庄地区	今 庄	打岡谷	有	1.44	一部				1		町
今庄地区	今 庄	船 谷	有	1.32	一部				1		町
今庄地区	合 波	信露瀧	有	0.60	一部		37				国
今庄地区	大 門	欠ノ上	有	0.20	無		39				国
今庄地区	孫 谷	西 山	有	0.08	無		26				国
今庄地区	孫 谷	宮 谷	有	0.22	無		29				国
今庄地区	孫 谷	上孫谷	有	0.27	一部		29				国
今庄地区	孫 谷	下灰ヶ谷	有	0.36	一部		23				国
今庄地区	板 取	一ノ谷洞	無	0.70	概成		23				国
今庄地区	板 取	細谷洞	無	0.64	一部		10				国
今庄地区	板 取	細谷洞	有	0.18	概成				3	1	国
今庄地区	板 取	松葉洞	無	0.11	概成			6		1	国
今庄地区	板 取	小屋谷口	無	0.56	概成			7		1	国
今庄地区	板 取	段谷洞	有	0.35	無			9		1	国
今庄地区	板 取	大張谷堂	有	0.14	無				4	1	国
今庄地区	板 取	昆布谷洞	有	0.16	概成					1	国
今庄地区	板 取	鎌ヶ谷	有	0.95	一部					1	国
今庄地区	荒 井	古 畑	無	0.14	概成	55					県
今庄地区	荒 井	高平谷	無	0.31	無		17				県
今庄地区	八 飯	庄 谷	無	0.09	無		12				県
今庄地区	八 飯	和田山	無	0.24	無		43				県
今庄地区	八 飯	中之谷	無	0.03	無		47				県
今庄地区	宇津尾	丸 山	無	0.19	一部		14				県
今庄地区	宇津尾	小見泥谷	有	2.18	無		12				県
今庄地区	宇津尾	小柏谷	有	0.31	概成		44				県
今庄地区	宇津尾	小柏谷	有	0.47	未成		12				県
今庄地区	宇津尾	小柏谷	有	1.51	概成		12				町
今庄地区	宇津尾	小池谷	有	0.31	概成		12				町
今庄地区	橋 立	北ノ谷	無	0.14	概成		44				県
今庄地区	橋 立	加呂段	無	0.15	無		48				県
今庄地区	広 野	向山の上	無	0.11	概成		23				県

位置			保安林等	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	公共施設等					
地区	大字	字				50 以上	10～49	5～9	4 以下	公施設	道路
今庄地区	広 野	向山の上	有	0.28	一部		23				県
今庄地区	広 野	入谷の奥	有	0.37	無		40				県
今庄地区	広 野	村 上	無	0.02	概成		41				県
今庄地区	広 野	大由利	有	0.07	無						県
今庄地区	広 野	大由利	有	0.42	概成						県
今庄地区	広 野	上免欠ノ上	有	0.11	一部						県
今庄地区	広 野	赤谷口の上	有	0.05	概成						県
今庄地区	広 野	赤谷口の上	有	0.12	概成						県
今庄地区	広 野	赤谷口の上	有	0.21	一部						県
今庄地区	広 野	赤谷の奥	有	0.18	一部						県
今庄地区	広 野	赤谷の奥	有	0.22	一部						県
今庄地区	広 野	赤谷の奥	有	0.22	一部						県
今庄地区	広 野	赤谷の奥	有	0.34	概成						県
今庄地区	広 野	赤谷の奥	有	0.19	未成						県
今庄地区	広 野	坂の上	有	0.03	概成						県
今庄地区	広 野	坂の上	有	0.35	概成						県
今庄地区	広 野	坂の上	有	1.14	概成						県
今庄地区	広 野	尾 口	有	0.14	無						県
今庄地区	広 野	尾 口	有	0.15	無						県
今庄地区	広 野	寄小谷	有	0.27	無						県
今庄地区	広 野	管 谷	有	0.23	無						県
今庄地区	広 野	黒谷上	有	0.08	無						町
今庄地区	広 野	黒谷口	有	0.10	概成						町
今庄地区	広 野	黒谷口	有	0.56	概成						町
今庄地区	広 野	大 壁	有	0.45	概成						町
今庄地区	広 野	大 壁	有	0.11	概成						町
今庄地区	広 野	大 壁	有	0.05	無						町
今庄地区	広 野	北呂火谷	有	0.70	無				1		町
今庄地区	広 野	口 平	有	0.50	未成				1		町
今庄地区	広 野	口 平	有	0.53	概成				1		町
今庄地区	杉 谷	真 股	有	0.07	概成		37				町
今庄地区	湯 尾	為鉾谷	有	1.16	無						林
今庄地区	板 取	大張谷洞	有	0.43	一部		10			1	国
今庄地区	板 取	スゲンタロ	有	0.35	概成			6		1	国
今庄地区	宇津尾	東 峰	有	0.19	未成		30				県
今庄地区	二ツ屋	大谷張洞	有	1.45	無		33				県
今庄地区	板 取	大張谷洞	有	0.46	無		10			1	国
今庄地区	小倉谷	堰 端	有	0.84	無						町
今庄地区	小倉谷	佐 引	有	1.19	一部						林
今庄地区	湯 尾	混布谷	有	1.21	概成						林
今庄地区	瀬 戸	黒 倉	無	0.35	概成				1		町
今庄地区	瀬 戸	黒 倉	無	1.01	無						林
今庄地区	湯 尾	五次郎谷	有	0.34	無						町

位置			保安林等	面積 (ha)	進捗状況 治山事業	公共施設等					
地区	大字	字				50 以上	10～49	5～9	4 以下	公施設	道路
今庄地区	板 取	水屋洞	有	0.29	概成					1	国
今庄地区	合 波	地割谷	有	0.25	概成		33				国
今庄地区	古 木	松ヶ端	無	0.55	一部				1		林
今庄地区	瀬 戸	大 谷	有	0.29	無		46				国
今庄地区	広 野	湯 林	有	0.47	概成		41				県
今庄地区	八 飯	野 谷	有	1.80	概成						林
今庄地区	古 木	弥谷奥	無	0.62	未成						国
今庄地区	板 取	瀬戸谷	無	0.11	一部		11			1	国
今庄地区	杉 谷	寺谷奥	無	0.51	一部	64					国
今庄地区	合 波	上野谷	有	0.36	概成		26				国
今庄地区	社 谷	村 西	有	0.14	概成						国
今庄地区	板 取	瀬戸谷	有	0.19	一部			6		1	国
今庄地区	宇津尾	北目谷 目 谷	有	2.69	概成		43				県
今庄地区	小倉谷	足ヶ俣	有	1.10	一部						林
今庄地区	小倉谷	宅 俣	有	0.67	一部						林
今庄地区	八 飯	ヌゲ谷	有	0.58	概成		12				県
今庄地区	湯 尾	大壁谷外	有	1.22	一部						林
今庄地区	湯 尾	灰坂谷	有	1.25	一部						林
今庄地区	杉 谷	滝 谷	有	0.45	一部		42				国
今庄地区	古 木	打落谷	有	0.27	一部				1		林
今庄地区	板 取	足谷洞	有	0.63	一部		14			1	国
今庄地区	広 野	岩谷口	有	0.22	一部						町
今庄地区	広 野	甲 峡	有	0.28	一部						県
今庄地区	八 飯	外部屋	有	0.15	一部		46				県
今庄地区	社 谷	土井ノ中	有	0.23	無		21				国
今庄地区	八乙女	上ノ谷	有	0.23	概成		34				町
今庄地区	八乙女	土豹谷	有	0.29	一部			6		3	国
今庄地区	孫 谷	東 山	有	0.15	概成		26				国
今庄地区	杉 谷	真 股	有	0.47	一部				1		町
今庄地区	杉 谷	河内谷	有	0.57	一部		12				町
今庄地区	瀬 戸	大 平	無	0.22	概成		43				国
今庄地区	二ツ屋	上ヶ谷	有	0.73	一部		24				県
今庄地区	板 取	昆布谷洞	無	0.21	無				4	1	国
今庄地区	八 飯	岩 滝	有	1.23	一部						林
今庄地区	瀬 戸	大曾谷	無	0.15	無						林
今庄地区	合 波	天皇谷	有	0.08	概成		43			2	国
今庄地区	山 中	奥外ヶ谷	有	0.47	一部						県
今庄地区	山 中	小屋の谷口	有	0.90	無		14				県
今庄地区	橋 立	土ヶ谷	有	0.27	一部		21				県
今庄地区	八 飯	崩 谷	有	0.10	概成						林
今庄地区	八 飯	桐ノ木谷	有	0.15	概成						林
今庄地区	八 飯	丁武ヶ谷	有	0.27	概成		46				県
今庄地区	燧	助ヶ岳	有	0.36	概成		43				国

位置			保安林等	面積 (ha)	進抄 状況 治山事業	公共施設等					
地区	大字	字				50 以上	10～49	5～9	4 以下	公施設	道路
今庄地区	八乙女	大 谷	無	0.12	概成	78				3	国
今庄地区	合 波	八百谷	無	0.26	概成						国
今庄地区	板 取	清水洞	有	0.14	概成				4	1	国
今庄地区	上温谷	小 谷	有	0.19	概成		20			1	国
今庄地区	南今庄	犀名谷	無	0.27	概成			7			県
今庄地区	二ツ屋	上ヶ谷	有	0.18	概成		18				町
今庄地区	新 道	松ヶ谷	有	0.72	概成		10				県
今庄地区	新 道	赤 谷	無	0.18	概成		35				県
今庄地区	杉 谷	茶 園	有	0.18	概成	55				2	国
今庄地区	南今庄	恩道谷	有	0.18	概成	54				2	国
今庄地区	大 桐	菅 谷	有	1.50	未成		46			1	県
今庄地区	合 波	口無谷	無	0.36	未成		24				国
河野地区	糠	上稲場	無	0.06	無		21				町
河野地区	糠	上河内	無	0.08	無	73					町
河野地区	糠	四ヶ窪	無	0.10	一部		14			1	国
河野地区	八 田	奥 平	無	0.01	無		28				県
河野地区	甲楽城	堂之森	無	0.55	一部				3		国
河野地区	甲楽城	堂之森	無	0.15	無			6		1	国
河野地区	今 泉	滑 所	有	1.16	概成		12			1	国
河野地区	河 野	宮ノ谷	有	0.28	一部		22			1	国
河野地区	河 野	鞍 谷	無	0.24	一部		18				国
河野地区	赤 萩	和田良	無	0.44	無		25			2	国
河野地区	具 谷	ホシタケ	無	0.05	概成		23				国
河野地区	大 良	東 谷	無	0.22	概成		15				国
河野地区	大 谷	堂 谷	有	0.38	一部			9			国
河野地区	大 谷	深宮谷	無	1.56	無						町
河野地区	大 谷	奥 山	無	1.20	一部						国
河野地区	神 土	南地窪	無	0.08	無	74					町
河野地区	河 野	深 山	有	0.88	未成					2	国
河野地区	具 谷	猿 峠	有	0.68	未成		15				国
河野地区	糠	上四ノ谷	無	0.05	無		37			1	国
河野地区	糠	上 浜	有	0.07	概成				2		国
河野地区	河 野	長 瀬	無	0.24	無		17			2	国
河野地区	赤 萩	野田ヶ谷	無	0.82	無						町
河野地区	具 谷	山王ヶ岳	無	0.87	無		25				国
河野地区	具 谷	ドゴロ谷	無	0.30	無		21				国
河野地区	大 谷	蛸	無	0.25	一部				1		国
河野地区	大 良	岩石山	無	0.23	未成		10				国
河野地区	大 良	小谷奥	有	0.28	概成		10				国
河野地区	大 谷	蛸 谷	有	3.37	概成		15				町
河野地区	大 谷	宮ノ谷	有	0.30	一部			8		1	国

27. 砂防指定地

河川名			所在地		面積 (ha)
水系名	河川名	溪流名	地区名	字名	
九頭竜川	日野川	日野川	南条地区	島	0.11
九頭竜川	牧谷川	牧谷川	南条地区	上牧谷	0.22
九頭竜川	〃	〃	南条地区	〃	2.29
九頭竜川	金粕川	金粕川	南条地区	金粕	11.48
九頭竜川	〃	上金粕川	南条地区		
九頭竜川	奥野々川	奥野々川	南条地区	奥野々	12.88
九頭竜川	牧谷川	一乗谷川	南条地区	牧谷	11.10
九頭竜川	〃	萱谷川	南条地区		
九頭竜川	阿久和川	阿久和川	南条地区	中小屋	16.00
九頭竜川	日野川	清水谷川	南条地区	東大道	12.01
九頭竜川	〃	清水谷支川	南条地区		
九頭竜川	〃	〃	南条地区		
九頭竜川	〃	〃	南条地区		
九頭竜川	〃	〃	南条地区		
九頭竜川	阿久和川	谷山川	南条地区	谷山	6.07
九頭竜川	清水川	東谷川	南条地区	東谷	12.01
九頭竜川	〃	東谷支川	南条地区		
九頭竜川	牧谷川	寺谷川	南条地区	牧谷	5.04
九頭竜川	奥野々川	野良山川	南条地区	上別所	7.22
九頭竜川	奥野々川	野良山支川	南条地区		
九頭竜川	牧谷川	千石谷川	南条地区	上野	2.53
九頭竜川	奥野々川	具谷川	南条地区	奥野々	2.31
九頭竜川	〃	具谷支川	南条地区		
九頭竜川	〃	庫ヶ谷川	南条地区	奥野々	2.60
九頭竜川	金粕川	上金粕川	南条地区	上野	0.40
九頭竜川	牧谷川	牧谷川	南条地区	牧谷	0.90
九頭竜川	奥野々川	奥野々川	南条地区	奥野々	0.72
九頭竜川	〃	奥野々支川	南条地区	〃	1.86
九頭竜川	〃	小裾谷川	南条地区	〃	0.72
九頭竜川	日野川	大谷川	南条地区	上平吹	0.62
九頭竜川	牧谷川	上の山谷川	南条地区	牧谷	1.68
九頭竜川	牧谷川	高地川	南条地区	〃	29.00
九頭竜川	〃	上の山谷川	南条地区	上牧谷	0.35
九頭竜川	〃	西谷川	南条地区	下牧谷	45.00
九頭竜川	金粕川	七騎谷川	南条地区	金粕	11.40
九頭竜川	阿久和川	谷山川	南条地区	阿久和	20.80
九頭竜川	牧谷川	高地川	南条地区	牧谷	1.46
九頭竜川	阿久和川	谷山川	南条地区	阿久和 中	4.33

河川名			所在地		面積(ha)
水系名	河川名	溪流名	地区名	字名	
九頭竜川	田倉川	赤谷川	今庄地区	古木	23.68
九頭竜川	〃	〃	今庄地区	〃	86.33
九頭竜川	〃	高倉谷川	今庄地区	瀬戸	28.71
九頭竜川	日野川	大鶴目谷川	今庄地区	今庄	121.79
九頭竜川	〃	日野川	今庄地区	宇津尾	13.23
九頭竜川	〃	大河内川	今庄地区	橋立	125.71
九頭竜川	〃	日野川	今庄地区	広野	
九頭竜川	〃	〃	今庄地区	合波	4.66
九頭竜川	田倉川	藤倉谷川	今庄地区	瀬戸	194.75
九頭竜川	〃	芋ヶ平川	今庄地区		
九頭竜川	田倉川	高倉谷川	今庄地区	瀬戸	4.77
九頭竜川	〃	杣木俣川	今庄地区	杣木俣	7.22
九頭竜川	日野川	大河内川	今庄地区	広野	12.06
九頭竜川	〃	〃	今庄地区	〃	13.25
九頭竜川	田倉川	高倉谷川	今庄地区	瀬戸	1.56
九頭竜川	〃	赤谷川	今庄地区	古木	33.69
九頭竜川	〃	杣木俣川	今庄地区	杣木俣	7.93
九頭竜川	〃	藤倉谷川	今庄地区	瀬戸	21.35
九頭竜川	日野川	大河内川	今庄地区	広野	9.08
九頭竜川	〃	〃	今庄地区	〃	11.43
九頭竜川	〃	〃	今庄地区	〃	10.58
九頭竜川	〃	日野川	今庄地区	〃	10.01
九頭竜川	田倉川	田倉川	今庄地区	瀬戸	2.40
九頭竜川	日野川	日野川	今庄地区	八飯	54.70
九頭竜川	〃	〃	今庄地区	岩屋	159.37
九頭竜川	〃	大河内川	今庄地区	広野	
九頭竜川	田倉川	赤谷川	今庄地区	古木	7.35
九頭竜川	日野川	大河内川	今庄地区	広野	11.49
九頭竜川	〃	〃	今庄地区	〃	11.44
九頭竜川	〃	〃	今庄地区	〃	1.98
九頭竜川	〃	日野川	今庄地区	八飯	7.04
九頭竜川	〃	大河内川	今庄地区	大河内	0.50
九頭竜川	鹿蒜川	御所ヶ谷川	今庄地区	大桐	2.23
九頭竜川	日野川	灰坂谷川	今庄地区	湯尾	1.55
九頭竜川	田倉川	多留美谷川	今庄地区	小倉谷	5.34
九頭竜川	日野川	宇津尾谷川	今庄地区	宇津尾	10.53
九頭竜川	赤谷川	赤谷川	今庄地区	広野	7.85
九頭竜川	鹿蒜川	鹿蒜川	今庄地区	山中	22.29

河川名			所在地		面積 (ha)
水系名	河川名	溪流名	地区名	字名	
九頭竜川	〃	七重谷川	今庄地区	大桐	10.20
九頭竜川	榊谷川	榊谷川	今庄地区	榊谷	46.20
九頭竜川	〃	〃	今庄地区		
九頭竜川	日野川	孫谷川	今庄地区	板取	54.70
九頭竜川	鹿蒜川	二ツ屋川	今庄地区	二ツ屋	35.10
九頭竜川	日野川	檜尾谷川	今庄地区	八飯	28.80
九頭竜川	〃	見土畑川	今庄地区		
九頭竜川	〃	宇津尾谷川	今庄地区	宇津尾	8.65
九頭竜川	〃	小津尾谷川	今庄地区		3.62
九頭竜川	〃	湯尾谷川	今庄地区	湯尾	30.10
九頭竜川	〃	湯尾谷支川	今庄地区		
九頭竜川	田倉川	田倉川	今庄地区	瀬戸	24.15
九頭竜川	〃	杣木俣川	今庄地区	杣木俣	
九頭竜川	〃	杉谷川	今庄地区	杉谷	
九頭竜川	日野川	西谷川	今庄地区	今庄	5.70
九頭竜川	田倉川	阿曾谷川	今庄地区	瀬戸	11.52
九頭竜川	榊谷川	木之子谷川	今庄地区	榊谷	9.42
九頭竜川	日野川	鈴谷川	今庄地区	広野	8.10
九頭竜川	田倉川	大谷川	今庄地区	久喜	15.30
九頭竜川	日野川	若尾谷川	今庄地区	今庄	5.04
九頭竜川		美土呂川	今庄地区	八飯	30.14
九頭竜川	榊谷川	白石谷川	今庄地区	榊谷	5.02
九頭竜川	日野川	広谷川	今庄地区	橋立	21.08
九頭竜川		滝ヶ谷川	今庄地区	〃	21.42
九頭竜川	田倉川	馬上免大谷	今庄地区	馬上免	9.80
九頭竜川	〃	〃	今庄地区		
九頭竜川		下町谷川	今庄地区	杣木俣	3.00
九頭竜川	日野川	大門谷川	今庄地区	大門	7.71
九頭竜川	鹿蒜川	二の谷川	今庄地区	二ツ屋	2.70
九頭竜川	田倉川	谷出川	今庄地区	杣木俣	9.07
九頭竜川		〃	今庄地区		
九頭竜川		谷出川支川	今庄地区		
九頭竜川		谷出北川	今庄地区		
九頭竜川		〃	今庄地区		
九頭竜川		谷出北支川	今庄地区		
九頭竜川		脇谷川	今庄地区	小倉谷	1.75
九頭竜川		〃	今庄地区		
九頭竜川	榊谷川	大栢谷川	今庄地区	宇津尾	1.89

河川名			所在地		面積(ha)
水系名	河川名	溪流名	地区名	字名	
九頭竜川		〃	今庄地区		
九頭竜川	日野川	荒井谷川	今庄地区	荒井	5.89
九頭竜川	田倉川	東土川	今庄地区	柚木俣	1.35
九頭竜川	〃	土井内谷川	今庄地区	社谷	2.20
九頭竜川	〃	寺内川	今庄地区	杉谷	2.16
九頭竜川	日野川	西俣谷川	今庄地区	宇津尾	1.13
九頭竜川	田倉川	軸屋谷川	今庄地区	柚木俣	1.23
九頭竜川	鹿蒜川	鳥越谷川	今庄地区	二ツ屋	1.18
九頭竜川	田倉川	河内谷川	今庄地区	古木	0.00
九頭竜川	〃	河内谷支川	今庄地区		
九頭竜川		上野谷川	今庄地区	社谷	0.43
九頭竜川		堰端谷川	今庄地区	小倉谷	1.10
九頭竜川	日野川	宮谷川	今庄地区	孫谷	0.53
九頭竜川	田倉川	上野谷川	今庄地区	社谷	0.26
九頭竜川		東又谷川	今庄地区	古木	0.90
九頭竜川	日野川	宮谷川	今庄地区	孫谷	0.24
九頭竜川	孫谷川	水上谷川	今庄地区	孫谷	0.60
九頭竜川	田倉川	上温谷川	今庄地区	上温谷	0.91
九頭竜川	日野川	小美土呂谷川	今庄地区	宇津尾	0.97
九頭竜川	田倉川	杉谷川	今庄地区	杉谷	0.50
九頭竜川	〃	馬上免大谷川	今庄地区	馬上免	0.43
九頭竜川	日野川	六郎谷川	今庄地区	八乙女	3.43
九頭竜川	〃	小美土呂谷川	今庄地区	宇津尾	0.86
九頭竜川	孫谷川	水上谷川	今庄地区	孫谷	12.83
九頭竜川	田倉川	荒谷川	今庄地区	社谷	1.29
九頭竜川	〃	幽王谷川	今庄地区	馬上免	3.13
九頭竜川	日野川	六郎谷川	今庄地区	八乙女	0.11
九頭竜川	〃	岩谷川	今庄地区	板取	1.56
九頭竜川	榊谷川	木之又谷川	今庄地区	瀬戸	1.44
九頭竜川	田倉川	一の谷川	今庄地区	上温谷	7.04
九頭竜川	鹿蒜川	上の谷川	今庄地区	大桐	4.94
九頭竜川	孫谷川	釈迦羅保谷川	今庄地区	孫谷	18.94
九頭竜川	田倉川	成谷川	今庄地区	長沢	10.54
糠川	糠川	糠川	越前市	安戸町	18.44
		八田川	河野地区	八田	6.92
河野川	河野川	河野川	河野地区	菅谷	33.00
	〃	阿寺川	河野地区	〃	8.56
その他	糠川	今泉川	河野地区	今泉	5.28

河川名			所在地		面積(ha)
水系名	河川名	溪流名	地区名	字名	
河野川	河野川	具谷川	河野地区	具谷	16.72
	〃	具谷川支川	河野地区		0.00
その他		甲楽城川	河野地区	甲楽城	4.62
河野川	河野川	鹿子谷川	河野地区	大谷	1.18
	〃	具谷川支川	河野地区	具谷	0.61
その他		北出川	河野地区	甲楽城	0.25
九頭竜川	日野川	小宇津尾谷川	今庄地区	宇津尾	9.72
河野川	河野川	谷奥谷川	河野地区	赤萩	3.03
九頭竜川	牧谷川	宮ヶ谷川	南条地区	牧谷	4.75
九頭竜川	鹿蒜川	弥谷川	今庄地区	新道	33.01

28. 危険物施設一覧（危険物、火薬、毒物劇物）

製造所等別	住所	事業所名
移動タンク貯蔵所	東大道 19-57	越前たけふ農業協同組合
	東大道 19-57	越前たけふ農業協同組合
	糠 27-4-1-11	(有)浜野石油店
	今庄 10-11	越前たけふ農業協同組合
	今庄 10-11	㈱コープ武生
	今庄 10-11	㈱コープ武生
	今庄 10-11	越前たけふ農業協同組合
	今庄 86 号 2 番地	㈱サカエ設備
	今庄 86 号 2 番地	㈱サカエ設備
一般取扱所	東大道 6 字 19 他 2 筆	越前たけふ農業協同組合（カントリー）
	東大道 2 字宮ヶ有 35 番 1	㈱コメリ南条店
	今庄 84-26	国民健康保険今庄診療所放射線防護対策用
	新道 112 字松ヶ谷地係	中日本高速道路(株)今庄トンネル
屋外タンク貯蔵所	今庄 109-14	畠山酒造(有)
屋外貯蔵所	今庄第 9 号 4 番地	越前たけふ農業協同組合
	社谷 37-2-1	プールマー(有)
	湯尾 112 号 1 番 1	日本モリマー(㈱)コンパウンド事業部福井工場
	湯尾 112 号 1 番 1	日本モリマー(㈱)コンパウンド事業部福井工場
屋内タンク貯蔵所	甲楽城（甲楽城漁港内）	福井県漁業協同組合連合会
	大谷 86	福井河川国道事務所（道の駅河野）
	甲楽城 13-1	南越前町河野小学校
屋内貯蔵所	今庄 74-7	今庄駅
	今庄 74-7	今庄駅
	社谷 37-2-1	プールマー(有)
	社谷 37-2-1	プールマー(有)
	湯尾 112 号 1 番 1	日本モリマー(㈱)コンパウンド事業部福井工場
給油取扱所	東大道 19 号字茶の木原 57 番地	越前たけふ農協 南条給油所
	上野 78 字下八ツ口 7	北陸自動車道南条 SA 下り線給油所
	牧谷 39 字上駄小屋 8	北陸自動車道南条 SA 上り線給油所
	鯖波 35 字 12-2	中部鉱業(株)
	糠 102-8-1	(有)浜野石油店
	甲楽城	福井県漁業協同組合連合会
	今庄 9-13	越前たけふ農協 今庄給油所
	今庄 86-2	㈱サカエ設備
	板取地係	今庄 365 スキー場
	湯尾 43 字内前田	中日本高速道路(株)金沢支店敦賀 保全サービスセンター

製造所等別	住所	事業所名
地下タンク貯蔵所	脇本 9-32	宇野石油店
	東大道 6 字 19 他 2 筆	越前たけふ農協（南条カントリー）
	中小屋 60 字 1 番地	花はす温泉そまやま
	鋳物師第 5 号 10 番地の 1	特別養護老人ホーム ほのぼの苑
	東大道 32-8	南越前中学校
	牧谷地係	ウォーターランド南条
	牧谷 29-15-1	南越前文化会館
	脇本地係	南条保健福祉センター
	河野地係	矢良巣岳無線中継所
	甲楽城 7 字下長谷 31 番 1	河野シーサイド温泉ゆうばえ
	今庄 74-3	今庄駅
	今庄 74-3	今庄駅構内大石踏切
	今庄 74-3	今庄駅構内砕石ホーム北
	湯尾 17 字 20 番地他 12	今庄コンポスト施設
	今庄 27-9-1	旧今庄中学校
	上板取地係	今庄 365 スキー場（活性化センター）
	板取地係	今庄 365 スキー場（特産物直売所）
	板取地係	今庄 365 スキー場（やすらぎ）
	宇津尾 26-11	今庄青少年育成センター
	今庄 84-24	今庄保健センター
	今庄 85-2-18	今庄の宿かねおり
	今庄 11-8	越前たけふ農業協同組合
	今庄 82-24	白駒合資会社
	湯尾 14 号 4 番地の 2	南越消防組合 南消防署
	古木地係	農林漁業体験実習館 リトリートたくら
	広野 121 字無寺前	福井県広野ダム監視所
	今庄社谷第 35 号 5 番地	新越部品㈱
	宇津尾 95 字小脇 17-5	北陸農政局 日野川用水農業水利事業所
	今庄 74 号 1 番地 2	堀口酒造㈱
	新道 112 字松ヶ谷	日本道路公団北陸支社 敦賀管理事務所
	甲楽城 7-31-1	河野保健福祉センター
	今庄 84-26	国民健康保険今庄診療所放射線防護対策用
火薬類届出事業所		
阿久和地係		中部鉱業
無水硫酸・生石灰・毒物・劇物貯蔵取扱所		
東大道 28-23-1		越前たけふ農業協同組合

医療・福祉・教育施設等

29. 医療施設

番号	施設名称	所在地
1	ありが医院	湯尾 30-19-1
2	加藤医院	東大道 25-27
3	河野診療所	甲楽城 7-31-1
4	斎藤歯科医院	今庄 76-3
5	はこだ歯科医院	東大道 32-19-1
6	花岡医院	西大道 18-22
7	今庄診療所	今庄 84-24-1
8	山本内科医院	東大道 32-1

30. 社会福祉施設

(1) 介護保険施設

番号	施設名称	所在地
1	ほのぼの苑	鋳物師 5-10-1
2	今庄老人保健施設	今庄 84-26
3	シルバーケア日野	東大道 33-10-1
4	デイサービス神久ファミリー	今庄第 115-3-3
5	町社会福祉協議会いきいきデイサービス	脇本 17-38-1
6	町社会福祉協議会河野デイサービスセンター	甲楽城 7-31-1
7	町社会福祉協議会今庄デイサービスセンター	今庄 86-5-2
8	地域密着型サービス施設こうの	河野 29-5-62
9	ふれあい大地	今庄 77-11-1
10	小規模多機能ホームまちや	今庄 107-1-1

(2) 老人福祉施設

番号	施設名称	所在地
1	河野保健福祉センター	甲楽城 7-31-1
2	南条保健福祉センター	脇本 17-38-1
3	今庄福祉センター	今庄 86-5-2
4	ケアハウス日野	東大道 33-10-1

(3) 障害福祉サービス施設

番号	施設名称	所在地
1	はす工房花里音	中小屋 52-11
2	ケアホーム夢	東大道 33-12-1
3	前進主義	関ヶ鼻 13-11-1

31. 教育施設（学校・こども園等）

番号	施設名称	所在地
1	南条小学校	東大道 19-54
2	今庄小学校	今庄 28-10-1
3	湯尾小学校	湯尾 88-2
4	河野小学校	甲楽城 13-1
5	南越前中学校	東大道 32-8
6	南条こども園	東大道 23-14-4
7	今庄なないろこども園	今庄 28-10-2
8	湯尾保育所	湯尾 72-15
9	河野保育園	今泉 19-48-4
10	南条児童館	東大道 19-49-1
11	湯尾児童館	湯尾 79-5
12	今庄児童館	今庄 68-16-1
13	河野児童館	甲楽城 16-1-27

32. 社会教育施設

番号	施設名称	所在地
1	南条地区公民館	東大道 32-5
2	南条ふれあい会館	脇本 25-19
3	南条ふるさと資料館（国華）	脇本 17-38-1
4	南条図書館	牧谷 29-15-1
5	南越前文化会館	牧谷 29-15-1
6	今庄地区公民館	今庄 84-25
7	今庄図書館	今庄 84-25
8	今庄地区公民館今庄分館（旧昭和会館）	今庄 75-6
9	堺地区体育館	大門 9-5-1
10	今庄地区公民館 堺分館	大門 2-2-3
11	鹿蒜体育館	新道 24-25-1
12	今庄地区公民館 鹿蒜分館	新道 24-25-1
13	河野住民センター	河野 15-16-1
14	河野歴史文化ふれあい会館	河野 2-29-1
15	河野図書館	河野 2-29-1
16	西洋館	河野 2-35
17	河野天文学習館	今泉 21-11
18	旧河野社会教育センター	甲楽城 16-1-21
19	河野地区公民館甲楽城分館	甲楽城 9-147-3
20	河野地区公民館糠分館	糠 15-2

33. 保健体育施設

番号	施設名称	所在地
1	南条総合運動公園	牧谷 123-6
2	ウォーターランド南条	牧谷 29-8
3	南条勤労者体育センター	鋳物師 45-14-6
4	町民武道館	東大道 19-54
5	南条活性化施設ホノケ	上別所 23-15-1
6	桜橋総合運動公園 河野農林漁業者等健康増進施設	赤萩 38-3-3

34. その他の公共施設

番号	施設名称	所在地
1	大道地域担い手センター	西大道第 17 号 7 番地
2	清水集落センター	清水第 8 号 39 番地の 1
3	脇本活性化センター	脇本第 9 号 45 番地
4	嶋活性化センター	嶋第 7 号 11 番地の 1
5	上平吹コミュニティセンター	上平吹第 32 号 1 番地
6	鋳物師コミュニティセンター	鋳物師第 29 号 19 番地の 2
7	下牧谷集落センター	牧谷第 52 号 4 番地の 1
8	上牧谷区民センター	牧谷第 74 号 14 番地の 1
9	日野区民公民館	日野第 1 番地 51
10	堂宮区民センター	堂宮第 8 号 40 番地の 4
11	金粕区民センター	金粕第 1 号 19 番地
12	中小屋集落センター	中小屋第 79 号 1 番地の 1
13	阿久和区民センター	阿久和第 59 号 11 番地
14	鯖波生活改善センター	鯖波第 20 号 2 番地
15	奥野々区民センター	奥野々第 9 号 33 番地
16	上別所集落センター	上別所第 4 号 45 番地の 2
17	関ヶ鼻生活改善センター	関ヶ鼻第 11 号 19 番地の 3
18	桜町区民センター	牧谷第 44 号 2 番地の 6
19	宇津尾集落センター	宇津尾第 27 号 8 番地の 1
21	古木生活改善センター	古木第 14 号 4 番地の 1
22	孫谷生活改善センター	孫谷第 27 号 100 番地の 1
24	今庄農村環境改善センター	大門第 10 号 3 番地の 1
25	湯尾生活改善センター	湯尾第 70 号 14 番地の 1
26	湯尾ふれあい会館	湯尾第 56 号 7 番地の 1
27	大鶴目集会所	今庄第 89 号 4 番地
28	河野集会所	河野第 15 号 1 番地
29	八乙女生活改善センター	八乙女第 18 号 36 番地
30	下新道構造改善センター	新道第 11 号 9 番地の 1
31	久喜構造改善センター	久喜第 11 号 21 番地の 2
32	燧ふれあいセンター	燧第 39 号 110 番地
33	小倉谷林業集会センター	小倉谷第 18 号 5 番地
34	広野生活改善センター	広野第 8 号 1 番地
35	社谷農業集落多目的集会施設	社谷第 23 号 56 番地の 1
36	長沢コミュニティセンター	長沢第 19 号 73 番地
37	八飯活性化センター	八飯第 27 号 8 番地の 1
38	三本木集会所	今庄第 115 号 56 番地の 3
39	赤萩集会所	赤萩第 30 号 13 番地
40	今泉集会所	今泉第 19 号 20 番地
41	大谷集会所	大谷 3 番地
42	大良集会所	大良第 14 号 3 番地の 1
43	具谷集会所	具谷第 17 号 60 番地
44	桜団地集会所	大良第 1 号 1 番地の 1
45	河内集会所	河内第 11 号 36 番地
46	甲楽城多目的施設	甲楽城第 13 号 29 番地
48	南今庄コミュニティセンター	南今庄第 57 号 101 番地の 1

35. 要配慮者利用施設及び連絡体制

番号	施設名称	所在地	電話番号	連絡体制	災害種類
1	河野小学校	甲楽城 13-1	48-2130	テレビ、ラジオ、インターネット、防災無線 等	土砂災害
2	旧河野中学校	甲楽城 48-22-1	48-2120	同上	土砂災害
3	河野保育園	今泉 19-48-4	48-2123	同上	土砂災害
4	河野児童館	甲楽城 16-1-27	48-2321	同上	土砂災害
5	はす工房花里音	中小屋 52-11	47-2644	同上	土砂災害
6	ほのぼの苑	鋳物師 5-10-1	47-2078	同上	土砂災害 ・洪水
7	町社会福祉協議会河野 デイサービスセンター	甲楽城 7-31-1	48-2260	同上	土砂災害
8	河野保健福祉センター	甲楽城 7-31-1	48-2260	同上	土砂災害
9	加藤医院	東大道 25-27	47-3233	同上	洪水
10	はこだ歯科医院	東大道 32-19-1	47-3007	同上	洪水
11	国民健康保険今庄診療所	今庄 84-24-1	45-0030	同上	洪水
12	山本内科医院	東大道 32-1	47-3070	同上	洪水
13	今庄老人保健施設	今庄 84-26	45-1724	同上	洪水
14	シルバーケア日野	東大道 33-10-1	47-3270	同上	洪水
15	南条保健福祉センター	脇本 17-38-1	47-3601	同上	洪水
16	今庄福祉センター	今庄 86-5-2	45-1724	同上	洪水
17	ケアハウス日野	東大道 33-10-1	47-3867	同上	洪水
18	ケアホーム夢	東大道 33-12-1	47-3270	同上	洪水
19	南条小学校	東大道 19-54	47-2026	同上	洪水
20	今庄小学校	今庄 28-10-1	45-0024	同上	洪水
21	南越前中学校	東大道 32-8	47-2025	同上	洪水
22	南条こども園	東大道 23-14-4	47-2227	同上	洪水
23	今庄なないろこども園	今庄 28-10-2	45-0788	同上	洪水
24	湯尾保育所	湯尾 72-15	45-1168	同上	洪水
25	南条児童館	東大道 19-49-1	47-3354	同上	洪水
26	今庄児童館	今庄 68-16-1	45-1564	同上	洪水

36. 福祉避難所

番号	施設名称	施設種類	所在地
1	ほのぼの苑	特別養護老人ホーム	鋳物師 5-10-1
2	今庄老人保健施設	介護老人保健施設	今庄 84-26
3	国民健康保険今庄診療所	医療機関	今庄 84-24-1
4	河野診療所	医療機関	甲楽城 7-31-1
5	河野保健福祉センター	老人福祉センター	甲楽城 7-31-1

基準等

37. 被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	負傷者	重傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、1 ヶ月以上の治療を要する見込の者とする。
		軽傷者 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または、受ける必要のある者のうち、1 ヶ月未満で治療できる見込の者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したものまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用出来るもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
世帯等	世帯	生計を一つにしている生活単位とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを 1 世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば、分けて扱うものとする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。

被害区分		認定基準
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの基準中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に常時、人が居住しているときは、当該部分を住家とする。全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	文教施設	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専門学校および専修学校における教育の用に供する施設とする。
	福祉施設	社会福祉事業法第 2 条の規定により、社会福祉事業により経営される施設とする。
	その他の公共建物	例えば、役場庁舎、公民館および図書館等の公用または公共の用に供する建物とする。
	公共建物以外の非住家	公共建物以外の倉庫、工場、車庫等とする。
火災発生件数	火災発生件数	地震または火山噴火の場合に限る。その他の火災の報告は、別に定めるところにより行う。
	危険物	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条第 1 項により、市町村長、消防組合管理者の許可を受けて設置されている危険物製造所、危険物貯蔵所および危険物取扱所の施設とする。
公共土木施設の被害	市町村または市町村の機関の維持管理に属する以下の施設とする。	
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に仮設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。ただし、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸を除く。
	砂防等施設	砂防法第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸および地すべり等防止法第 2 条第 2 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）または海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
	港湾施設	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する基本施設または漁港の利用および管理上重要な輸送施設とする。
	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸またはこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。

被害区分		認定基準
農林水産業施設の被害	農業用施設	農地の利用または保全上必要な公共的施設であって、かんがい排水施設、農業用道路または農作物の災害を防止するため必要な施設とする。
	林業用施設	林地の利用または保全上必要な公共的施設であって、林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものを除く。）、林道とする。
	漁港施設	漁業の根拠地となる水域および陸域内にあり、水産業協同組合の維持管理に属する施設であって、外かく施設、けい留施設および水域施設とする。
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合または水産業協同組合連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場およびその他の農林水産業者の共同利用に供する施設であって、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号）第 1 条の 3 に規定する施設とする。
	農地	耕作の目的に供される土地とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
	その他の公共施設	公共建物、公共土木施設、農林水産業施設以外の公共施設をいい、例えば都市施設、公園施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
農産・林産・水産・畜産の被害 「農産」「林産」「水産」「畜産」とは、農林水産業施設以外の被害をいい、それぞれの項目ごとに記入すること。		
商工業の被害 建物以外の商工業の被害で、工業原材料、生産物、生産機械器具および操業率低下や観光客のキャンセル等による間接被害等とする。		
その他の被害	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶・漁船	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

被害区分		認定基準
その他の被害	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。

その他

- (1) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は、朱書すること。
- (2) 災害に対してとられた措置
 - ① 災害に対してとられた措置の概要は、具体的かつ詳細に記載するものとし、報告様式に余白がない場合は、別紙とする。
 - ② 消防機関の活動状況の報告に当たっては、被害が発生し防災活動に従事した者で、待機は含まない。報告は、消防職員、消防団員別とし、使用した機材と主な活動内容を報告する。

38. 災害救助法適用基準

- (1) 全焼、全壊、流失等により住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ次の世帯数以上であるとき。

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 "
15,000 人以上	30,000 人未満	50 "
30,000 人以上	50,000 人未満	60 "
50,000 人以上	100,000 人未満	80 "
100,000 人以上	300,000 人未満	100 "
300,000 人以上		150 "

(注) 半壊（焼）の場合は 1/2 世帯と換算し、床上浸水の場合は 1/3 世帯として換算する。（以下同じ。）

- (2) 県全体の住家の滅失した世帯の数が 1,000 世帯以上で、当該市町村の人口に応じ次の世帯数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 "
15,000 人以上	30,000 人未満	25 "
30,000 人以上	50,000 人未満	30 "
50,000 人以上	100,000 人未満	40 "
100,000 人以上	300,000 人未満	50 "
300,000 人以上		75 "

- (3) 県全体の住家が滅失した世帯の数が 5,000 世帯以上で、当該市町村の多数の世帯が滅失したとき。
- (4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき。

39. 災害救助法による救助の程度、方法および期間

令和6年8月1日現在

救助の種類		救助の程度および方法	救助の期間
避難所および応急仮設仮設住宅	避難所	(一) 供与する者は、災害により被害を受け、または受けるおそれのある者とする。 (二) 原則として、学校、公民館等を利用し、これらの建物がないときは、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。 (三) 設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持および管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費および購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等であって、日常の生活において特別の配慮を必要とする者(以下「高齢者等」という。)に供与する避難所をいう。)を設置した場合は、これらの額に特別の配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる (1) 基本額 避難所設置費 1人1日につき 350円 (2) 加算額 冬季(10月1日から翌年3月31日までをいう)について別に定める額 (四) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から7日以内
	応急仮設住宅	供与する者は、災害により住宅が全壊し、全焼し、または流失した者で自らの資力のみでは住宅を得ることができないものとする。	
		(一) 1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成に応じた規模とする。 (二) 設置のため支出できる費用は、1戸当たり688万3千円以内とする。 (三) 同一の敷地内または近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合における当該施設の規模およびその設置のため支出できる費用については、別に定める。 (四) 供与する者に高齢者等がある場合は、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有し、日常生活上特別な配慮を要する複数の高齢者等に供与する施設を応急仮設住宅として設置することができる。 (五) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。	供与する期間は、完成の日から2年以内
		(一) 1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成に応じた規模とする。 (二) 借上げのために支出できる費用は、地域の実情に応じた額とする。 (三) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。	2年以内
炊き出しその他による食品の給与および飲料水の供給	炊き出しその他の食品の給与	(一) 避難所に避難している者、住宅に被害を受けて炊事のできない者および住宅に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下これらの者を「被災者」という。)に対して行う。 (二) 被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。 (三) 支出できる費用は、主食、副食および燃料等の経費とし、1人1日につき1,330円以内とする。 (四) 被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を給与することができる。	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	(一) 災害により飲料水を得ることができない者に対して行う。 (二) 支出できる費用は、水の購入費、給水および浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費、薬品費ならびに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	

救助の種類		救助の程度および方法							救助の 期間
被服、 寝具その他生活必需品の給与または貸与		(一) 災害による住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水(土砂のたい積等により一時的にその住宅に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、またはき損したため、直ちに日常生活を営むことができない者に対して行う。 (二) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。 (1) 被服、寝具および身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具および食器 (4) 光熱材料 (三) 支出できる費用は、被害世帯の区分、季別および世帯区分により一世帯当たり次の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。 (備考) 夏季とは4月1日から9月31日まで、冬季とは10月1日から翌年3月31日までをいう。 (円)							災 害 発 生 の 日 か ら 10 日 以 内
	区分	季別	世帯区分						
			1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人増す ごとに加 算する額	
	住 宅 の 全 壊、全焼ま たは流失 による被 害世帯	夏期	1,980	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300	
		冬期	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000	
	住 宅 の 半 壊、半焼ま たは床上 浸水、船舶 の遭難等 による被 害世帯	夏期	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800	
冬期		10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		
医療および助産	医療	(一) 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に行う。 (二) 救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ないと認められる場合は、病院、診療所または施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第一条に規定する免許を受けたあん摩マツサージ指圧師、はり師もしくはきゆう師または柔道整復師法第二条第一項に規定する柔道整復師(以下これらの者を「施術者」という。))による施術のための施設をいう。))において行わせることができる。 (三) 次の範囲内で行う。 (1) 診察 (2) 薬剤または治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療および施術 (4) 病院または診療所への収容 (5) 看護 (四) 支出できる費用の範囲は、次のとおりとする。 (1) 救護班による場合 使用した薬剤および治療材料の購入費ならびに破損した医療器具の修繕費等の実費 (2) 病院または診療所における場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 (3) 施術者による場合 協定料金の額以内							災 害 発 生 の 日 か ら 14 日 以 内

救助の種類		救助の程度および方法	救助の期間
	助産	(一) 災害発生の日以前または以後の 7 日以内に分べんした者で、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。 (二) 次の範囲内で行う。 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前および分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 (三) 支出できる費用の範囲は、次のとおりとする。 (1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の購入費 (2) 助産婦による場合 当該地域の慣行料金の 8 割以内の額	分べんした日から7日以内
被災者の救出		(一) 災害のため、生命および身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 (二) 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	(一) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。 (二) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。 (三) 修理のために支出できる費用は、一世帯当たり 51,500 円以内とする。	災害発生の日から10日以内
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	(一) 災害により住宅が半壊し、または半焼した者で自らの資力のみでは応急修理ができないものまたは大規模な補修を行わなければ居住することが困難であるものに対して行う。 (二) 居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物により応急修理を行う。 (三) 支出できる費用は、1 世帯当たり次の通りとする。 (1) (2)の世帯以外：717,000 円以内 (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯：348,000 円以内	災害発生の日から3月以内
生業に必要な資金の貸与		(一) 災害により住宅が全壊し、全焼し、または流失したため生業の手段を失った世帯に対して行う。 (二) 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入する費用に充てるものについて貸与することとし、生業の見込みについて確実に具体的な事業計画があり、かつ、償還の見込みがあると認められる者に対して行う。 (三) 貸与できる金額は、次の範囲内とする。 (1) 生業費 1 世帯当たり 30,000 円 (2) 就職支度費 1 世帯当たり 15,000 円 (四) 貸与期間は 2 年以内とし、利子は無利子とする	災害発生の日から1月以内

救助の種類	救助の程度および方法	救助の期間
学用品の給与	(一) 災害による住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水により学用品を喪失し、またはき損したため、就学上支障のある小学生(特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学生(中等教育学校の前期課程および特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。))および高等学校等生徒(高等学校(定時制および通信制を含む。))、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校および各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行う。 (二) 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物により行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品 (三) 支出できる費用は、次の範囲内とする。 (1) 教科書 (イ) 小学生および中学生 教科書の発行に関する臨時措置法第二条第一項に規定する教科書および教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、またはその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (ロ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 (2) 文房具および通学用品 (イ) 小学生 1人当たり 5,200 円 (ロ) 中学生 1人当たり 5,500 円 (ハ) 高等学校等生徒 1人当たり 6,000 円	災害の発生の日から教科書については1月以内その他の学用品については15日以内
埋葬	(一) 災害の際死亡した者について、応急的処理を行う。 (二) 次の範囲内において埋葬または火葬(以下「埋葬等」という。)を実施する者に対して行う。 (1) 棺(付属品を含む。)または棺材等の現物の給与 (2) 埋葬等およびそのための賃金職員の雇上げ (3) 骨つぼおよび骨箱の給与 (三) 支出できる費用は、1体当たり大人226,000円以内、小人180,800円以内とする。	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	(一) 災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 (二) 支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から10日以内

救助の種類	救助の程度および方法	救助の期間
死体の処理	(一) 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬等を除く。)を行う。 (二) 次の範囲内で行う。 (1) 死体の洗浄、縫い合せ、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 (三) 検案は、救護班により行う。ただし、やむを得ない特別の事情がある場合は、この限りでない。 (四) 支出できる費用の範囲は、次のとおりとする。 (1) 死体の洗浄、縫い合せ、消毒等の処置の費用 1 体当たり 3,600 円以内 (2) 死体の一時保存の費用 (イ) 既存の建物を利用する場合 当該建物の借上費の通常の実費 (ロ) 既存の建物を利用できない場合 1 体当たり 5,700 円以内 (3) その他の費用 (イ) 救護班により検案ができない場合 当該地域の慣行料金の額以内 (ロ) 死体の一時保存のためドライアイス等を必要とする場合 死体の一時保存の費用の額にドライアイスの購入費等の経費として当該地域における通常の実費を加算した額以内	災害発生の日から10日以内
災害により住宅またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	(一) 居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物があるため、一時的にその住宅に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力のみでは当該障害物を除去することができない者に対して行う。 (二) 支出できる費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1 世帯当たり 140,000 円以内とする。	災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ	(一) 次に掲げる場合に行う。 (1) 被災者の避難 (2) 医療および助産 (3) 救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分 (二) 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる期間以内

40. 警報の種別および発表基準

(1) 福井地方気象台等の発表する予警報等

福井地方気象台等が発表する気象予警報等には、次のものがある。

予警報等の種類		内容	発表、発令機関
特別警報		予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ が著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。 気象、地面現象、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には 暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。	福井地方気象台
警報		警報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において重大 な災害が起こるおそれのある場合において、福井地方気象台が一般 的に厳重な警戒を促すため発表する。	福井地方気象台
注意報		注意報とは、気象業務法に基づき県内のいずれかの地域において災 害の発生が予想される場合において、福井地方気象台が一般的に注 意を促すため発表する。	福井地方気象台
気象情報		気象情報とは、台風その他異常気象等についてその情報を一般およ び関係機関に対して具体的に速やかに発表する。	福井地方気象台
洪水予報		洪水予報には、注意報と警報の2種類あり、注意報は基準となる地 点の水位が氾濫注意水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 警報は一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき に発表する。	福井地方気象台 と国または県
ア	国土交通省と 気象台の共同 で行う洪水予報	2つ以上の都府県にわたる河川または流域面積の大きい河川で、洪 水によって大きな損害が生ずるおそれのあるものについて、国土交 通大臣が指定する。	
イ	都道府県と気 象台の共同で 行う洪水予報	上記以外の河川で、洪水によって相当の被害が発生するおそれのあ るものについて、気象庁と協議して都道府県知事が指定する。	
水防警報		水防警報とは、水防法の規定に基づき、国土交通大臣または知事が 指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあ ると認められるときに県が警報を発令するもので、この措置につい ては福井県水防計画で定める。	県
土砂災害警戒情報		大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度 が更に高まったとき、市町長の避難勧告や住民の自主避難の判断を 支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報 で、福井県と福井地方気象台から共同で発表される。 なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報 で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。	福井地方気象台 と県
火災気象通報		消防法により福井地方気象台長は、気象の状況が火災予防上危険で あると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報する。通報を受 けた知事は直ちに町長に通報する。町長がこの通報を受けたときは 、必要により火災警報を発令するものとする。なお、火災気象通 報の基準は、次のとおりとする。 ア 実効湿度が65%以下で、最小湿度が30%以下 イ 実効湿度が65%以下で、平均風速が7m/s以上の風が1時間 以上吹くと予想したとき ウ 平均風速12m/s以上の風が1時間以上継続して吹くと予想 したとき。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。	福井地方気象台 (火災警報は町長)

[南越前町の警報・注意報発表基準]

平成 30 年 5 月 30 日現在

特別警報

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

発表官署 福井地方気象台

令和 6 年 5 月 23 日現在

南越前町	府県予報区		福井県		
	一次細分区域		嶺北		
	市町村等をまとめた地域		嶺北南部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	108	
	洪水		流域雨量指数基準	日野川流域=31.1，清水川流域=5.3，牧谷川流域=6.6，奥野々川流域=5，阿久和川流域=6.9，鹿蒜川流域=10.2	
			複合基準*1	－	
			指定河川洪水予報による基準	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ30cm	
			山地	12時間降雪の深さ40cm	
	波浪	有義波高	5.5m		
	高潮	潮位	1.0m		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	6	
			土壌雨量指数基準	75	
	洪水		流域雨量指数基準	日野川流域=4.8，清水川流域=4.2，牧谷川流域=5.2，奥野々川流域=4，阿久和川流域=5.5，鹿蒜川流域=8.1	
			複合基準*1	日野川流域=（5，13.4）	
			指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm	
			山地	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.7m		
雷	落雷等により被害が予想される場合				
融雪	①積雪地域の日平均気温が 12℃以上 ②積雪地域の日平均気温が 10℃以上かつ日降水量が 20mm以上				

濃霧	視程	陸上	100m
		海上	500m
乾燥	最小湿度30％で、実効湿度65％ ^{*2}		
なだれ	①24時間降雪の深さが 50cm以上あった場合		
	②積雪が 100cm以上あって最高気温 10℃以上の場合		
低温	①7月～8月：日平均気温が平年より 3℃以上低い日が 3日以上継続		
	②12月～3月：最低気温が平野部 -5℃以下、山沿い -10℃以下		
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	80mm

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は福井地方気象台の値。

[警報・注意報基準一覧表の解説]

- (1) 特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述している。
- (6) 表中において、洪水警報の複合基準は定めていない。また洪水注意報の基準となる洪水予報指定河川がないことからその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (7) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準

- 値は別添資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「九頭竜川水系日野川〔糺橋〕」は、洪水警報においては「指定河川である日野川に発表された洪水予報において、糺橋基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。
- (15) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

41. 警報・注意報や天気予報の発表区域図



42. 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）および継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※ による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないう、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

様式等

43. 被害状況報告様式

第1号様式（その1）

（災害概況即報）

災害名

（第 報）

報 告 日 時	
都 道 府 県	
市 町 村 （消防本部名）	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所						発生日時							
被 害 の 状 況	人的 被害	死者		人	重傷		人	住家 被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害 関連死者		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人			人		一部損壊		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況		(都道府県)				(市町村)							
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自 衛 隊 派 遣 要 請 の 状 況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急措置													

(第 1 号様式) (その 1) (別紙)

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

(第1号様式) (その2) (被害状況即報)

市町名				区 分				被 害		区 分				被害					
災 害 名 報告番号		災害名		そ の 他	田	流失・埋没冠水	ha		公 共 文 教 施 設		千円		等 の 設 置 状 況 災害対策本部	県					
		第 報			畑	流失・埋没冠水	ha		農 林 水 産 業 施 設		千円								
		(月日時現在)							公 共 土 木 施 設		千円								
		報告者名							その他の公共施設		千円								
									小 計		千円								
									公共施設被害市町村数		団体								
区 分		被 害								農 業 被 害	千円		適 用 市 町 名 災害救助法	計	団 体				
人的被害	死者	人								林 業 被 害	千円								
	うち災害関連死者	人							畜 産 被 害	千円									
	行方不明者	人							水 産 被 害	千円									
	負傷者	重傷	人						商 工 被 害	千円									
		軽傷	人																
住家被害	全壊	棟							そ の 他				災害救助法		団 体				
		世帯																	
		人																	
	半壊	棟								被災者の概況概						119番通報件数	件		
		世帯																	
		人																	
	一部破損	棟							応急対策の状況										
		世帯																	
		人																	
	床上浸水	棟								消防機関等の活動状況									
		世帯																	
		人																	
	床下浸水	棟							被災者の状況										
		世帯																	
		人																	
	非家	公共の建物	棟							火災発生									
		その他	棟																
					流失・埋没冠水	ha			公 共 文 教 施 設		千円								
					流失・埋没冠水	ha			農 林 水 産 業 施 設		千円								
					流失・埋没冠水	ha			公 共 土 木 施 設		千円								
					流失・埋没冠水	ha			その他の公共施設		千円								
					文教施設	箇所			小 計		千円								
					病院	箇所			公共施設被害市町村数		団体								
					道路	箇所			その他	農業被害	千円								
					橋りょう	箇所				林業被害	千円								
					河川	箇所				畜産被害	千円								
					港湾	箇所				水産被害	千円								
					砂防	箇所				商工被害	千円								
					箇所	箇所			その他										
					箇所	箇所													
					鉄道不通	箇所													
					被害船舶	隻				その他	千円								
					水道戸					被害総額	千円			119番通報件数	件				
					電話回線				災害の概況概	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)									
					電気戸														
					ガス戸														
					ブロック塀等	箇所													
									応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)								
					り災世帯数	世帯													
					り災者数	人													
					建 物	件													
					危 険 物	件													
					そ の 他	件			自衛隊の派遣状況	その他									

(第2号様式) (災害確定報告)

都道府県				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 確定年月日		月 日 時設定		そ の 他	田	流失・埋没	ha
						冠 水	ha
					畑	流失・埋没	ha
						冠 水	ha
報告者名						文 教 施 設	箇所
						病 院	箇所
区 分		被 害				道 路	箇所
人 的 被 害	死 者	人				橋 り ょ う	箇所
	行方不明者	人				河 川	箇所
	負傷者	重 症	人			港 湾	箇所
		軽 症	人		砂 防	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟			清 掃 施 設	箇所	
		世帯			崖 く ず れ	箇所	
		人			鉄 道 不 通	箇所	
	半 壊	棟			被 害 船 舶	隻	
		世帯			水 道	戸	
		人			電 話	回線	
	一部破損	棟			電 気	戸	
		世帯			ガ ス	戸	
		人			ブロック塀等	箇所	
	床上浸水	棟					
		世帯					
		人					
	床下浸水	棟			り災世帯数	世帯	
		世帯			り災者数	人	
		人			火 建 物 件		
非 住 家	公共建物	棟		火 災 発 生	危 険 物 件		
	その他	棟			そ の 他		

区 分		被 害		都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称				
公 共 文 教 施 設	千円				設 置	月 日 時			
農林水産業施設	千円				解 散	月 日 時			
公 共 土 木 施 設	千円								
その他の公共施設	千円			災 害 対 策 本 部	設 置 市 町 村 名				
小 計	千円								
公共施設被害市町村数	団体								
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名				
	林 業 被 害	千円							
	畜 産 被 害	千円							
	水 産 被 害	千円							
	商 工 被 害	千円							
そ の 他	千円				計	団体			
被害総額	千円				消防職員出動延人数	人			
					消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所								
	災害発生年月日								
	災害の種類概況								
	消防機関の活動状況								
その他（避難の勧告・指示の状況）									

(第3号様式) (災害年報)

発生年月日 区分			災害名					計
人的被害	死者		人					
	うち災害関連死者		人					
	行方不明者		人					
	負傷者	重傷	人					
軽傷		人						
住家被害	全壊		棟					
			世帯					
			人					
	半壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部破損		棟					
			世帯					
			人					
	床上浸水		棟					
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟					
			世帯					
		人						
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他の	田	流失・埋没冠水	ha					
			ha					
	畑	流失・埋没冠水	ha					
			ha					
	学校	箇所						
	病院	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	清掃施設	箇所						
	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	被害船舶	隻						
水道	戸							

発生年月日 区分		災害名						計
その他の	電話回線							
	電気戸							
	ガス戸							
	ブロック塀等箇所							
発生災害	建物件							
	危険物件							
	その他の件							
	り災害世帯数	世帯						
	り災害者数	人						
	公共文教施設	千円	()	()	()	()	()	()
	農林水産業施設	千円	()	()	()	()	()	()
	公共土木施設	千円	()	()	()	()	()	()
	その他の公共施設	千円	()	()	()	()	()	()
小計		千円	()	()	()	()	()	()
その他の	公共施設被害件数	団体						
	農業被害	千円						
	林業被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他の	千円						
被害総額		千円						
都道府県災害対策本部設置市町村解散			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部解散			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人	人

(第4号様式)

被害状況報告

世帯構成員別被害状況調（中間、決定）

区分 世帯数	全 壊		流 出		半 壊		床上浸水		計	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
1人世帯										
2人 "										
3人 "										
4人 "										
5人 "										
6人 "										
7人 "										
8人 "										
9人 "										
10人 "										
11人 "										
12人 "										
13人 "										
14人 "										
15人 "										
計										

44. 災害弔慰金関係様式

様式第 1 号（第 5 条関係）

診 断 書

氏 名			生年月日	年 月 日		性別	男・女	
傷 病 名				負傷発病年月日		年 月 日		
障害の部位				初 診 年 月 日		年 月 日		
既 往 症		既存 障害		治 癒 年 月 日		年 月 日		
療養の 内容及び 経過								
障害の 状態の 詳細	(図で示すことができるものは図解すること)							
関節運動範囲	種類範囲							
	部位							
		右						
		左						
		右						
		左						
	右							
	左							
上記のとおり診断します。 郵便番号_____電話番号_____番 局 病院又は所在地_____ _____年 月 日 診療所の名 称_____ 診療担当者 氏 名_____ 印								

様式第2号（第6条関係）
災害援護資金借入申込書

* 受付日		* 受付番号		* 受付者		* 貸付番号		
被災日時		年 月 日 時		災害名				
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 3 家財の損壊		被害場所				
返す方法		1 年 譜 2 半年譜		いつまでに返せますか		年 月 (回)		
借入申込者について	フリガナ				男 ・ 女	年 月 日生 (歳)		
	氏 名							
	フリガナ				郵便番号		電話番号	
	現住所	(方)			局 番			
	本 籍				勤務先の名称と所在地			
	職 業							
	世帯の状況と収入	氏 名	世帯主との続柄	年 齢	健 否	職 業	収入 (月収)	勤務先・学校名
	収入合計		円			支出合計		円
資産の状況	土 地	(1) 宅地 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²	住居の状況		(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居			
	建 物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²	生活保護		年 月 日 より受給 (先、住、教、医)			
	負 債	(内容) (金額) 円						
(保証人が書いて下さい) 連帯保証人	氏 名				男 女	年 月 日生 (歳)		
	現住所				本籍地			
	職 業	月収	円	申込者との関係	家族数	人		
	資 産	土 地	(1) 宅地 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²	勤務先	名 称			
		建 物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²	所在地	電話 局 番			
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況					(状況) (有・無)			
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有・無)			
資金の使途	資金の使い方総額			資金の内訳 合計 円				
	に 円			災害援護資金で 円				
	に 円			手持ち資金で 円				
	に 円			その他 () で 円				

被害 の 状 況	被災時の 具体的状況					負傷	全治	箇月
	住居の被害		(1) 全壊 (2) 半壊					
	家 財 の 被 害	品 名	現在購入に 要する費用	被害額	品 名	現在購入に 要する費用	被害額	
		和だんす			婦人用腕時計			
		整理だんす			畳 (畳中で 畳が被害)			
		洋服だんす						
		鏡 台			障 子			
		腰掛机			ふすま			
		本箱・本だな						
		食器・戸だな			小 計			
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財			
		げた箱						
		照明器具			品 名	現在購入に 要する費用	被害額	
		じゅうたん						
		扇風機						
		石油ストーブ						
		電気やぐらこたつ						
		電気冷蔵庫						
		電気・ガス炊飯器						
		電気洗たく機						
		電気掃じ機						
		ミシン						
		電気アイロン						
		自転車						
		テレビ						
ラジオ								
柱時計								
目覚し時計				小 計				
紳士用腕時計				合 計				
上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申込みます。 年 月 日 借入申込者 ㊞ 上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 年 月 日 連帯保証人 ㊞ 南越前町長 様								

第 号

年 月 日

様

南越前町長



災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第	号
貸付金額	円	
据置期間	年 月 日から	年 月 日まで
償還期間	年 月 日から	年 月 日まで
償還方法	年 賦・半年賦・月賦	
利 子	年 パーセント・無利子	

資金をお渡しする日と手続について

(1) 貸付金交付日 年 月 日

(2) 場 所

(3) ご持参なさるもの

ア この通知書

イ 同封の借用書

ウ あなたの印鑑

エ あなたと保証人の印鑑証明書各1通

(この処分に対して不服がある場合)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南越前町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南越前町を被告として（訴訟において南越前町を代表する者は南越前町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号

年 月 日

様

南越前町長



災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

（この処分に対して不服がある場合）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南越前町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南越前町を被告として（訴訟において南越前町を代表する者は南越前町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 5 号 (第 9 条関係)

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額 円

利 子 年 パーセント・無利子

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦・半年賦・月賦

上記の通り借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

借受人住所

氏名

㊞

保証人住所

氏名

㊞

様式第 6 号 (第 12 条関係)

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人住所
氏名



南越前町長 様

記

貸付番号
借受人氏名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償還期限
償還金額
償還未済額
繰上償還をする日
〃 金額

様式第7号（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所

氏名 ⑩

連帯保証人 住所

氏名 ⑩

南越前町長 様

申請の理由 (具体的に)				
貸付けの条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期間等	ただし 箇月 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間 の 根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

第 号

年 月 日

様

南越前町長



支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次の通り承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	箇月
変更後の償還期間	年	月	日から	年 月 日まで

（この処分に対して不服がある場合）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、南越前町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、南越前町を被告として（訴訟において南越前町を代表する者は南越前町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号

年 月 日

様

南越前町長



支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

（この処分に対して不服がある場合）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南越前町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南越前町を被告として（訴訟において南越前町を代表する者は南越前町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 10 号（第 14 条関係）

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住所
氏名 ⑩

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

南越前町長 様

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額		円			
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

第 号

年 月 日

様

南越前町長



違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記の通り承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子
円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除致します。

（この処分に対して不服がある場合）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、南越前町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、南越前町を被告として（訴訟において南越前町を代表する者は南越前町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号

年 月 日

様

南越前町長



違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る違約金は、 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

（この処分に対して不服がある場合）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、南越前町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、南越前町を被告として（訴訟において南越前町を代表する者は南越前町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 13 号（第 15 条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借請人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還期間	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円 全部 償還未済額の 一部で 円				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏 名				
	現住所				
	本 籍				
	借受人との関係			職業	
	勤務先及び所在地				
借その人相又続は人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏 名				
	現住所			借受人との続柄	
	職 業			勤務先及び住所	
保証人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏 名				
	現住所			借受人との関係	
	職 業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 免除申請者 ⑩ 南越前町長 様					

第 号
年 月 日

様

南越前町長



災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還を免除した額

元 金	円
-----	---

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき
年利 %の率で違約金が更に加算されます。

（この処分に対して不服がある場合）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、越前市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、南越前町を被告として（訴訟において南越前町を代表する者は南越前町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

南越前町長



災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 %の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

（この処分に対して不服がある場合）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、南越前町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、南越前町を被告として（訴訟において南越前町を代表する者は南越前町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 16 号 (第 17 条関係)

氏名等変更届

貸付番号				
借受人	氏 名		住 所	
連帯保証人	氏 名		住 所	
☐ で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。 年 月 日 借受人（又は同居の親族） 住 所 氏 名 印 連帯保証人 住 所 氏 名 印 南越前町長 様				

(参考) 規則第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票				決定番号			
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生		
	死亡した者の氏名						
	死亡した年月日	年 月 日		住所			
	死亡の状況 (行方不明)	災害名			死亡した場所		
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名		住 所			備 考
支給に関する事項	支給日	年 月 日		支給場所			
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名		続 柄	支給金額		
					円		
		住 所					
	先順位者の有 無	有 ・ 無		同順位者の有 無	有 ・ 無		
先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由			支給制限事由に該当の有無	有 (その事由) 無			
備考	支給した職員						

(参考) 規則第4条の調査事項

災害障害見舞金支給調査票

				決定番号	
障害者に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生
	障害者の氏名				
	障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日	年 月 日		住 所	
	負傷・疾病の状況	災害名		傷病を負った場所	
	障害の種類程度等	医師の氏名	所属する医療機関名 医師の氏名 () ()		
障害の状況		法別表の該当事項(号)			
支給に関する事項	支給日		支給制限事由に該当の有 無	有 (その事由) 無	
	支給場所				
	支給金額	円			
備考	支給した職員				

45. 医療協定に関する様式
様式 1

救 護 班 診 療 記 録

救護班名
班長医師氏名
印

年 月 日	市 町 名	患 者 氏 名	年 齢	病 名	措 置 概 要	備 考

様式 2

救護班名
班長医師氏名

印

使用年月日	使用医薬品衛生材料品名	使 用 料		購入価格		備 考

様式 3

救 護 日 報

令和 年 月 日

班長医師氏名

印

救 護 班 の 所 属	職 種	氏 名				従 事 し た 時 間	
救 護 所 設 置 場 所							
救 護 人 員	死 亡	重 症	軽 症	助 産	その他	計	
活 動 状 況							

様式4－（2）

事 故 傷 病 者 概 要

氏 名		性 別	男・女	年 齢	才	住 所	
職 種		所属医療機関・団体名					
傷病者		程 度	重症・中等症・軽症			転 帰	
外来・入院（ 月 日）	診療（入院）医療機関名						
受 傷（発病）日 時	年 月 日				午前 午後	時 分	
受 傷（発病）場 所							
受傷（発病）時の状況							

様式 5－（１）

年 月 日

南越前町長

殿

武生医師会長

印

救護班として救護活動に従事した者に係る費用弁償等として、災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則第 6 条の規定に基づき、下記の金額を請求します。

記

請求金額

円

従事者 医師氏名

他

名

詳細は別紙のとおり

様式 5 - (2)

委 任 状

収 入
印 紙

私たちは、今次災害に係る費用弁償等の請求並びに受領に関する一切の権限を
武生医師会長 に委任します。

[illegible]

様式 5 - (3)

1 従 事 内 容

職種	氏 名	所属救護班	従事した業務	従事した場所
計				

2 費用弁償明細書

職種	氏 名	従事した期間	日 数	単 価	金 額
計					

3 旅費明細書

職種	氏 名	日 程	発着および 経由の他	鉄道賃等	日 当		宿泊料		計
					日数	金額	泊数	金額	
計									

4 時間外勤務手当明細書

職種	氏 名	従事年月日	勤務時間	手当の対象となる時間	単 価	金 額
計						

注) 手当の対象となる時間数において端数の生じる場合は 30 分未満は切り捨て、30 分以上は時間とする。

5 薬品・衛生材料実費明細書

品 名	単位	使用数量	単 価	金 額	備 考
計					

6 自動車等借上明細書

借上者氏名	使用年月日	使用区間	車種	台数	単価	金額	借上料
計							

7 機械器具等修繕明細書

所有者氏名	修繕年月日	品 名	修繕箇所	修繕業者	金 額
計					

8 燃料費明細書

使用者氏名	使用年月日	車 種	走行区間	品 名	使用量	単価	金 額	購入先
計								

様式 6

療 養
休 業
障 害 扶 助 金 支 給 申 請 書
遺 族
葬 祭
打 切

南 越 前 町 長 殿

住 所

氏 名

印

災害救助法第 29 条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。

公用令書		第 号		年 月 日	
従事者又は協力者	住 所		職 業		
	氏 名		生年月日		
従事又は協力していた救助業務					
事故発生の日時及び場所					
事故発生の原因及び状況					
傷病名、傷病の程度及び身体状況					
療養又は休業を要する見込み期間					
事故発生の時、本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職業	備 考

添付書類 算出明細書

様式 7

令和 年 月 日

南越前町長 殿

武生医師会長 (印)

災害時の救護活動に関する協定書実施細則第8条の規定に基づき、事務費として下記の金額を請求します。

請 求 金 額 円

救護班の出動総数	班
救護班の出動延日数	日
1日3時間を超えて救護活動を実施した救護班の出動延日数	日

46. 非常通信用連絡用紙

福 井 県 非 常 通 信 協 議 会
非 常 通 信 用 通 報 用 紙

種類①	字数②	発信局③	受付時分④	月	日	時	分
⑤ あて先 住 所 氏 名 TEL FAX							
中継局名		⑥					
⑦							30
							60
							90
							120
							150
							180
⑧ 発信者 住 所 氏 名 TEL FAX							
⑨ 取扱機関名 1 / 2 / 3							
取 扱 者 1 / 2 / 3							

⑩	受信開始時間 時 分	から受信	送信開始時間 時 分	へ送信	送信方法
1	受信終了時間 時 分	相手担当者	送信終了時間 時 分	相手担当者	FAX・電話・使走
⑩	受信開始時間 時 分	から受信	送信開始時間 時 分	へ送信	送信方法
2	受信終了時間 時 分	相手担当者	送信終了時間 時 分	相手担当者	FAX・電話・使走
⑩	受信開始時間 時 分	から受信	送信開始時間 時 分	へ送信	送信方法
3	受信終了時間 時 分	相手担当者	送信終了時間 時 分	相手担当者	FAX・電話・使走

47. 緊急通行車両関係様式

別紙様式 第1

地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 令和 年 月 日 公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等事前届出済証 先のとおり事前届出を受けたことを証する 令和 年 月 日 公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号		(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済書を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他、緊急車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所		() 局 番
	氏名		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。			